

I S S N 0386-5878
土 研 資 料 第 2082 号
治 水 研 究 (9)

総合治水対策の検討・評価に関する調査報告書
〔別冊資料集〕

昭和59年 3 月

建設省土木研究所
総 合 治 水 研 究 室

Copyright © 1984 fiscal year by P.W.R.I.

All rights reserved. No part of this book may be reproduced by any means, nor transmitted, nor transland into a machine language without the written permission of the Director of P.W.R.I.

この報告書は、土木研究所長の承認を得て刊行したものである。
したがって、本報告書の全部又は一部の転載、複写は土木研究所長の承認を得ずしてこれを行ってはならない。

は じ め に

総合的な治水対策を検討・実施するためには、ハード・ソフト含めた各種対策の効果評価を踏まえて、流域の各管理者に理解と協力をお願いするとともに、それらの施策を実効有らしめるための制度等を活用することも重要であると思われます。

本資料集は、総合的な治水対策を実践するに当って、参考になると考えられる全国の自治体等の制度、技術指針等の事例、国の基本方針などを整理したものです。

これらの諸資料は、自治体及び国の担当の方々が、それぞれのおかれた地域・流域条件あるいは社会経済状況の中で、日々腐心・努力された結果作られたものであります。これらの方々に、深い尊敬と感謝の意を表します。

また、資料5及び7に関しては、当研究室の本間研究員が主体となって作成した土研資料からの抜粋です。

本資料集を少しでも参考にして、総合的な治水対策が一步でも前進するのであれば、望外の幸せであります。

昭和59年3月

総合治水研究室

(担当；金木)

目 次

はじめに	
資料 1 総合的な治水対策の推進方策についての中間答申	1
資料 2 水系の総合的な管理について (「第三次全国総合開発計画」より抜粋)	3
資料 3 宅地開発等指導要綱に関する措置方針	9
資料 4 流出抑制施設等に関する制度・技術指針など	25
4-1 流域貯留浸透事業制度要綱(案)	27
4-2 貯留浸透施設の管理に関する協定書(案)	28
4-3 流域貯留施設等設計指針(案)について	29
4-4 相模原市雨水調整施設設置基準	33
4-5 茨城県公有水面(ため池)埋立認可技術基準(案)	40
資料 5 建築物の耐水化に対する助成制度の事例	49
5-1 東京都水害予防住宅等高床工事助成事業補助要綱	51
5-2 松戸市低住宅地におけるかさ上げ工事資金の融資あっせん 及び利子補給に関する要綱	54
5-3 市川市低住宅盛土、かさ上げ工事資金のあっせん及び利子 補給に関する規則	56
5-4 川崎市浸水低地改良資金貸付制度	57
5-5 名古屋市住宅かさ上げ等、資金融資制度の概要	58
5-6 京都市加佐郡大江町住宅防災事業資金利子補給規程	59
資料 6 盛土・残土規制条例等の事例	61
6-1 船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規 制に関する条例	63
6-2 鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制 に関する条例	68
6-3 市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に 関する条例	74
6-4 八潮市宅地、農地等の土砂埋立てに関する指導基準	78
6-5 建設残土対策に関する当面の措置方針	79
資料 7 災害危険区域の整備状況と条例集(出水・津波・高潮)	81
7-1 災害危険区域条例の整備状況	83

7-2	札幌市建築基準法施行条例（抄）	84
7-3	北海道厚岸部浜中町災害危険区域内の建築制限条例	86
7-4	青森県中津軽郡岩木町建築基準条例	87
7-5	岩手県東磐井郡川崎村災害危険区域に関する条例	88
7-6	長野県飯田町災害危険区域に関する条例	89
7-7	名古屋市臨海部防災区域建築条例	90
7-8	島根県大和村災害危険区域に関する条例	94
7-9	佐賀県建築基準法施行条例	95
7-10	浸水危険地域における建築指導書の事例	96
(1)	札幌市	96
(2)	名古屋市	97
資料8	その他の資料	99
8-1	埼玉県見沼三原則関連	101
(1)	見沼田圃農地転用方針（三原則）	102
(2)	見沼田圃の開発について（三原則補足）	102
(3)	見沼田圃の取り扱いについて（三原則補足）	103
(4)	見沼三原則制定の経緯	103
8-2	岡山県県土保全条例	109
8-3	大阪府災害見舞金内規	112
8-4	北九州市災害弔慰金および見舞金に関する条例	114
引用文献		115

資料一 総合的な治水対策の推進方策についての中間答申

〔１〕 総合治水対策を強力に推進すること。

最近の我が国においては、河川流域の開発、特に都市化が急速に進展し、これに対応する治水施設の整備が立ち遅れたため、毎年各地で激甚な災害が発生し、多くの人命と莫大な財産が失われている。このような状況に対処するためには、治水施設の整備を促進するとともに、流域開発による洪水流出量及び土砂流出量を極力抑制し、河川流域の持つべき保水、遊水機能の維持に努めるべきである。また、洪水氾濫のおそれのある区域及び土石流危険区域においては、治水施設の整備状況に対応して水害に安全な土地利用方式等を設定するとともに、洪水時における警戒避難体制等の拡充を図るほか、被害者救済制度を確立するなど総合的な治水対策を実施し、水害による被害を最小限にとどめるべきである。

〔２〕 総合治水対策の施策として、次の事項を強力に推進するとともに、必要な制度を確立すること。

- (1) 河川流域の持つべき保水、遊水機能を設定し、その機能を確保するための諸施策を策定すること。
- (2) 洪水氾濫予想区域及び土石流危険区域を設定し公示すること。
- (3) 治水施設の整備については、長期的な工事实施基本計画のみならず、必要に応じ当面目標とする緊急整備目標を設定すること。
- (4) 治水施設の現況並びに緊急整備目標に対応して水害に安全な土地利用方式及び建築方式の設定を図ること。
- (5) 洪水時の諸情報を住民へすみやかに伝える体制を強化すること。
- (6) 土石流危険区域における警戒避難体制の整備を図ること。
- (7) 水防体制の強化を図ること。

〔３〕 総合治水対策の実施に当たっては、次の事項に十分留意すること。

- (1) 関係住民の理解と協力が得られるよう極力努力すること。
- (2) 関係する各分野との調整を図るため、関係部局、関係各省及び地方公共団体との協議体制を整備すること。

〔４〕 次の事項については、なお引き続き調査研究し、その実施を極力推進すること。

- (1) 流域の保水、遊水機能を確保する流出抑制手法及び土砂流出抑制手法の開発とその治水上の効果の検討。
- (2) 治水施設整備費用の開発者負担制度及び受益者負担制度の研究。
- (3) 水害保険など被害者救済を図るための制度の研究。

資料一 2 水系の総合的管理について

出典) 国土庁編:「第三次全国総合開発計画」, 1977, 11 (p.37~42)

水系の総合的管理

国土保全施設の整備が進められているにもかかわらず,都市化等開発の急速な進展により,国土保全施設の整備水準や施設整備の進めく速度と国土利用との不均衡が生じ,洪水等自然災害の危険性が拡大し,災害が多発している。

災害危険区域への人口,資産の拡大により,被災基盤が拡大し,災害時には被害が増大する。

森林,水田,ため池等の土地利用転換により流域の保水機能が低下し,また,既存遊水地の壊廃により遊水効果が減少したため,洪水の最大流量が増大するとともに,洪水到達時間が短縮されている。

流域の保砂機能の減退により流出土砂の増大と河道の埋没を招き,安全度が低下している。

河川の自然環境の容量に対する過度な汚染物質の排出及び流入による水質の悪化,流域の不浸透域の拡大による地下水かん養能力の低下,水循環系の短絡化による河川流量の減少,河道の単調な人工水路化等により陸水環境が悪化し,瀬と淵等の川の持つ独特の自然環境が消滅し,多様な陸水生態系が貧困化した。そのため,都市域における貴重な自然・生活環境空間としての機能が減退している。また,地下水の過剰なくみ上げにより全国各地に地盤沈下を生じ,洪水,高潮等による被害発生危険性が増大している。

このような現状に対処して,安定し安全な国土の確保を図ることが課題であり,国土を生態系が創出・維持され,人間の諸活動が営まれている生命ある微妙な自然系としてとらえ,流域の規模,流域内平地の割合と分布形,流域内山地の起伏の程度と分布形,流域内都市の規模と立地形等自然的,社会的特性に応じて,それぞれの水系の持つ流域ごとに水系管理の基本的方向を明らかにする必要がある。

まず,総括的な課題は,次のとおりである。

- (i) 水系ごとに,その流域特性に基づいて流域の土地利用の可能性と限界を求めつつ,流域の適正な開発と保全の誘導を図る。
- (ii) 昭和65年を目途に,大流域については,少なくとも戦後最大の降雨に対して十分な安全度が確保され,また,都市を擁する中小流域及び地方の主要中小流域については,少なくとも5年~10年に1度発生する程度の降雨に耐えられるよう治山・治水施設についての整備目標を確立する。
- (iii) 森林,水田,ため池,遊水地等の保全に努め,保安林の整備,治山・砂防施設等山地保全施設の整備を推進し,流域の安定性を確保する。

また,国土保全施設の整備手段として,流域の安全性の保持と都市域のオープンスペー

ス機能の確保を兼ねて治水緑地、防災調節池、多目的遊水地等の現地貯留システムを整備する。

- (iv) 悪化した陸水環境の改善を図るため、下水道の整備、汚泥の浚渫、浄化用水の導入、排水規制の強化等により水質の改善、維持に努める。

特に、水質環境基準の設定されている流域については、下水道の整備等を積極的に推進する。

また、河川の単調な人工水路化を避け、瀬と淵からなる多様な陸水生態系の維持に努め、あわせて自然・生活環境空間を確保する。

なお、上水等の利水量の増大、下水道の整備等により、流域の水循環は大きく変化しており、このため、取排水のあり方、水利用のあり方等を含め流域全体の水循環システムを総合的に検討する。

- (v) 地盤沈下地域に対しては、国土保全施設の整備とあいまって、地下水の保全を図り、規制を強化しつつ利用の合理化を図る等総合的、合理的な施策を推進する。また、施策の推進に当たっては、地盤沈下のおそれのある地域も含め措置する必要がある。

- (vi) 浸水や土砂崩壊等による災害の発生しやすい地域においては、その周知を図り、防災の側面から適正な土地利用や構造物の誘導・規制のための施策を一層推進し、国民の自発的な防災意識、特に、連帯意識の薄い都市住民に対して、防災への自発的な意識の醸成に努める。

- (vii) 予報、警報、避難をより迅速かつ的確に行うため、気象、水象、地震等に関する観測・予報施設の整備を推進するとともに、一層の技術開発を促進する。また、災害発生時の人的損失を極力防止するため、警報、避難、救護等の防災組織体制の拡充強化を推進する。

- (viii) 複雑な自然系の中で、人工的な国土保全施設の機能を的確に発揮させるため、流水管理施設群の総合的な整備を促進する。

次に、流域特性別の課題は、次のとおりである。

(山地性流域)

天竜川、仁淀川等山地性流域では、集落が狭隘な山間等に点在し、絶えず洪水、土砂崩壊等による災害に脅かされているため、森林資源の利用・開発に当たっては、特に流域の安定に配慮し、また一貫した計画の下に山腹防護、土石流防止等の治山、砂防、急傾斜地保全等の対策を実施する。特に、山地が脆弱な流域、特殊土壌地帯流域及び山麓域等に人口が急増している流域については、激甚な土砂災害が予想されるので、保安林整備、治山・治水等国土保全施設の整備を推進するほか、人的損失の大半が土砂災害によっていることにかんがみ、土石流等の災害危険区域の周知と住民の自発的な防災意識の醸成を図ることにより、危険区域への人口、資産の拡大を防止するとともに、予報・警報・避難体制の整備により人的損失を防止する。

また、太田川等下流に都市化の進んだ地方都市を擁する流域では、水資源は高度に利用さ

れ、また、下流住民の上流山地域へのレクリエーション需要も大きいため、保安林や治山・砂防施設の整備等による流域の保全とダム等の治水施設の整備による下流域の安全性の確保が特に重要である。

(平地・丘陵に富む流域)

信濃川等平野・盆地が上・中・下流にわたり存在する内陸性の流域は我が国土の大半を占めているが、これらの流域では、山地崩壊、土砂流出、洪水氾濫、内水湛水等いくつかの自然災害が重なって発生する。また、流域内の人間の諸活動は幹川に沿った縦断的な関係の下に行われ、水資源は比較的高度に反復利用され、汚染物質は上流から下流に至る河川の全流域にわたって排出される。

このため、水源から河口に至るまで、水系を一貫して総合的に国土の保全と利用を推進することが特に重要であり、保安林の整備、治山・治水等の国土保全施設の整備、災害危険区域の周知、流域の適正な保全・開発の誘導、予報・警報の施設及び体制の整備、下水道の整備、排水の規制等を図る。また、このような流域は石狩川に見られるように上・中・下流に広大な丘陵、台地、平地が展開し、極めて大きな開発可能性を有し、その発展を期待されているものが多い。

このうち、石狩川、最上川、阿武隈川、大淀川等の流域は、丘陵、台地が広く分布し、土地利用転換を伴う各種の開発が可能であるので、今後開発に伴い流域の保水・保砂能力の減少による土砂流出の増大、洪水流出の増大を招くおそれがある。このため、流域の森林の整備に努めるとともに、治山・治水の計画及び施設に留意して、整合性のとれた国土保全対策を推進する。

一般に、河川の自然環境の容量は極めて小さいことから、これらの流域では、上流での過度な汚染物質の排出が直ちに下流の水質の汚染を招くこととなる。このため、排水の規制や下水道施設の整備等による汚染物質の軽減を図るとともに、排出負荷量が河川の自然環境に受け入れられる範囲内にとどまるよう検討しつつ、適正な人口、産業の配置を図ることにより良好な水質環境の保全に努める。

(平地性流域)

筑後川等の平地性流域は、下流域等に肥よくな低平地を擁し、農業的、都市的土地利用が広範かつ高度になされ、流域のポテンシャルも高い。

しかし、山地から流出する洪水等は多くの支流を集めて広い平地域を縦断して河口に至るため、内水湛水に悩まされるとともに、ひとたび洪水が氾濫すれば、重大な被害の発生を招くなど自然災害に対して脆弱である。更に、流域の水資源は農業的、都市的用水として高度に利用され、水質、水量等の陸水環境も好ましい状態にない。

このため、自然災害に対して安全な国土の確保と良好な陸水環境の保持が重要な課題であり、ダム、堤防、排水機場等国土保全施設の整備や下水道等の水質保全施設等の整備を推進する。

また、上流山地域が水源かん養域として、また流域住民のレクリエーション空間として貴

重な資源であることや、無秩序な開発行為が洪水等流出の増大を招き、流域の安定性と安全性を低下させること等にかんがみ、適切な流域の保全を図るとともに、保安林の整備、治山・治水施設の整備等を促進する。

更に、中・下流域での都市的土地利用の推進に当たっては、災害危険区域の周知を図ることにより、危険地域への不用意な人口、資産の拡大を防止する。

（大都市圏流域）

首都圏、中部圏、近畿圏の大都市圏を擁する利根川、木曾川、淀川等の流域については、東京、名古屋、大阪等大都市の急激な拡大による流域の土地利用の改変が既に著しく、しかも、人口の自然増の圧力により依然として流域の土地利用の改変が進んでいる。この結果、住民の国土保全に対する認識と災害に対する関心の不足とあいまって、災害危険区域への急速な人口の集中と資産の蓄積を招き、災害の発生の可能性は一層高まっている。

人口、資産、交通通信、中枢管理機能等が集積したこのような大流域は、ひとたび災害が発生すれば、経済・社会に重大な影響を及ぼす大災害になるおそれがある。このため、水源域の森林の整備、山腹工、溪流工等の治山・砂防事業による水源保全施設の整備、ダム群や遊水地の建設及び河道の拡大、新川開削、大型排水機場等の建設等による洪水防御施設の整備のほか、臨海の低地部においては、高潮対策事業、地盤沈下対策事業を進め、国土保全施設の整備を推進する。更に、災害危険区域の周知による被災基盤の拡大防止、流域の適正な土地利用・構造物の誘導・規制の強化を図るなど流域を系とする総合的な国土保全対策を実施する。

また、大都市圏流域の悪化した陸水環境を改善するため、下水道の整備、排水の規制等の対策を流域を系として総合的に実施する。

なかでも、多摩川等は、流域住民等の水道水源、自然環境、レクリエーションの場として重要であると同時に、流域の利用が高密度に進みつつあるので、流域の保全が特に緊要である。

鶴見川、猪名川等の流域は、人口の急増と市街化の急速な進展により流域全体が都市化しつつある。この結果、洪水流出の急増、流出土砂の増大、水質の悪化、河道の単調な水路化等の諸問題が露呈しつつある。

これに対処するため、国土保全の諸対策を総合的に推進するとともに、特に、遊水地、治水緑地、防災調節池、公園等のオープンスペースを利用した調節池等の現地貯留システムの積極的な推進を図る。更に、今後はこれらの諸施策によっても対応が困難な状態になることが予想され、流域内に残された自然空間が流域の安定に極めて重要であることから、流域の都市的開発等について抑制の観点からその適正を図る。

綾瀬川等の人口増加の圧力が極めて高い流域では、新たに、既存の流域貯留効果を確保しながら都市的利用の拡大を図る多目的遊水地を建設する。

都市域を貫流する河川については、都市域の自然・生活環境空間としてかけがえのない貴重なオープンスペースであるという認識の下に、人工系の流域貯留システムの整備を推進し

ながら、水源域の保全、国土保全施設の整備を図り、流域の安定性と安全性の確保に努める。

(小流域)

小流域は、大流域の1支流域若しくは海に直接注ぐ独立した流域として国土の一部を構成しており、大流域に比べ流域の持つ自然の容量が小さいという制約条件の下にある。この結果、小流域は人間の働きかけに対し鋭敏に応答し、小規模な土地利用の改変によっても流域の安定性を損なう場合があり、山地崩壊、土砂流出、洪水流出の増大を招き、流域の安全度を著しく低下させる特性がある。

このため、小流域を単位とする国土の保全と利用については、特に細かい配慮が必要である。

なかでも、人口の急増が予想される地方都市を擁する巴川等の流域あるいは今後開発により土地利用転換が予想される流域では、可能な限り森林、ため池等の保全を図り、自然系の保水・保砂能力の確保に努める。更に、治水緑地、防災調節池、既存遊水地を確保する一方、高度な土地利用を図る多目的遊水地等人工系の保水・保砂システムを積極的に展開して流域の安定性の確保を図り、また、山腹防護・土石流防止等治山・砂防施設、ダム・堤防・排水機場等治水施設の整備を促進して流域の安全を図る。

また、主として都市を貫流する河川は、土地の高度利用の要請からとかく画一的、単調な単断面の水路になりやすく、瀬と淵を有する多様な陸水環境が損なわれ、貴重な都市域の自然環境・生活環境空間が喪失されることにかんがみ、国土保全施設の整備に当たっては、これらに十分配慮する。更に、小流域の陸水環境の容量は極めて小さいため、水質等は既に悪化したものが多く、排水規制、下水道の整備を推進して汚染物質の排出の軽減に努める。

(湖沼等の閉鎖水域を有する流域)

琵琶湖、諏訪湖、霞ヶ浦等の閉鎖水域を有する流域では、自浄能力を超えた汚染物質の排出による湖沼内の蓄積は富栄養化を招き、ひとたび水質が悪化すれば、単に利水面にとどまらず自然環境、生活環境等に重大な影響を与え、しかも、その回復は極めて困難である。

このため、排水規制、下水道の整備とあわせて、湖沼の集水流域内の適正な土地利用や人口、産業の適正な配置に努める。

また、過度の汚染物質の排出により富栄養化の進むおそれのある閉鎖水域においては、下水の三次処理等を含め水質浄化対策を検討する。

資料一 3 宅地開発等指導要綱に関する措置方針

〔昭和58年7月〕
建設省

目 次

第1 宅地開発に関する技術的指導について	11
Ⅰ 共 通 事 項	11
Ⅱ 道 路	11
Ⅲ 公園・緑地等	14
Ⅳ 治水・排水施設	15
Ⅴ 画地・公益施設	19
Ⅵ その他の関連事項	20
第2 中高層建築物に関する指導について	22
第3 寄附金等の負担について	23

宅地開発等指導要綱については、その内容及び運用にわたり各種の問題点が指摘されているが、当面、これらの諸点について、次のような方針の下にその是正を求めるものとする。

第1 宅地開発に関する技術的指導について

1 共通事項

「必要と認めるときは、必要と認める施設を整備すること」等、基準が不明確なものがあり、個別の事案ごとに指導内容が異なっているものについて

- (1) 指導が必要なものについては、極力その基準を明確化する必要がある。
- (2) 個別の事案ごとに判断せざるをえない場合には、地方公共団体と開発事業者と協議してその要否、程度等を決定する等、その内容についての判断の合理性を明示するよう留意する必要がある。

Ⅱ 道 路

1. 主要道路（主要な区画道路を含む）

宅地開発（区画道路のみで対応できる場合を除く）に伴って整備を行う団地内道路の幅員について、開発の規模等からみて、不相応な広幅員の道路整備を求めているものについて

- (1) 主として地区内交通需要に対応する道路
宅地開発で整備する開発区域内の主要道路の標準的な配置及び幅員については、開発規模、用途を勘案し、開発によって発生する交通量を前提とした整備とする。
- (2) 周辺の交通需要を含めて対応する道路
開発区域の周辺の交通需要を含めて対応する整備が必要な場合には、当該道路整備の性格を考慮して安易に過大な幅員とすることをさけるものとし、当該地域の道路網上の位置付けを明確にするとともに、道路整備事業との調整に努めるものとする。

2. 区 画 道 路

〔1〕区画道路として6mを超える広幅員の道路を求めているものについて

住宅地における区画道路については、合理的な理由によるもの（多雪地に於ける除雪を考慮した幅員等）を除き、6mを超える幅員の区画道路を求めないものとする。

〔2〕利用形態に見合った小規模道路が認められないことにより設計上の創意工夫が生かされないことについて

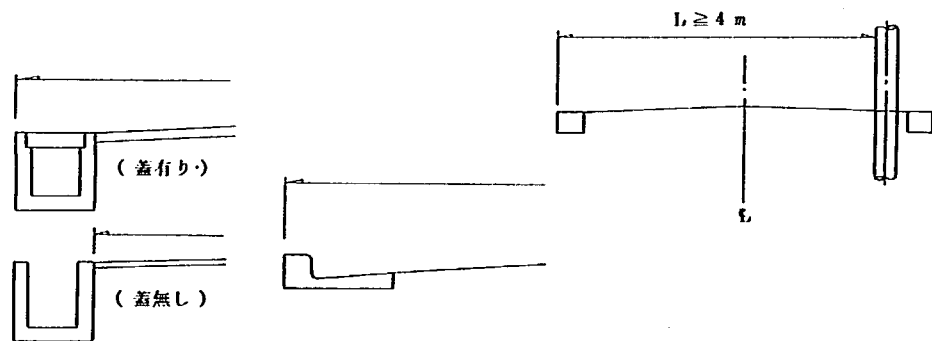
小区間の区画道路については、その利用形態及び設計上の創意工夫により 6 m 未満の道路で支障のない場合がありこの場合には交通条件等に応じた適切な幅員の道路を弾力的に認めるよう取り計らうものとする。

なお、この点について運用の円滑化及び統一化を図るため、6 m 未満の道路について関連する基準等を参考にし、運用基準を検討する。

- (1) 利用者がその道路に接する敷地の居住者及び居住者に用事のある者に限られ、その区画の数が少ない場合
- (2) ループ方式等閉鎖型の道路で車の出入が極めて少ないと想定される場合
- (3) 計画的に各敷地にカーポートを設けない等車の出入を制限している場合
- (4) 歩行者用通路として使用する場合

等

上記の場合においても車両等の走行がなされる場合には有効幅員 4 m を確保するとともに、幅員構成、交差点部の隅切り等については、道路構造令に基づき設定するものとする。
(L 型側溝・コンクリート蓋等で車両通行上支障のない場合は側溝等を含む。又、電柱等路上工作物を設置する場合はこれを除き、有効 4 m 以上必要とする。)



3. 取付道路

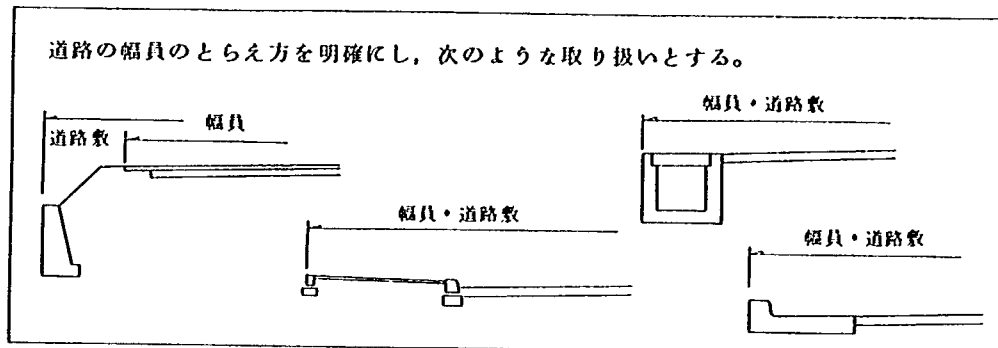
地区外の道路に至る取付道路について、その路線数、整備内容等に過大な要求をしているものについて

- (1) 地区外との取付道路は、地区内に配置される道路のうちもっとも基幹となる道路によって取付ける事が基本であり、交通処理上特別の必要性がある場合を除き複数路線を求めないよう配慮する。
- (2) 取付道路の区間については、宅地開発に伴い発生する交通量を通常の状態において処理するに足ると認められる区間を超えないものとする。

4. 幅員・勾配等

- (1) 自治体により幅員の考え方に差異があることにより、開発者の設計方針に混乱が生

ずるとともに、結果として広幅員の道路整備をさせられることがあることについて



〔2〕勾配について、最大7‰等道路構造令等に比し厳しい基準を定めることにより、結果として地形条件を生かした造成工事を困難としているものについて

最大勾配等の幾何構造は道路構造令に基づいて設定するものとする。

〔3〕沿道の土地利用形態を考慮せず、一律に停車帯を含む幅員構成で整備を求めているものについて

停車帯は商業施設が連なる等停車需要が高く、停車による交通の障害が大きいと思われる場合に設置するものとする。

5. 暫定整備

発生交通量、地域の実情からみて、相当将来にならなければ必要がない高水準の道路の整備を要求されることがあることについて

片側2車以上の道路整備が将来必要な道路で、当面当該地区の開発に対応しては片側1車線の整備で、足りるような場合には、暫定的な整備を行う等、開発者に過度の負担を強いることのないよう取り扱うものとする。なお、この場合将来の全線整備に支障のないような措置を講じる必要がある。

6. 管理引継

工事完了した道路について相当程度入居が進まないと引継ぎがない等引継がすみやかに行われない場合があることについて

(1) 工事完了した道路については、速やかに引継ぐものとする。

(2) 引継に必要な手続等で著しく遅滞しているような例については、実情を調査し、必要な措置を講ずる。

Ⅲ 公園・緑地等

1. 公園等の確保

都市計画法に基づく開発許可基準を大幅に超えて公園、緑地又は広場の確保を求めているものについて

- (1) 開発許可に伴い確保することが必要となる公園、緑地及び広場（以下「公園等」という。）は、都市公園法に基づき地方公共団体が管理する公共施設として位置づけられるものであるため、これら公園等と造成上やむを得ず生じ又は残ることとなる法面等とは区分して取り扱われるべきものである。
- (2) 公園等の確保に当たっては、開発区域外の受益に応じた負担の調整を行う場合を除き、公園^{*}について開発区域面積の3%かつ開発区域内人口1人当たり3㎡を確保することを基本とし、良好な樹林地等を存置する場合等であっても、これらを含めた公園等の面積の合計について開発区域面積の6%以上又は開発区域内人口1人当たり6㎡以上の確保を求めることは適当でない。
- (3) なおこの場合、中高層住宅の建設を目的とする開発については過大とならないよう実態に即して運用を図る必要がある。

* 5 ha 未満の開発行為においては、代替機能をもつ緑地及び広場を含む。

2. 公園等の確保を求める開発規模

開発規模 0.3 ha 未満の小規模開発についても一律の基準により公園等の確保を求めているものについて

小規模開発においては、確保される公園等が過小となり公園整備の効率上、公園利用上又は維持管理上も問題がある。このため都市計画法に基づく開発許可基準においても小規模開発については、必要的に公園等の確保を求めないこととしており、開発規模 0.3 ha 未満の開発について、一律の基準により公園等の確保を求めることは適当でない。

3. 洪水調節（整）池と公園等の兼用

洪水調節（整）池を公園等に使用することを認めていないものについて

開発区域における洪水調節（整）池については、都市公園として利用、管理することに支障のない範囲で弾力的に活用することとし、公園等として取り扱ってさしつかえない。

なお、この場合、公園等としての安全な利用を確保する上で支障の生じない設計を行うこと、洪水調節（整）池と公園等の管理上の調整を図ること等に留意する必要がある、これらの点について別途検討を行う。

4. 公園等の位置、形状等

公園等の位置、形状、規模、勾配、施設、接道条件、高圧線下の取り扱いにバラツキがみられ混乱を生じているものについて

- (1) 公園の形状、規模、勾配、施設、接道条件等については、都市計画法に基づく開発許可基準において規定があるが、当該規定の運用及び規定のない部分の運用に当たっては、当面社会的妥当性に考慮し行き過ぎのないよう十分留意する必要がある。

(2) 公園等の位置、形状、規模、接道条件等の取り扱い上の混乱を防ぐためこれらについての技術的な基準について検討を行う。

5. 緑地面積率等

開発指導要綱以外の条例等において一定の緑地面積率等を定めて開発区域内の既存樹林の保存、緑化面積の確保を求めているものについて

自然的環境の保全等の観点により既存樹林の保存、緑化面積の確保をはかることは行政上の課題ではあるが、開発区域内においてこれを開発者の負担により一方的に行わせることには問題があり、開発区域外の受益の程度を勘案し行政と開発者の間で負担の調整を行う等により開発者の過大な負担となることのないように配慮すべきである。

Ⅳ 治水・排水施設関係

1. 治水対策の選択

宅地開発に関連する治水対策について河川改修、洪水調節（整）池のいずれか1つの方式に限る指導を行っているものについて

治水対策については、関連する地域の洪水による被害を防止又は軽減するための所定の治水安全度の確保が可能な範囲で技術的、経済的条件及び当該地域の実情を勘案して合理的な方式の選択が可能となるよう措置すべきである。

2. 河川改修

(1) 計画降雨確率等

宅地開発に伴う河川改修について計画降雨確率等を当該地域の河川改修計画とかけ離れた計画としているものについて

河川改修計画の降雨確率等については、当該水系の下流で現に実施している河川改修計画と斉合のとれたものとなるよう計画すべきである。

なお砂防指定地内における宅地開発については、計算された流量に10%程度の土砂混入率を見込むものとする。

(2) 改 修 区 間

宅地開発に伴い必要となる河川改修区間が明確でないものについて

宅地開発に伴い必要となる河川改修区間は、当該開発による影響を考慮しても所定の治水安全度が確保されている区間に到達するまでとする。

なお当該河川について河川改修が行われている場合にはその進捗状況、宅地開発の時期等を勘案し、開発者が行うべき区間について、河川改修事業と調整を図るものとする。

(3) 流 出 係 数

開発に伴う流出量の算出に当たっての流出係数が通常の水準を大幅に上回っているものについて

流出係数については河川砂防技術基準(案)による数値を標準とする。

3. 洪水調節(整)池

(1) 対象となる開発

開発に伴い必要となる流出抑制対策の方法として小規模な宅地開発にも一律に専用の洪水調節(整)池の設置を義務づけているものについて

開発に伴い必要となる流出抑制対策の方法として、小規模な宅地開発についても一律に専用の洪水調節(整)池の設置を義務づけることは、必ずしも適当でない。

宅地開発に伴い必要となる流出抑制対策の方法については、専用の調節(整)池以外の雨水貯留、浸透システムにより同等の効果を期待できる場合もあるので、必要に応じ、これらの代替方策を採用し得るよう措置すべきである。

(2) 計画対象降雨量

洪水調節(整)池の洪水調節(整)容量を決定する超過確率が著しく大きいものについて

恒久調節池について超過率1/50、暫定調整池について1/30を超えるものとするよう義務づけることは、宅地開発の影響の及ぶ下流河川の改修計画の規模がこれらの数値を上回っている場合等特別の事情がある場合を除き、適当ではない。

(3) 恒久調節池と暫定調整池の区分

洪水調節(整)池を設置する場合について当該施設が恒久調節池であるか、暫定調

整池であるか明らかにされないものについて

恒久調節池、暫定調整池の別を明らかにし、暫定調整池として設置及び維持管理を指導する場合にあっては、その設置期間を「宅地開発に関連する区間の河川の一定の改修が完了するまでの期間とすること」のように具体的に開発者に明示する必要がある。恒久調節池については原則として公的な管理を行うことが望ましい。

(4) 設 置 位 置

開発区域外に洪水調節(整)池の設置を認めないものについて

洪水調節(整)池を設置する場合に開発区域内に設置するものと同等の効果が得られるものについては、開発区域外の適地に設置することを認めるものとする。

(5) 堤 高

洪水調節(整)池の堤高について5m以下にする等高さを制限しているものについて

15m未満のダムの高さについては、当面、防災調節池技術基準(案)及び大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)に準拠して設計・施工がなされるものであれば特に制限する必要はない。

ただし、砂防指定地内の宅地開発については、その地域の特殊性にかんがみ築堤方式とする場合には高さは3m以下とする。

(6) 多 目 的 利 用

洪水調節(整)池を公園等に使用する多目的利用を認めないものについて

洪水調節(整)池については、治水上の機能に支障が生じない限り公園等の他の用途に積極的に利用し、土地の有効利用を図るものとする。

この場合の治水対策上必要な技術基準等について別途検討する。

4. 下水道及びコミュニティ・プラント

(1) 計 画 規 模

雨水排除計画に当たって10年を大幅に上回る確率年を対象とする指導を行っているもの及び汚水について開発区域より発生することが想定される量を大幅に上回る汚水量を基本として施設を設置させているものについて

(i) 雨水排除については、降雨による土砂の流出を見込む必要がある等の理由のある場合を除き、下水道施設設計指針で定める確率年5年～10年を計画規模とすることが妥当である。

(2) 発生汚水量については、下水道施設設計指針に準拠し、開発区域の上水道等の最大給水量を勘案して妥当な汚水量を定めるものとするが、大量の汚水の発生が見込まれる特別の事情がない限り、近傍の公共下水道計画等で採用している家庭汚水量を大幅に上回る量とすることは適当でない。

(2) 構造・処理水質

- (1) 管渠について下水道施設設計指針を上回る管径の設置を指導し、管内流速についても同指針より厳しく指導しているものについて
- (2) 汚水について三次処理を義務づける等処理後の水質について高水準を求めているものについて

(1) 一般に下水道施設設計指針に定める諸元に従って施設が設置されていれば支障はないと考えられるので特段の理由なく厳しい水準を求める必要はない。

なお、開発区域内からの汚水に加えて、開発区域外からの汚水も流下させるため管渠を開発区域内に設置する場合には下水道事業との調整を図るものとする。

(2) 排出水の水質について法令上の制限がある場合を除き安易に高度処理を義務づけることには問題がある。

(3) コミュニティ・プラントの維持管理を開発者に行わせているものについて

コミュニティ・プラントは社会機能的にみれば公共団体が管理する公共下水道に類似するものであり、発生史的にみれば居住者が管理する各戸浄化槽に類似するものである。したがってその維持管理については、開発者にこれを行わせることには問題がある。当面入居者で組織する組合において管理することが妥当と考えられるので、この組合管理の方法によるよう努めるものとする。

ただし、現状においてはこの方法によるものとしても、維持管理上の問題が予想されるので、別途長期的課題として円滑な管理を促進するための方策について検討を行うものとする。

5. 排水に関する放流同意

洪水調節(整)池、沈砂池、終末処理施設等からの排水について

放流先河川の水利権者等の同意を義務づけ、宅地開発事業期間の長期化、宅地開発のコストの上昇を招いていることについて

放流先河川等の管理者以外の水利権者等についても同意を義務づけているのは、排水に係る係争を未然に防止する趣旨と考えられるが、開発行為の事業内容の周知を図らせること等は格別、すべての関係者の同意書の提出まで求めることは適当でない。事業の実施に伴う係争の恐れのある場合には、開発許可手続とは別途の手続において調整を図るよう指

導することが適切である。

V. 画地・公益施設

1. 画 地 等

(1) 画 地 規 模

画地規模の規制について、最低敷地規模として200㎡を超える規模を求める等指導要綱による行政指導の性格からみて過大な水準を要求しているものについて

画地規模については、国民の適正な負担能力及び地域の特性に十分配慮する必要がある、過大な水準を要求するのは適当でない。

(2) 画地規模の規制方法

画地規模を多様な住宅形式等が見込まれるにもかかわらず、画一的に一定規模以上とすることについて

(1) (1)の配慮を行った場合においても、住宅形式上又は土地利用上の創意工夫等により、良好な居住環境の確保ができる事例については、その画地規模について弾力的な取り扱いをする必要がある。

(2) 例えば、次のような場合には、一般的な画地規模とは別に全体の居住環境上の観点から個別に判断する必要がある。

イ. タウンハウス(コモンスペースを持つものに限る。)

ロ. コモンスペースを適切に配置した戸建て住宅地(いわゆる「計画戸建て」)

ハ. 地区計画、建築協定等により良好な居住環境の確保が図られる見込みがある場合

(3) 有効宅地率規制

いわゆる有効宅地率規制(開発区域のうち住宅用地とすることができる部分の上限割合を規定すること)を行っているものについて

有効宅地率は、開発区域の規模、地形条件、住宅形式等により、結果として定まるものであるので、あらかじめ有効宅地率を画一的に規定する必要はない。

2. 学 校 施 設

(1) 用 地 の 規 模

学校施設用地について、その対象となる児童生徒数に対して必要以上の用地の確保を求めているものについて

- (1) 学校施設用地の面積については、原則として文部省の基準を超えないものとする。また、児童生徒数は、原則として文部省の基準によって算定する。
- (2) 用地の譲渡に当たって無償又は相当程度の減額譲渡を求めているものについては、国庫補助制度、立替施行制度等を有効に活用する等の方策を講ずるものとする。

〔2〕 開発区域外設置

開発区域外での学校施設用地の確保を認めていないものについて

開発区域の内外を問わず、適地に設置を認める必要がある。

3. 用途を特定しない公共公益施設用地

開発区域内に用途を特定しない公共公益施設用地を確保させているものについて

- (1) 開発区域内にいわゆる公共公益施設用地を確保させる場合には、すべてその用途を明確にするとともに、主として開発区域内の住民が利用するための公共公益施設の用地とするべきである。
- (2) 確保させた用地についてその用途を変更する場合には、当該開発区域内の住民の意見を聴く等あらかじめ十分その理解を得ておく必要がある。

4. その他の公益施設

上水道施設、ごみ処理施設、公民館・集会所、交通施設（バス回転広場）等の整備を要求しているものについて

- (1) これらの施設については、原則として、当該施設の主たる利用者が開発区域外の住民となる場合には、確保させるべきではない。
- (2) (1)の場合で広域的な観点からの配置のバランス等によりやむをえずこれらの施設を開発区域内に確保させる場合には、区域内と区域外との間で受益の程度等を勘案し負担の調整を図る必要がある。

Ⅵ その他の関連事項

1. 協議期間

指導要綱に基づく開発協議に当たり長期を要する場合があることについて

- (1) 協議期間の短縮化等を要請した昭和57年10月の建設省・自治省の共同通達に基づく改善措置について、全国的な状況の把握を行うとともに、さらに改善の余地のあるものに

については、個別に改善方の指導を行う。

- (2) 大規模な宅地開発については、各種の公共公益施設の整備のあり方をめぐる協議・調整が質・量ともに多岐にわたり、このため調整が紛糾し、協議期間が長期化することが少なくない。この点にかんがみ「施設整備水準等調整委員会（仮称）」を設け、必要に応じ、個別の問題について関係者の意見の調整を行うことについて研究を進める。

2. 周辺住民の同意

宅地開発に際して、周辺住民の同意を義務づけることにより、開発者が根拠の不明確な負担等を強いられているものについて

宅地開発に際して周辺住民の同意を求めるのは、開発に伴う環境問題、工事中の騒音問題等を未然に防止させる趣旨と考えられるが、この場合にあっては、宅地開発の内容等の周知を図ること、問題が生ずる恐れがある場合には十分話し合いを行うこと等の指導を行うことは格別、すべての関係者の同意書の提出まで求めることは適当でない。

3. 制裁措置

指導要綱による指導に従わない開発者に対する制裁措置を定めているものについて

指導要綱による指導内容について、意見の不一致が生じた場合であっても、都道府県への進達拒否、水道、電気、ガス等の供給についての協力拒否その他の制裁措置をとることには問題がある。

4. 埋蔵文化財

宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関し、宅地開発事業と埋蔵文化財との調整のための期間、それに伴う調査コストの上昇、調査費用の負担について問題を生ずる場合があることについて

- (1) 埋蔵文化財問題については、発掘調査の円滑化等を図るため、昭和56年7月24日付けの文化庁次長通達による指導が行われたところであるが、さらに上記の諸問題を中心として実態の把握を行う。
- (2) 埋蔵文化財の保護に留意しつつ、(1)の結果を踏まえ、文化庁等の関係機関の協力を得て埋蔵文化財調査と宅地開発事業との円滑な調整について検討する。

第2 中高層建築物に関する指導について

1. 周辺住民の同意

中高層建築物の建築に際して、日照等に関して周辺住民の同意を求めていることによって、周辺住民との調整に時間を要するとともに、根拠の不明確な負担を強いているものについて

- (1) 中高層建築物の建築に際して、周辺住民との調整を求めているのは、日照等に関して周辺住民との紛争を未然に防止させる趣旨と考えられるが、この場合にあっては、建築計画の内容の事前公開、問題の生ずるおそれのある場合における話し合い等を求めることは格別、周辺住民の同意書の提出まで求めることは、建築行為を遅延させるなど建築主の権利の行使を制限することとなるおそれもあり、適切でないと考える。
- (2) 日照紛争の解決等のための周辺住民との調整については、必要に応じ、地方公共団体が相談、あっせん等に努める等公正な手続きによって調整を図る方策を講ずることによって建築行為が円滑に進むようにすることが適切であるとする。

2. 建築制限

良好な市街地環境の形成等を目的として、用途制限、住宅容積制限等の建築制限に関する指導を行っているものについて

- (1) 用途制限、住宅容積制限等の建築制限については、基本的に、建築基準法等に基づく地区計画制度、建築協定制度、特別用途地区制度等確立された諸制度によることが適切であるとする。
- (2) 一部にみられる住戸規模制限等については、世帯人員によって確保することが望ましい居住水準が異ってくること等から適切でないと考える。

3. 建築確認の申請書の受理等

中高層建築物指導要綱は、都市計画法の開発許可に係らないような建築行為を対象とするものも多く、このため、一部地方公共団体において、その担保措置を建築確認の申請書の受理に係らしめているもの等について

- (1) 建築基準法施行規則で定められた様式にあった建築確認の申請書が確認手数料を納付の上提出された場合においては、建築基準法上その建築計画が建築士法第3条又は第3条の2の規定に違反するものを除いては、これを受理しなければならないものである。
また、建築確認は、建築基準法上、申請に係る建築計画が建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するかどうかを審査して行われるものである。

- (2) 建築確認の申請書の受理の機会あるいは建築確認に係る審査の機会を捉えて、中高層建築物指導要綱に基づく行政指導が行われているが、その場合、建築主の十分な理解を前提として社会的に妥当な範囲内で行うべきことは勿論、特に、建築確認の申請書の受理の機会を捉えて行う行政指導にあつては、建築主に大きな負担を与えるおそれもあるので、建築計画の内容の事前公開等最小限にとどめるものとし、行き過ぎにわたらないよう留意すべきであると考えらる。

第3 寄附金等の負担について

寄附金等の金銭負担について、負担の当否のほか次のような問題点が指摘されていることについて

- (1) 寄附金等の必要性又は使途が不明確なものがあること。
- (2) 寄附金等の額が多額に及ぶものがあること。
- (3) 開発者負担による施設整備等とあわせて寄附金等の納入を求めるものがあること。

- (1) 上記のような取り扱いがみられるに至った背景には地方財政問題があるので、別途自治省における検討とあわせて、基本問題の検討を行う。
- (2) 当面の措置として、都道府県を通じ個別市町村ごとに適正化が図られるよう、自治省と協力して、個別の指導を行う。

資料一 4 流出抑制施設等に関する制度・技術指針など

4-1	流域貯留浸透事業制度要綱(案)	27
4-2	貯留浸透施設の管理に関する協定書(案)	28
4-3	流域貯留施設等設計指針(案)について	29
4-4	相模原市雨水調整施設設置基準	33
4-5	茨城県公有水面(ため池)埋立認可技術基準(案)	40

4-1 流域貯留浸透事業制度要綱(案)

第1 目的

この要綱は、都市化の著しい河川の流域において、雨水の河川への流出を抑制するため、地方公共団体が行う流域貯留浸透事業に対し、国が補助を行う制度を定めることにより、洪水による被害の防止又は軽減に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

1. 流域貯留浸透事業 公共公益施設等を雨水を一時的に貯留し又は浸透させる機能を有する構造とする事業で地方公共団体が行うもの
2. 公共公益施設等 国、地方公共団体又は特別の法律に基づき設立された法人が所有し、又は管理する施設又はその敷地
3. 貯留浸透施設 流域貯留浸透事業により、雨水を一時的に貯留し又は浸透させる機能を付加された公共公益施設等の部分
4. 貯留浸透施設管理者 第4.2により貯留浸透施設を管理する地方公共団体をいう

第3 国の補助

国は、流域貯留浸透事業を行う地方公共団体に対して、予算の範囲内において当該事業に要する費用の3分の1を補助することができる。

第4 貯留浸透施設の帰属及び管理

1. 貯留浸透施設は、公共公益施設等の管理者に帰属するものとする。
2. 貯留浸透施設についてその機能を維持し保全するための管理は、流域貯留浸透事業を実施する地方公共団体が行う。
3. 貯留浸透施設については、その機能が十全に発揮されることを旨として、貯留浸透施設管理者と公共公益施設の管理者が管理協定を締結しなければならない。

第5 監督等

建設大臣は、地方公共団体に対し、この要綱の施行のため必要な限度において流域貯留浸透事業の適正な実施を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第6 その他

流域貯留浸透事業については、この要綱に定めるもののほか、別に定める「流域貯留浸透事業実施要領」によるものとする。

4-2 貯留浸透施設の管理に関する協定書（案）

〇〇＜都道府県，市町村＞（以下「甲という。」）と〇〇＜公共公益施設等の管理者＞（以下「乙という。」）は，流域貯留浸透事業による貯留浸透施設について，その機能を十分に発揮させることを旨として，下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする貯留浸透施設は，次に所在するものとする。

第2条 貯留浸透施設とは，流域貯留浸透事業により雨水を一時的に貯留し又は浸透させる機能を付加された公共公益施設等の一部をいい，具体的には，貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地，周囲堤，排水口，浸透柵，浸透トレンチ等の総体をいう。

2. 貯留浸透施設の位置，範囲及びその機能の概要は，別図のとおりとする。

（別図：平面図，標準断面図，構造図）

第3条 乙は，その管理する施設の用途が廃止又は変更されない限りにおいて，貯留浸透施設を存置させ，その機能の保全に努めなければならないものとする。

2. 乙は，貯留浸透施設に変更を加えようとするときは，あらかじめ甲と連絡調整しなければならないものとする。

第4条 甲は，貯留浸透施設に関し，その機能を維持するうえで必要な範囲内において，改築，災害復旧その他の管理を行うとともに，降雨後は，随時貯留浸透施設について点検及び清掃を行うものとする。

2. 前項の場合において，甲が工事を行おうとするときは，あらかじめ乙に協議しなければならないものとする。

第5条 乙は，貯留浸透施設について，次に掲げる事務を処理するものとする。

一 甲と協力して貯留時の危険防止を図るため，貯留浸透施設の概要の周知に努めること。

二 貯留浸透施設のうち特に，排水口等の通常の点検及び清掃を行うこと。

（第4条第1項の規定により，甲が行うべきものを除く。）

第6条 貯留浸透施設の設置又は管理の瑕疵に基づき，第三者に損害を与えたときは，特別の事由がない限り，甲がその損害を賠償する責任を負うものとする。

第7条 この協定の有効期間は，この協定の締結の日から乙がその管理する施設の用途を廃止する日までとする。

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については，甲，乙が協議して決定するものとする。

4-3 流域貯留施設等設計指針（案）について

(1) 目 的

総合的な治水対策の一手法として、学校・公園等の利用目的を有する公共・公益施設等に当該敷地内（地形上やむをえず流入する敷地外の土地を含む。）への降雨を一時的に貯留あるいは浸透させることにより流出を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的として設置する流域貯留施設等の計画・設計に係る技術的事項についての一般原則を示すものである。（なお浸透施設については、地質等により著しく効果が異なるため極めて、一般的な事項を参考として示すにとどめているが、貯留施設に浸透を併用することは、冠水頻度を下げ冠水時間を減少させるなど、望ましい副次的効果もあり、個別に治水効果、浸透能力、浸透に伴う周辺施設の安全性等を総合的に検討のうえ積極的に浸透施設を取り入れることとする。）

(2) 流域貯留施設の基本的制約

流域貯留施設等については、公共・公益施設等を利用することから公共・公益施設等の本来の利用に著しい支障のない構造・規模でなければならない。具体的には貯留と使用する面積及び水深に基本的制約がある。

① 貯留可能面積

当該公共・公益施設の使用目的に係る施設の形状・配置により定まるものである。例えば学校の場合、屋外運動の面積がこれに相当する。

② 貯留限界水深

当該公共・公益施設の貯留時の安全確保と施設の使用状況より定まるものである。

①、②の具体的数値を下表に示す。

貯留可能面積率標準値と貯留限界水深

土地 利用	貯 留 場 所	貯留可能面積率 標 準 値 %	貯留限界水深 cm
集 合 住 宅	棟 間 緑 地	37	30
駐 車 場	駐 車 ま す	84	10
小 学 校	野 外 運 動 場	39	30
中 学 校	屋 外 運 動 場	42	30
高 等 学 校	屋 外 運 動 場	31	30（50）
児 童 公 園	築山等を除く広場	60	20
近隣・地区公園	運動施設用地広場池等	40	30（50）

注1）貯留可能面積率＝貯留可能面積／敷地面積

注2）小，中，高等学校の貯留可能面積率標準値は東京都の公立校の平均値より求めたものである。

注3）高等学校及び近隣・地区公園の場合は利用状況，安全対策を考慮したとき，貯留限界水深を50cmとすることがある。

出典）本省河川局資料

(3) 流域貯留施設の設計の基本方針

流域貯留施設の設計は、本来の利用目的を配慮し以下の手順で行うものとする。

① 計画降雨

当該公共・公益施設等を流域に含む河川の改修計画に基づく計画降雨を設定する。

② 貯留可能面積

施設の配置等より貯留可能面積を定める。

③ 放流管（オリフィス）

下記の3条件のそれぞれより定まる放流管（オリフィス）のうち最も大なるものを設計放流管（オリフィス）とする。

1) 設計降雨に対し、最大水深が貯留限界水深と一致する。

2) 50mm/h 相当降雨（1/5 ～ 1/10 確率に相当する降雨で、北海道、九州等地域の特性に応じて検討のうえ定めるものとする。）に対し最大水深が貯留限界水深と一致する。

3) 50mm/h 相当降雨に対し、降雨終了後の排水時間を別途定める一定時間とする。

④ 余水吐

計画降雨以上の降雨時の安全性を配慮し、余水吐を設けるものとする。余水吐の設計対象降雨は 1/100 確率降雨を原則とする。また越流水深は 10 cm を標準とする。但完全掘込式の場合は原則として余水吐を設けない。

⑤ 周囲小堤等

③の設計より定める計画降雨時の最大水位に④の越流水深を加えて周囲小堤等の天端高を定めるものとする。但、貯留限界水深以下となる場合は、貯留限界水深に相当する水位を天端高とする。周囲小堤等の構造は通常の安全な公園・駐車場等の公共・公益施設の利用に支障のない構造とする。

(4) 水文設計の具体的条件

① 計画降雨波形及び 50mm/h 相当降雨・降雨波形

中央集中型降雨波形、継続時間 24 時間を原則とする。

② ハイドログラフの算出

合理式による算出を原則とする。

③ 降雨終了後の排水時間

中央集中型降雨波形に対し 2 時間とする。

④ 流出係数

$f = 0.9$ を標準とする。

⑤ 洪水到達時間

10 分を原則とする。

⑥ 利用面周辺 U 字工

利用面周辺に深さがおおむね 30 cm の U 字工の設置を原則とする。（冠水頻度を下げるとともに安定した排水を得るため。）

(5) 本指針に基づく設計を行った施設の冠水頻度等

貯留可能面積率 40% 貯留限界水深 30 cm の標準的な施設に対し、東京都の確率 1/5 の降雨（60mm/h）を対象に設計した場合の冠水頻度等のチェックを行った。

この設計によれば、放流比流量は 2.6 m³/s/kd となり、冠水頻度等は以下のとおりである。

① 降雨終了時水深（確率 1/5 の降雨に対し）

約 3 cm

② 確率 1/3 の降雨（50mm/h）に対し降雨終了前に水深は 0 となる。

- ③ 確率 1/1 の降雨 (30 mm/h) に対し最大水深は約 3 cm である。
- ④ 最大水深を生じた時点から排水を完了するまで 1 時間以上を要する場合を冠水一回と数えても、年 4 回程度生ずるに過ぎない。
- (6) その他の留意事項
- ① 流域貯留施設等の内部に雨水以外の排水が流入しないようにすること。
- ② 雨水の貯留、浸透により建築物及び建築物の敷地に安全上、衛生上の支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

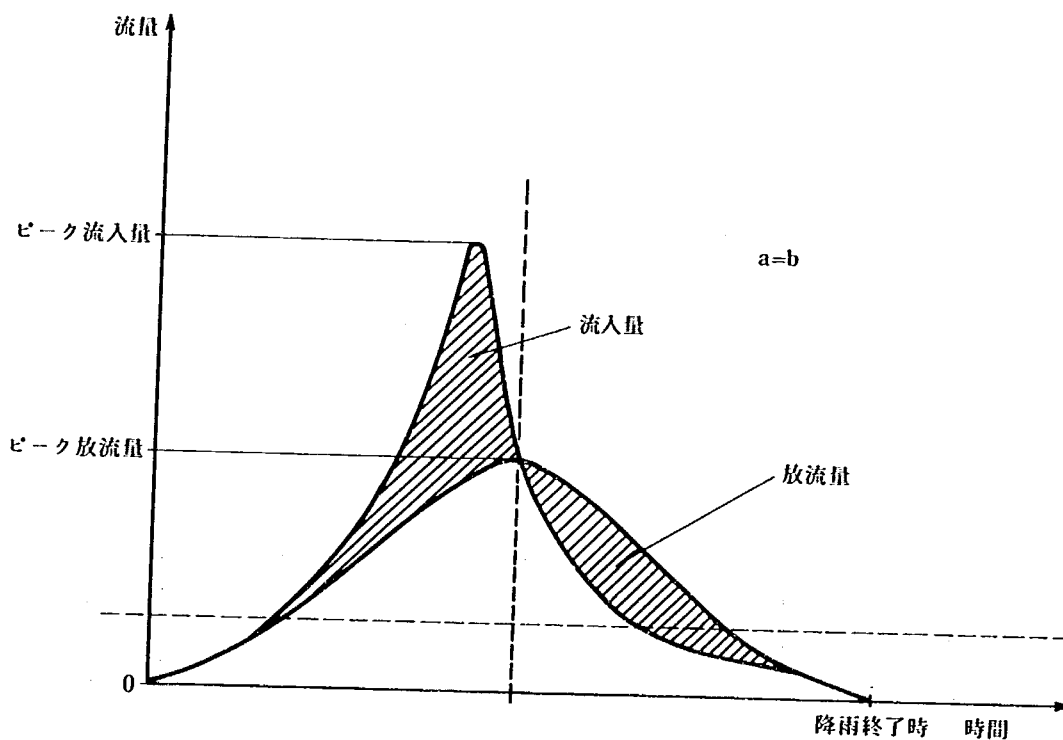


図-1

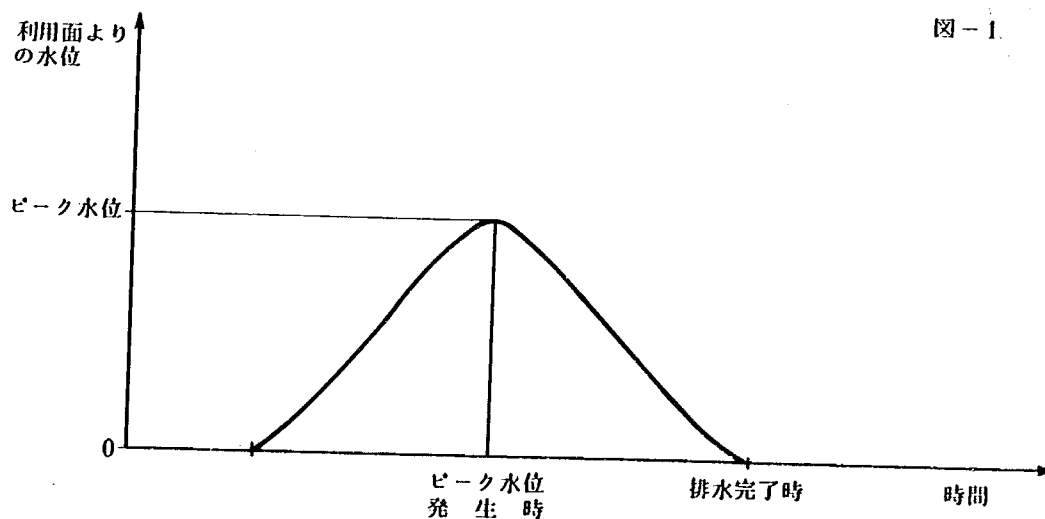


図-2

流域貯留施設-水位、流量の時間的变化 (概念図)

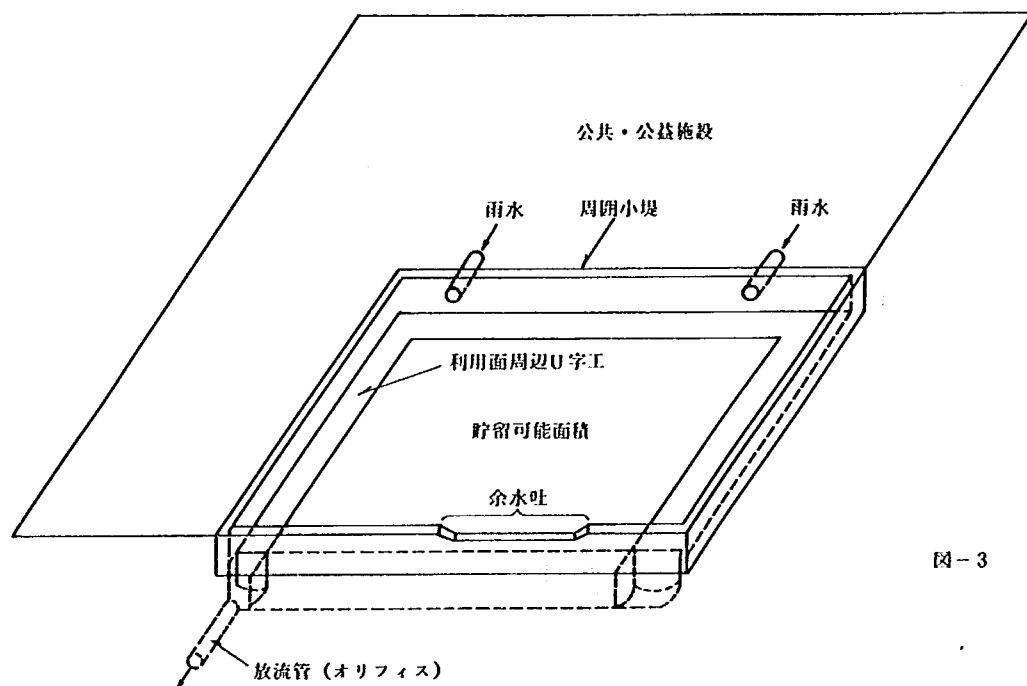


図-3

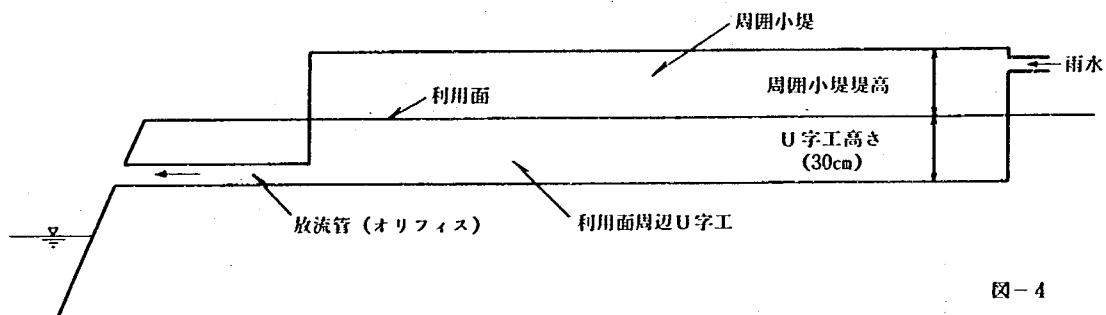


図-4

流域貯留施設の概念図

4-4 相模原市雨水調整施設設置基準

目 次

第1章 総 則

1. 目 的
2. 適用の範囲

第2章 計画基準

1. 雨水調整池及び雨水貯留槽
 - (1) 洪水のピーク流量の算定
 - (2) 流出係数
 - (3) 計画対象降雨
 - (4) 許容放流量
 - (5) 容量の算定方法
 - (6) オリフィスからの放流量
2. 雨水浸透施設
 - (1) 計画対象降雨
 - (2) 容量の算定方法
3. 雨水浸透枳

第3章 構造等の基準

1. 雨水調整池及び雨水貯留槽
 - (1) 設置の位置
 - (2) 余 裕 高
 - (3) 流 入 施 設
 - (4) 放 流 施 設
 - (5) 放流付帯施設
 - (6) その他の施設
 - (7) 適用 除 外
2. 雨水浸透施設
 - (1) 設置の位置
 - (2) たて穴式の浸透施設
 - (3) 横穴式の浸透施設
 - (4) 掘込式の浸透施設
3. 雨水浸透枳
 - (1) 設置の位置
 - (2) 設置の個数

第4章 施設の維持管理

1. 管 理 者
2. 管理の基準

- (1) 施設の巡回及び施錠
- (2) 施設の清掃等
- (3) 施設の補修等
- (4) ポンプ等の保守点検

第5章 その他の事項

1. 協 議
2. 適用 除 外

第1章 総 則

(目 的)

1. この基準は、相模原市開発行為指導要綱（昭和49年4月制定）及び相模原市建築物等指導要綱（昭和48年3月制定）の規定による雨水調整施設の設置について、必要な技術基準を定める。

(適用の範囲)

2. 雨水調整施設の範囲は、次表のとおりとする。

第2章 計 画 基 準

(雨水調整池及び雨水貯留槽)

1. 雨水調整池及び雨水貯留槽の計画基準は、次の各号によるものとする。

(1) 洪水のピーク流量の算定

洪水のピーク流量は、ラショナル式によるものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q：洪水のピーク流量（ m^3/sec ）

f：流出係数

r：降雨継続時間における平均降雨強度（ mm/hr ）

A：集水面積（ha）

(2) 流出係数

0.8を標準とする。

(3) 計画対象降雨

下水道計画における降雨強度曲線（1/5

分 類	定 義	適 用 の 範 囲
雨 水 調 整 池	雨水の流出を一時的に貯留させ調整放流が可能な築堤式又は掘込式の構造の施設をいう。	原則として開発面積が0.5 ha 以上 20 ha 以下の場合。
雨 水 貯 留 槽	雨水の流出を一時的に貯留させポンプにより調整放流が可能な地下に設ける構造の施設をいう。	同 上
雨水浸透施設	雨水を滞水させ地下に浸透させる、たて穴式、横穴式及びため池式の構造の施設をいう。	原則として開発面積が0.5 ha 以下の場合。
雨水浸透樹	雨水を宅地内において浸透させる、樹の構造の施設をいう。	相模原市建築物等指導要綱の適用を受ける建築物等の建築を行う場合。

確率)を用い、降雨継続時間に対応する降雨強度とする。

$$r_i = \frac{4,500}{t_i + 28} \quad (\text{mm/hr})$$

r_i : 降雨継続時間 t_i に対応する降雨強度 (mm/hr)

t_i : 降雨継続時間 (min)

(4) 許容放流量

雨水調整池下流の現況流下能力に対応し定める。

(5) 容量の算定方法

開発後における洪水のピーク流量を、雨水調整池下流の現況流下能力に対応する許容放流量まで、調整するために必要とする容量とする。

$$V(\text{m}^3) = \left(r_i - \frac{r_c}{2}\right) \times 60 \times t_i \times f \times A \times \frac{1}{360}$$

r_i : 降雨継続時間に対応する降雨強度 (mm/hr)

r_c : 下流許容放流量に相当する降雨強度 (mm/hr)

$$r_c = 360 \times \frac{q}{f}$$

q : 許容放流量 (m^3/sec)

t_i : 降雨継続時間 (min)

$$t_i = \sqrt{\frac{4,500 \times 28}{\frac{r_c}{2}}} - 28$$

A : 集水面積 (ha)

(注) 上式は自然流下方式の場合であり、

ポンプ排水の場合は $\frac{r_c}{2}$ を r_c に置き換

えるものとする。

(6) オリフィスからの放流量

$$Q = C a \sqrt{2gh}$$

Q : 放流量 (m^3/sec)

C : 流量係数 0.61

a : オリフィスの断面積 (m^2)

g : 重力加速度 $9.8 (\text{m}/\text{sec}^2)$

h : 計画高水位からオリフィス中心までの水深 (m)

(雨水浸透施設)

2. 雨水浸透施設の計画基準は、次の各号によるものとする。

(1) 計画対象降雨

$$I = \frac{4,500}{t + 28} \quad \left(\frac{1}{5} \text{ 確率}\right)$$

I : 降雨継続時間 t に対応する降雨強度 (mm/hr)

t: 降雨継続時間

(2) 容量の算定方法

$$V(\text{m}^3) = \frac{4,500}{t+28} \times C \times A \times \frac{1}{360} \times 60 \times t$$

t: 降雨継続時間 120 分

C: 開発後の流出係数

A: 集水面積 (ha)

(雨水浸透樹)

3. 市街地での雨水流出を抑制するための雨水浸透樹は、1ヶ所あたり 0.15 m³ を基準とする。

第3章 構造等の基準

(雨水調整池及び雨水貯留槽)

1. 雨水調整池及び雨水貯留槽の構造基準は、次の各号によるものとする。

(1) 設置の位置

原則として開発区域内において公園と隣接した位置とする。

(2) 余裕高

計画高水位以上の余裕高は、原則として 30 cm 以上とする。

(3) 流入施設

流入水により施設の損傷を防護するため減勢工や保護工等を施すものとする。

(4) 放流施設

放流口は、原則として円形の完全オリフィスによる自然調整方式とし、計画高水位の時に下流許容放流量に調節するものとする。

また、自然放流が不可能な水位以下の貯留量に対しては、自然放流が可能な高さにオリフィスを設置し、ポンプ排水方式とする。

(5) 放流付帯施設

放流を適正に維持するため、スクリーン、土砂留、水抜孔等の付帯施設を設けるものとする。

(6) その他の施設

施設の維持管理上、安全柵、水位標、階段、説明板を設けるものとする。

(7) 適用除外

前各号のうち雨水貯留槽については、第1号及び第6号の適用を除外する。

(雨水浸透施設)

2. 雨水浸透施設の構造基準は、次の各号によるものとする。

(1) 設置の位置

開発区域の地形、地質等の浸透効率を考慮し、最も効果的な位置に設けるものとする。

(2) たて穴式の浸透施設

内径 1,200 mm、砂利層までの深さを標準とし、2カ所設ける場合は 5 m 以上離すものとする。(別図(1)参照)

(3) 横穴式の浸透施設

透水管を布設し、地下浸透させるものとする。(別図(2)参照)

(4) 掘込式の浸透施設

雨水を貯留し浸透させるもので、施設の維持管理のために安全柵を設けるものとする。

(雨水浸透樹)

3. 雨水浸透樹の構造基準は、次の各号によるものとする。

(1) 設置の位置

宅地内の浸透条件を考慮し、排水量の多い雨樋から接続可能な位置とする。

(別図(3)参照)

(2) 設置の個数

一般住宅は2カ所以上、その他の建築物(アパート、作業場、倉庫、店舗等)で建築面積が 150 m² 以上の建築物は4カ所以上とする。

第4章 施設の維持管理

(管理者)

1. 雨水調整池は原則として市に帰属し、その他の施設は設置者又は居住者が管理するものとする。

(管理の基準)

2. 施設の維持管理は、次の各号によるものとする。

(1) 施設の巡回及び施錠

管理者は、施設を巡回し、点検及び危険の排除に努めるものとする。

② 管理者は、施設の機能を保全するため施設に施錠し、鍵を保管しなければならない。

(2) 施設の清掃等

管理者は、施設の機能維持及び衛生管理に努め、必要に応じて浚渫、清掃及び除草を行うものとする。

(3) 施設の補修等

管理者は、施設に破損が生じたときは、速やかにその安全性を確保するための措置を講じなければならない。

(4) ポンプ等の保守点検

ポンプ等を備える施設にあっては、ポンプ等の保守点検を年1回以上行うものとする。

第5章 その他の事項

(協 議)

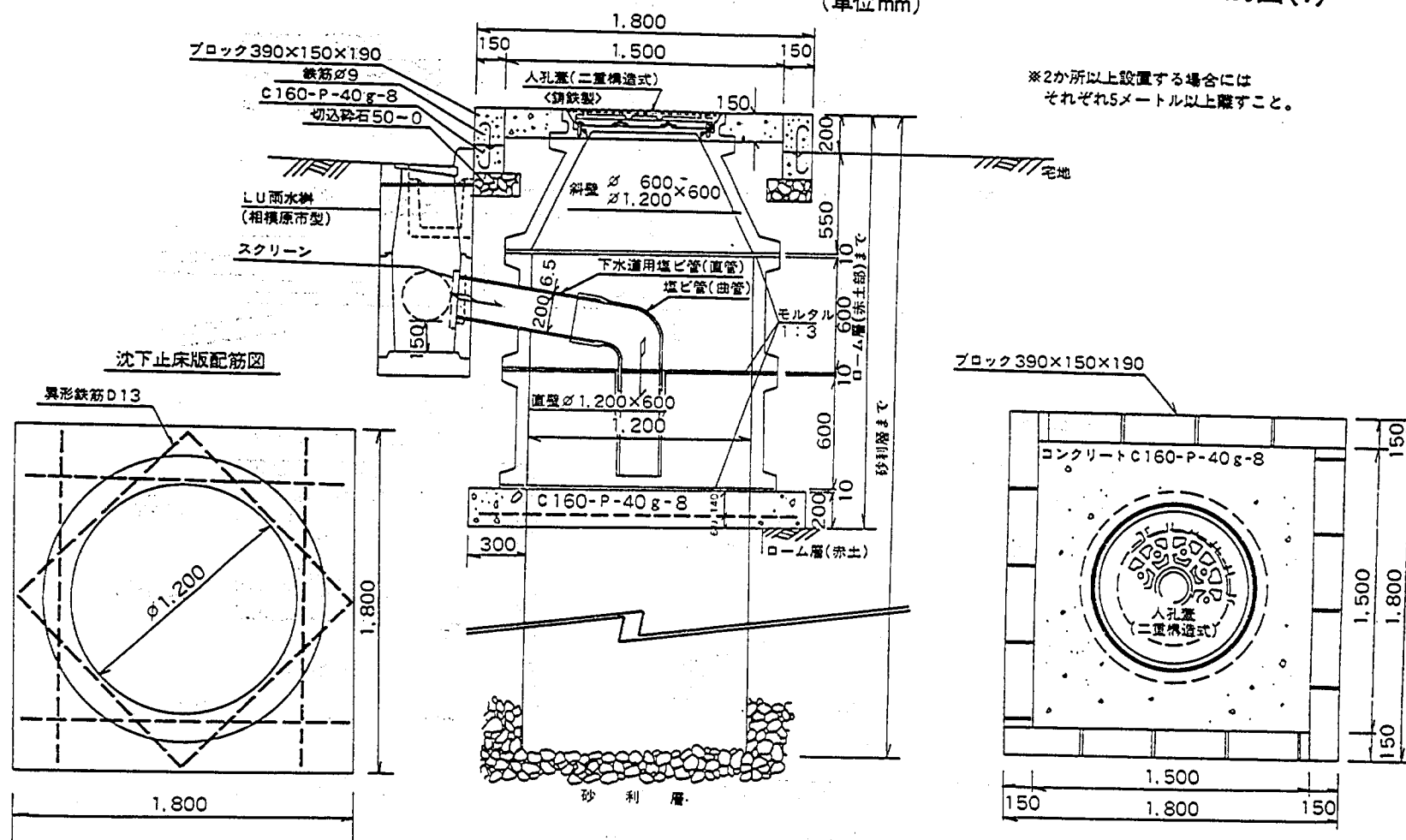
1. この基準によりがたい特別な事情がある場合には、市と別途協議して定める。

(適 用 除 外)

2. 開発行為等により、既に雨水調整施設が設置されてある場合は、一般住宅等の建築に伴う雨水浸透樹は適用を除外する。

(單位 mm)

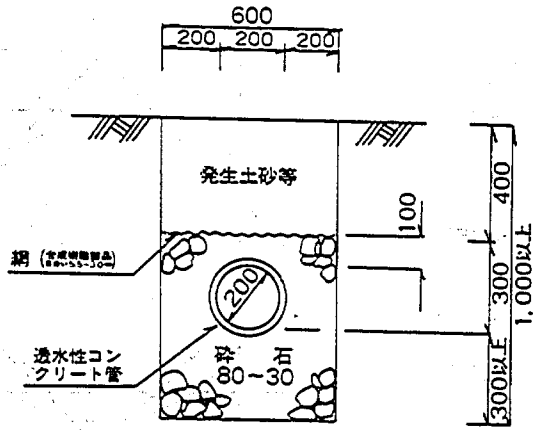
※2か所以上設置する場合には
それぞれ5メートル以上離すこと。



横穴式浸透施設標準構造図

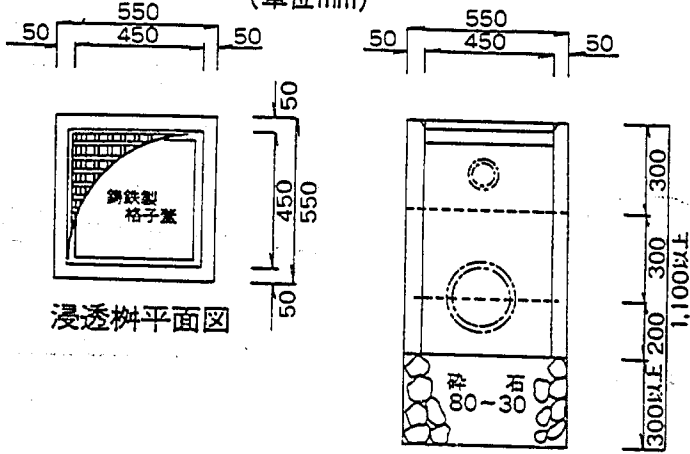
(単位mm)

別図(2)

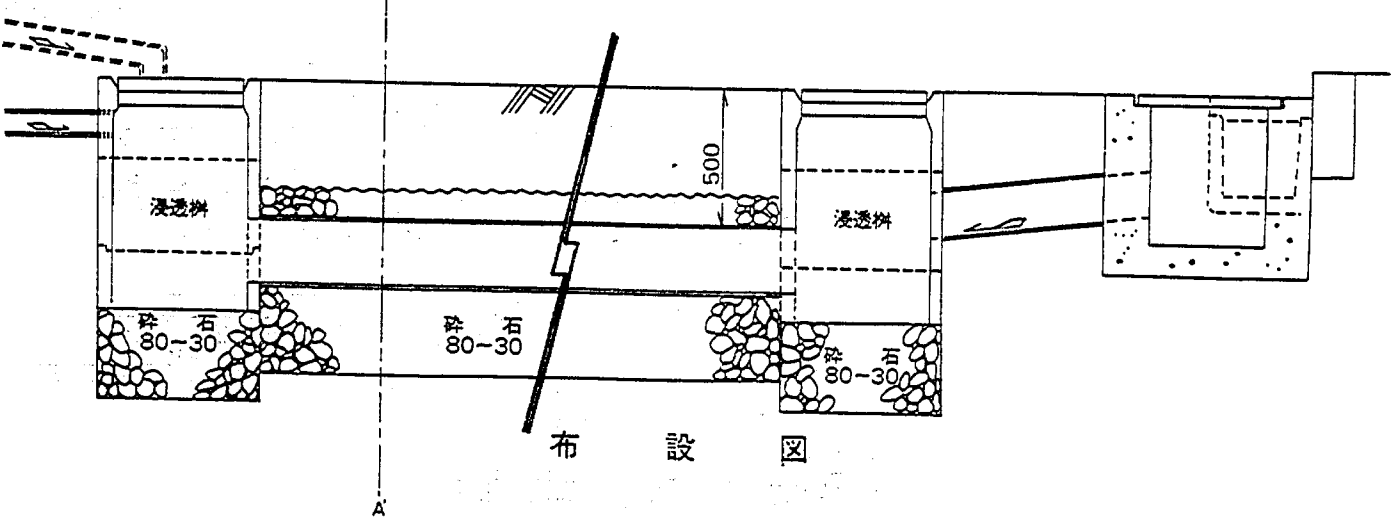


透水管布設断面図

A-A'断面

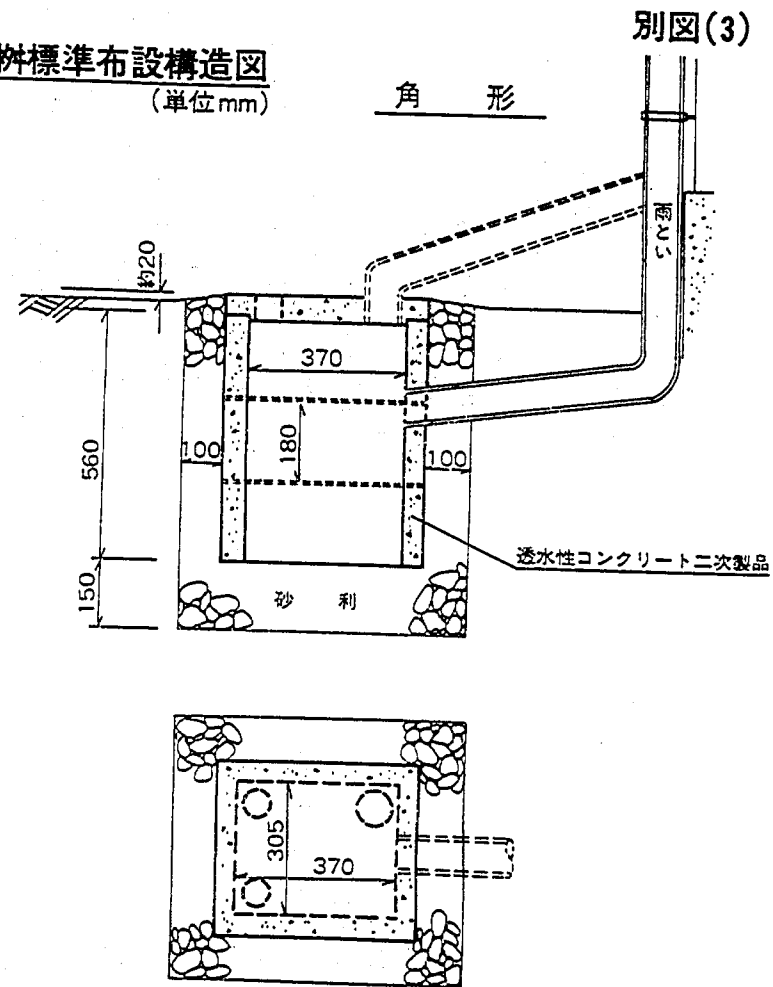
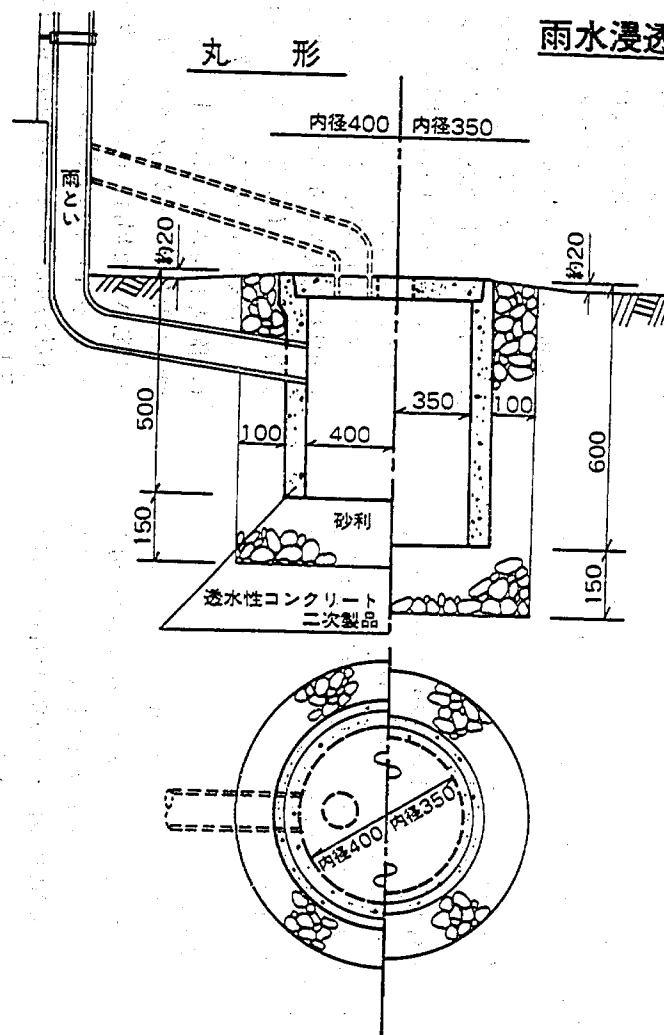


浸透柵断面図



布設図

雨水浸透柵標準布設構造図
(単位mm)



4-5 茨城県公有水面（ため池）埋立認可技術基準（案）

（昭和56年4月）

目 次

I 審査の構成と手順

1. 目的及び適用範囲

2. 審査の構成と手順

II 位置等による総合評価

1. 農用地における役割

2. 土地利用区分

3. 河川における重要度

III 代替施設の計画並びに評価基準

1. 適用範囲

2. 水文計画

3. 評 価

公有水面（溜池）埋立認可技術基準

I 審査の構成と手順

1. 目的及び適用範囲

この基準は、溜池を対象とした公有水面埋立認可申請の技術審査に適用する。

2. 審査の構成と手順

公有水面埋立認可申請の審査は、当該溜池のおかれた位置等により総合評価する〈審査その1〉と、現況治水機能の代替施設に関する〈審査その2〉によって構成される。

〔解説〕

公有水面埋立の認可申請を審査する手順は、図-1に示すとおり2段階に分かれており、第1段階として溜池の位置とその周辺環境により埋立の可否を検討する。〈審査その1〉

この段階で埋立が可能なものについては、第2段階としてこの溜池の有する治

水機能について調査し、これが埋立により損なわれる事に対しては、代替施設を設けるものとし、この施設によって所要の治水の水準が保たれるか否かを検討する。〈審査その2〉

以上の2段階の審査を経て、当該溜池の埋立の可否が決定される。

〈審査その1〉 位置等による総合評価

① 農用地における役割

溜池が将来にわたり、下流農耕地の用水源として利用されることが無いことを確認する。

② 土地利用区分

対象とする溜池並びにその周辺の土地利用区分が、開発を促進する内容であるか否かによって可、否を判断する。

可：都市地域のうちの都市計画市街化区域
否：自然公園地域、自然保全地域
その他：上記以外の区域は、個別法によりチェックする。

③ 下流河川に対する重要度

河川流域における位置、河道状況、溜池の流域面積と開発状況、洪水調節効果等を総合的に判断して、対象とする溜池が下流河川に対して治水上重要な役割を果たしているか否か、また、将来必要となる可能性が大きいかなかを判断する。

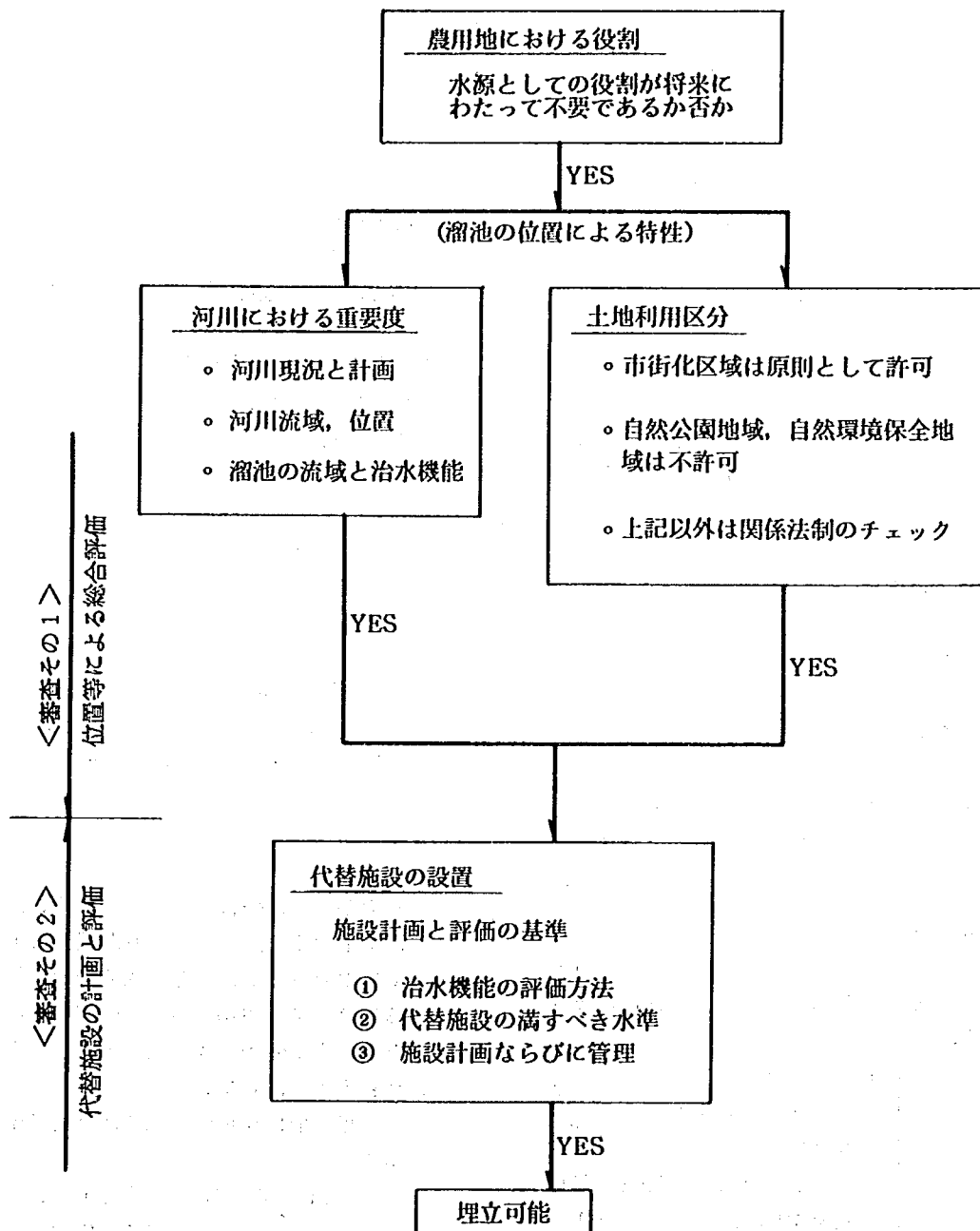
〈審査その2〉 代替施設の計画と評価

〈審査その1〉によって埋立がおおむね可能と判断された溜池は、さらに治水機能を保有すべきかなかを検討し、必要と判断された場合、代替施設を設けることにより埋立が可能となる。

代替施設の計画と評価の基準の概要は以下の通りである。

① 治水機能の評価方法

現況の溜池並びに代替施設がどの程度



※ 治水に関する必要な条件を備えたものと認める。

図-1 技術審査のフロー

の洪水（確率年）に対処可能かを算定するための計算方法。

② 代替施設の満すべき水準

溜池の現況治水機能と水準並びに流域の将来像等より設定する代替施設の満すべき水準。

③ 施設計画並びに管理について

放流口、余水吐（堤体を設ける場合）等の施設並びに管理について。

Ⅱ 位置等による総合評価

＜審査その1＞

1. 農用地における役割

対象とする溜池が、将来にわたって水源として利用される予定が無い事を確認する。

〔解説〕

当該溜池が将来にわたって用水源として利用される予定が無い事を、市町村農政部課等との協議により確認する。

2. 土地利用区分

対象とする溜池並びに周辺の土地利用区分によって、埋立認可の可、否を評価する。

〔解説〕

土地利用区分が開発を促進する内容であるか否かによって、埋立の可、否を評価する。

土地の 利用区分	① 都市地域のうち の都市計画市街； 化区域	開発の促進 →可
	② 自然保全区域 自然公園区域	開発の禁止 →否
	③ 上記以外	開発の規制 →可又は否 （個別の関係法により 規制）

3. 河川における重要度

河川の整備状況、流域の開発状況、溜池の特性等より総合的に判断して、溜池が河川の治水機能に対して重要な役割を果たしているか否かを評価する。

〔解説〕

河川の整備状況、流域の開発状況等の河川特性と、溜池の流域面積、洪水調節効果等の溜池の諸特性より総合的に判断して、当該溜池が河川の治水機能に重要な役割を果たしているか否か、また、埋立に伴う将来の開発がもたらす影響量等より埋立の可、否を判断する。

検討項目とその評価は表-1に示すとおりである。

Ⅲ 代替施設の計画並びに評価基準

＜審査その2＞

1. 適用範囲

この基準は、溜池の埋立によって損なわれる既存の洪水調節機能を維持するため、代替施設を計画する場合の一般原則である。

〔解説〕

この基準は、公有水面の埋立に際し、現況治水機能を評価し、これが埋立によって損なわれる事に対して代替施設を設ける場合の基本事項を示すものである。

なお、本基準の作成に当たっては、以下の資料を参考にしている。

① 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）

昭和46年7月 日本住宅公団
日本河川協会

② 改訂防災調節池技術基準（案）

昭和55年5月 日本住宅公団
日本河川協会

③ 宅地開発に伴う雨水貯留施設技術指針（案）

昭和53年10月 日本住宅公団

表-1 河川における重要度の評価

	項 目	内 容	評 価
河川 の 特 性	河川の整備状況	河川の整備状況とその水準 治水計画における溜池の位置付	河川の整備が進むと、疎通能力が 増して、溜池の重要性は低下する。
	流域諸元と開発状況	流域の都市化と将来の開発計画	流域の都市化が進むと、溜池の洪水 調節効果が重要となる。
溜池 の 特 性	流 域 面 積	溜池の流域面積と河川流域に占 める割合	河川流域に占める溜池の流域面積 が大きいと重要度も高い。
	開 発 状 況	溜池流域の開発状況 埋立に伴う公共利用	溜池の流域の都市化が進むと洪水 調節機能が重要となる。
	洪水調節機能	溜池の現況、洪水調節機能	現況の洪水調節機能が有効である ほど、重要度が高い。
	河川に対する位置	溜池が河川の本川、支川、上、 中、下流のいずれに位置してい るか。	河川における溜池の位置によって 河川に対する影響の程度が異なる。

財 国土開発技術研究
センター

④ 茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池
技術基準

茨 城 県

2. 水文計画

(1) ピーク流出量の算定方法

洪水のピーク流出量は、合理式（ラ
ショナル式）によるものとする。

〔解 説〕

$$Q = \frac{1}{3.6} f \cdot A \cdot r$$

ここに

Q：洪水のピーク流量（ m^3/s ）

f：流出係数

A：集水面積（ km^2 ）

r：洪水到達時間内平均降雨強度
（ mm/hr ）

(2) 流出係数

流出係数は原則として建設省河川砂
防技術基準(案)の値を標準とする。

〔解 説〕

流出係数は、下表の値を標準として、
面積加重平均により算定する。

表-2 流出係数

密 集 市 街 地	0.9
一 般 市 街 地	0.8
畑 ・ 原 野	0.6
水 田	0.7
山 地	0.7

(3) 洪水到達時間

合理式において用いる洪水到達時間は
等流流速法及び土研式によって算出し、
妥当なものを用いる。

〔解 説〕

① 等流流速法

$$t_c = \frac{L}{60 \times V} + t_1$$

ここに

t_c : 洪水到達時間 (分)

L : 流路延長 (m)

V : 流下速度 (m/s)

t_1 : 流路への流入時間 (分)

② 土 研 式

都市地域 : $t_c = 2.4 \times 10^{-4} (L/s)^{0.7}$

自然地域 : $t_c = 1.67 \times 10^{-3} (L/s)^{0.7}$

ここに

S : 流域最遠点からの平均勾配

t_c : 流水到達時間 (hr)

L : 流路延長 (m)

(4) 計画対象降雨

溜池の現況並びに代替施設設置後の洪水調節容量とその効果を算定するために用いる計画降雨は、確率降雨強度曲線によって求める。

(5) 洪水調節容量の算定 (その 1)

確率降雨強度曲線を用いて作成した継続時間 24 時間の後方集中型降雨波形を用いて、合理式の連続によるハイドログラフを算定し、洪水調節計算により所要の水理条件を満たす容量を求める。

(解 説)

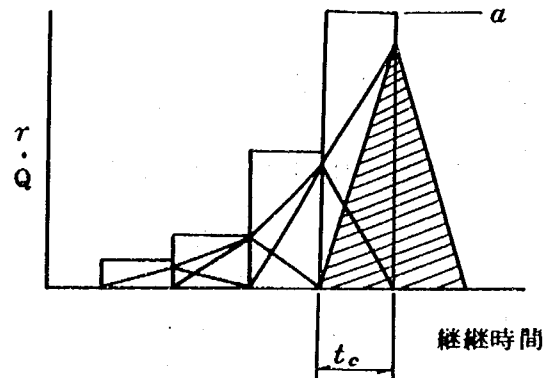
① 計画降雨波形の作成

以下に示す方法で後方集中型の計画降雨波形を作成する。

② ハイドログラフの算出

降雨波形からハイドログラフへの変換は、合理式によるものとし、下図の方法で作成する。

図-6 流出ハイドログラフの算定



降雨強度 a の降雨の流出が斜線部分に相当する。

③ 洪水調節計算

調節計算は、連続式 $\frac{dv}{dt} = I - Q$ を差分にした以下の式によって行う。

$$V(t+dt) - Vt = \left(\frac{I(t+dt) + It}{2} - \frac{Q(t+dt) + Qt}{2} \right) \cdot dt \dots\dots (1)$$

ここに

I : 流入量 (m^3/s)

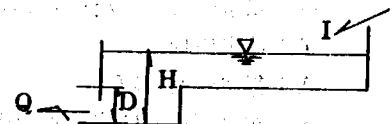
Q : 放流口からの流出量 (m^3/s)

V : 貯留量 (m^3/s)

dt : 計算時間ピッチ (sec)

$t, t+dt$: 計算時刻を表わす。

施設からの流下量は、水深 H の関数として以下に与えられる。



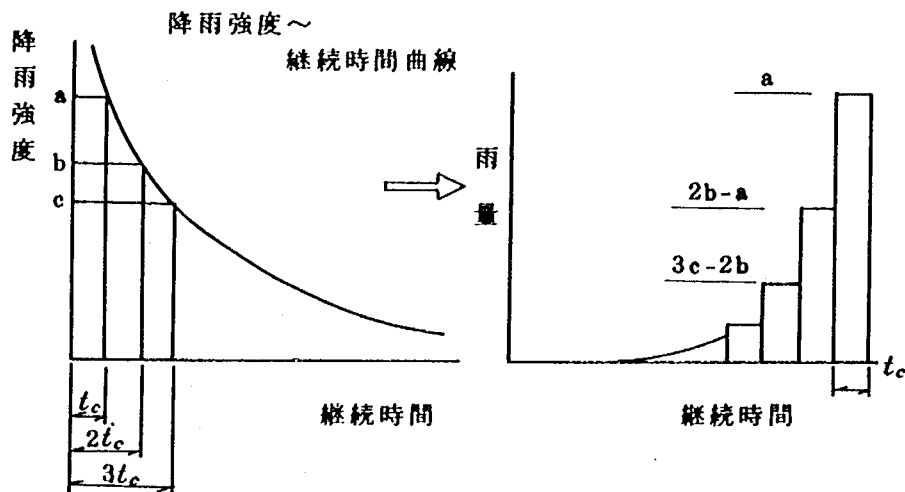


図-5 後方集中型降雨波形の作成

- $H \leq 1.2D$

$$Q = (1.7 \sim 1.8) \cdot BH^{3/2}$$

- $H > 1.8D$

$$Q = C \cdot B \cdot D \sqrt{2g(H-D/2)} \quad \dots (ii)$$

- $1.2D < H < 1.8D$

この間については $H = 1.2D$

の Q と $1.8D$ の Q を用いた直線近似とする。

ここに、 C : 流量係数でベルマウスを有するとき、 $C = 0.85 \sim 0.95$ 、ベルマウスのつかない場合は、 $C = 0.6 \sim 0.8$ となる。 g : 重力の加速度 $g = 9.8 \text{ m/s}^2$ 、また B は放流孔の巾、 D は放流孔の高さを示す。

(6) 洪水調節容量の算定 (その2)

必要調節容量と放流量の関係を求める簡易式による。

(解 説)

$$V_i = (r_i - \frac{r_c}{2}) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A / 360$$

ここに

V_i : 容量 (m^3)

r_i : 降雨強度曲線上の任意継続時間

相当降雨強度 (mm/hr)

r_c : 放流量 Q_c に相当する降雨強度

(mm/hr)

$$(r_c = \frac{360 \cdot Q_c}{f \cdot A})$$

t_i : 降雨継続時間 (分)

f : 流出係数

A : 集水面積 (ha)

3. 評 価

(1) 治水機能の評価

溜池の許容流量を下流河川の疎通能力又は既存の放流施設能力とした場合の溜池又は代替施設の容量に対応する洪水の確率を求める。

(解 説)

① 河川の疎通能力算定

$$Q = V \cdot A$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

ここに

Q : 流量 (m^3/s)

V : 流速 (m/s)

R : 径深 ($= \frac{\text{河積}}{\text{潤辺}} \text{ m}$)

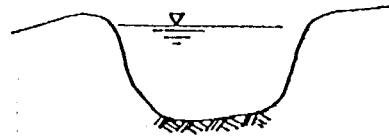
I : 勾配

n : 粗度係数

(護岸あり $n = 0.03$)

護岸なし $n = 0.035$)

流下断面は以下のとおりである。



I) 小水路 (未改修)

水深 $\times 0.8$

全断面流量 $\times 0.8$

のうち小断面

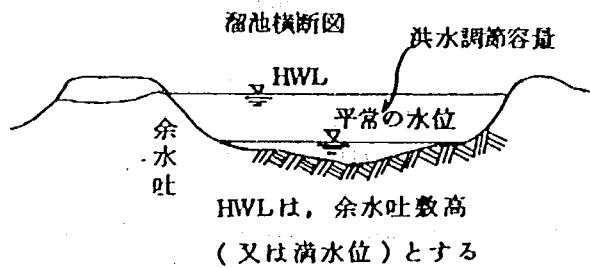
II) 改修河道

余裕高 $dh = 0.3 \sim 0.6 \text{ m}$

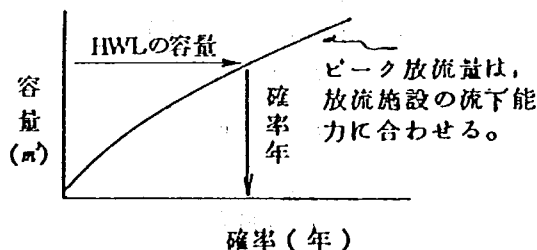
② 放流施設的能力

$H \cdot W \cdot L$ (一般には満水状態) における放流施設の流下量

③ 洪水調節容量



④ 溜池又は代替施設の対応確率は以下に求める。



(3) 構造設計

代替施設は、溜池を埋立の際に、その一部を利用して雨水貯留施設を設け

るため、その形態は既存の施設の諸条件に規定されるが、水理的にも、構造の面からも充分安全なものとする。

(解説)

代替施設の構造は、掘込を原則とし、Ⅲ. 1の解説に示す資料を参考に諸元を決定する。ダム式を採用する場合 (堤体を設ける) は、この資料のうち、改訂「防災調節池技術基準 (案)」の構造基準に準じて型式選定、法面の安定検討、基礎処理、余水吐等の施設設計を行う。

(4) 管理

代替施設として設けた雨水貯留施設には、3m以上の管理用道路、進入道路、防護柵を設けるものとし、日常の巡視、草刈、堆砂およびゴミの除去、出水時の監視等の適正な管理を行うものとする。

施設の管理は、原則として市町村が行うものとし、埋立権者は申請前に、管理について当該市町村と協議を済ませるものとする。

(2) 代替施設の満すべき治水の水準

代替施設は、現況の治水機能とその水準を上回る必要がある。

(解説)

代替施設は、現況の治水機能とその水準を上回るものとし、以下の諸条件を満足させるものとする。

① 流域の状況：

必要調節容量を算定する際の流域は将来の土地利用状況を考慮する。

② 許容放流量：

下流河川の疎通能力見合いとする。

③ 対応する確率：

現況の溜池が対応可能な確率年を上回る必要がある。表-5参照

表-5 代替施設の治水水準（確率）

現況施設の確率	代替施設の確率	摘 要
1/1.5 未満	1/3	1 時間降雨強度で評価すると 40 % 以上のレベルアップとなる。
1/1.5 ~ 1/3	1/5	61 ~ 17 % "
1/3 ~ 1/5	1/10	50 ~ 26 % "
1/5 ~ 1/10	1/20	57 ~ 25 % "
1/10 以上	1/20 以上	

資料－5 建築物の耐水化に対する助成制度の事例

(注) 住宅を浸水から守るためにかさ上げ工事等の耐水化に対する助成を要綱、条例に基づいて実施している自治体が増加しつつある。そのうちの数例を以下に掲載し、参考の用に供する。

目 次

5-1 東京都水害予防住宅等高床工事助成事業補助要綱	51
5-2 松戸市低住宅地におけるかさ上げ工事資金の融資あっせん 及び利子補給に関する要綱	54
5-3 市川市低住宅盛土、かさ上げ工事資金のあっせん及び利子 補給に関する規則	56
5-4 川崎市浸水低地改良資金貸付制度	57
5-5 名古屋市住宅かさ上げ等、資金融資制度の概要	58
5-6 京都市加佐郡大江町住宅防災事業資金利子補給規程	59

〔出典〕

- (1) 土木研究所総合治水研究室：「建築物の耐水化に関する研究」，土木研究所資料 No 1916，1983. 2
- (2) 建設省土木研究所：「建築物の耐水化に関する調査報告書（第2報）」，土木研究所資料 No 1645，1981. 2

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

REPORT OF THE
COMMISSION ON THE
STRUCTURE OF THE
ATOMIC NUCLEUS
AND THE
PROPERTIES OF
THE ELEMENTS

BY
J. J. AUSTIN
AND
J. H. DUNN

5-1 東京都水害予防住宅等高床工事 助成事業補助要綱

第1 目的

この要綱は、総合的な治水対策の一環として、降雨による浸水の危険性のある地域において、住宅（店舗その他の建物を含む。以下「住宅等」という。）の構造を高床式にすることを奨励し、もって住宅等の浸水被害を防止し、又は軽減化するため、水害予防住宅等高床工事助成事業（以下「助成事業」という。）を実施する区市町村に対して、都がその事業に要する経費の一部を補助するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「高床式」とは、住宅等の構造が第4の3の(1)のア、イ及びウに該当するものであることをいう。

第3 補助対象者

補助対象者は、助成事業を行う区市町村とする。

第4 補助対象事業

補助の対象とする助成事業は、次に掲げる要件を備えているものとする。

1. 助成事業の対象者

助成事業の対象者は、新築又は改造により高床式となる住宅等の所有者とする。ただし、国及び地方公共団体等は除く。

2. 助成適用地域

(1) 助成事業を適用する地域（以下「助成適用地域」という。）は、降雨による床上浸水の危険性の大きい地域で、浸水被害を予防するために住宅等の構造を高床式にすることを奨励する必要があると区市町村長が認めて指定する地域とする。

(2) 区市町村長は、助成適用地域を指定しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

3. 助成適用工事

(1) 助成事業を適用する工事（以下「助成適用工事」という。）は、助成適用地域内において住宅等を次に掲げる構造を有するものとするための工事とする。ただし、仮設建物に係るもの

を除く。

ア 床上浸水の防止に有効な床高であること。

イ 床下部分が通水の容易な構造であること。

ウ 床下部分が浸水に耐える構造及び用途であること。

(2) (1)のア、イ及びウに掲げる要件を備える高床式の構造基準は、別に建設局長が定めるものとする。

4. 助成金の額

助成金の額は、別に建設局長が定める標準工事費単価に高床式部分の床面積を乗じて得た額（以下「標準工事費」という。）の2分の1を下らない額とする。ただし、区市町村長は助成金の額に上限を設けることができる。

5. 事業効果の保全

助成金の交付に当たって、区市町村長は、助成事業の対象者に対して、事業効果の保全上必要と認める条件を付するものとする。

第5 補助金の額

都が区市町村に交付する補助金の額は、予算の範囲内で助成適用工事についての標準工事費の4分の1の額又は区市町村の助成金の額の2分の1の額のいずれか少ない方の額とする。ただし、別に建設局長が定める額を限度とする。

第6 補助金の交付の申請

区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に係る書類を添付して知事に申請するものとする。

第7 補助金の交付の決定及び通知

1. 知事は、補助金の交付申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定するものとする。

2. 知事は、補助金の交付を決定したときは、その交付額その他必要な事項を区市町村長に通知するものとする。

第8 承認事項

1. 区市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後、補助に係る事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定額変更申請書を提出し、知事の承認を受けるものとする。

第9 実績報告

補助に係る事業が完了したとき、又は補助金

の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、区市町村長は、実績報告書に係る書類を添えて知事に提出するものとする。

第10 補助金の額の確定

知事は、実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により区市町村長に通知するものとする。

第11 補助金の交付

1. 知事は、補助金の額の確定後、区市町村長が提出する請求書に基づき、補助金を交付する。
2. 知事は、1の規定にかかわらず、補助金の交付を決定した後、区市町村長の請求に基づき、概算払をすることができる。

第12 交付の決定の取消し及び補助金の返還

交付の決定を受けた区市町村について次の1に該当する事由が生じた場合は、知事は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助に係る助成金の全部又は一部を助成事業の対象者から返還させたとき。

第13 様式等

この要綱の施行について必要な書類等の様式その他事業の実施に必要な事項は、別に建設局長が定める。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は昭和57年9月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

水害予防住宅等高床工事助成事業 補助要綱施行細目

第1 目的

この細目は、水害予防住宅等高床工事助成事業補助要綱（昭和57年9月17日57建河管第807号知事決定。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 助成適用工事

要綱第4の3の(2)に規定する「高床式の構造基準」は、別表第1に掲げるものとする。

第3 標準工事費単価

要綱第4の4に規定する「別に建設局長が定める標準工事費単価」は、別表第2に掲げる額とする。

第4 補助金の額

要綱第5に規定する「別に建設局長が定める額」は100万円を限度とする。

第5 は数整理

要綱第5に規定する補助金の額に千円未満のは数の額が生じたときは、これを切り捨てる。

第6 様式

要綱に規定する交付手続に必要な様式は別記のとおりとする。

附 則

この細目は昭和57年9月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

別 記

第1号様式(甲) 水害予防住宅等高床工事助成事業補助金交付申請書

.....要綱第6

第1号様式(乙) 助成事業箇所別調査

第2号様式 水害予防住宅等高床工事助成事業補助金交付決定通知書

.....要綱第7の2

第3号様式 水害予防住宅等高床工事助成事業補助金交付決定額の変更申請書 要綱第8

第4号様式(甲) 水害予防住宅等高床工事助成事業実績報告書 要綱第9

第4号様式(乙) 助成事業箇所別実績調査

第5号様式 水害予防住宅等高床工事助成
事業補助金額確定通知書

……………要綱第10

第6号様式 請求書 ……………要綱第11

(別記の添付を省略)

別表第1. 高床構造基準

1. 床高は、0.75メートル以上とする。
2. 床下空間は、0.5メートル以上とする。
3. 新築の場合の高床式構造は、スラブ型式とする。

別表第2. 標準工事費単価表

工事方法, 建物構造別		1平方メートル あたりの単価
揚	家	78,000円
新築	木 造	55,000円
	鉄 骨 造	42,000円
	鉄筋コンクリート造	29,000円

5-2 松戸市低住宅地におけるかさ上げ工事資金の融資あっせん及び利子補給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅を浸水から守るためのかさ上げ工事に必要な資金（以下「資金」という。）の融資をあっせんするとともに、金融機関から資金の融資を受けた者に対し、その支払利子の一部を利子補給金（以下「補給金」という。）として交付することにより生活環境の改善に寄与することを目的とする。

第2条 市長は、次条に規定する者に対し、第4条に規定する条件により、指定した金融機関に資金の融資のあっせん（以下「あっせん」という。）をするものとする。

(あっせんを受ける資格)

第3条 あっせんを受けることができる者は、市長が指定する場所において次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 降雨による床上浸水の被害を被っている者であること。

ただし、1区画内に多数の被害者がある地区においては、その区画内の全員があっせんを希望する場合とする。

(2) 昭和50年7月31日までに建築を完了した住宅の存する土地の所有者又は借地人であること。ただし、借地人であるときは、かさ上げ工事を行うことについて土地所有者の承諾を得た者とする。

(3) 市税を完納している者であること。

(4) 担保物件及び確実な連帯保証人のあること。

(あっせんの条件)

第4条 市長があっせんする条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資金額 2,500,000 円以内

(2) 融資期間 7 年以内

(3) 利 率

ア. 融資期間が5年以内のもの
年9.6パーセント

イ. 融資期間が5年を超えるもの
年9.8パーセント

(4) 償還方法

借入れの日の属する月の翌月から起算し

て7年以内の期間における月賦償還。ただし、繰上げ償還を妨げない。

(あっせんの申請)

第5条 あっせんを受けようとする者は、かさ上げ工事資金の融資あっせん申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、あっせんの可否を決定したときは、当該申請者にかさ上げ工事資金の融資あっせん決定、却下通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(あっせんの取消し)

第7条 市長は、あっせんの決定を受けた者が次の各号の一つに該当すると認めたときは、あっせんの決定を取り消すことができる。

(1) あっせんの決定通知を受けた日の翌日から起算して、10日以内に指定された金融機関に対して融資の申込みをしないとき。

(2) あっせん申請の内容に虚偽があったとき。

(利子補給金)

第8条 市長は、市のあっせんによる資金の融資を受け、かさ上げ工事を完了した者に対し補給金を交付するものとする。

2 前項に規定するもの以外の者で第3条に規定するあっせんを受ける資格者が金融機関から資金の融資を受け、かさ上げ工事を完了した者に対し、補給金を交付するものとする。

(補給金の額)

第9条 前条第1項に規定する補給金の額は、支払利子（延滞利子を除く。）に次に定めた率を乗じて得た額とする。

(1) 償還期間が5年以内のもの

42.7パーセント

(2) 償還期間が5年を超えるもの

43.8パーセント

2 前条第2項に規定する補給金の額は、資金の借入れ年利率（償還期間が5年以内のものにあっては年9.6パーセント、償還期

間が5年を超えるものにあつては年9.8パーセントを限度とする。)から5.5パーセントを減じた利率相当額とする。

この場合において利子補給対象借入限度額は、2,500,000円とし、利子補給期間は7年を限度とする。

(補給金の交付申請)

第10条 補給金の交付を受けようとする者は、次に定める区分に従い、かさ上げ工事資金利子補給金交付申請書(第3号様式)に融資した金融機関において、作成した支払利子証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 1月から6月までの支払利子に係る補給金

7月20日までに提出

(2) 7月から12月までの支払利子に係る補給金

翌年の1月20日までに提出

(決定通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な審査を行い、交付の可否を決定したときは、当該申請者にかさ上げ工事資金利子補給金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により通知するものとする。

第12条 交付決定の通知を受けた者は、通知書を受理した日の翌日から起算して10日以内にかさ上げ工事資金利子補給金請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補給金の交付決定を受けた者又は補給金の交付を受けた者が次の各号の一つに該当すると認めたときは、補給金の交付決定を取り消し、又は補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 資金をかさ上げ工事費以外に使用したとき。

(2) 交付申請の内容に虚偽があつたとき。

(3) その他特に理由があるとき。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年2月19日から施行し昭和51年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年3月10日から施行する。

5-3 市川市低住宅盛土、かさ上げ工事資金のあっせん及び利子補給に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、市内に存する住宅か、土地の低地化等によって浸水することにより住宅地の盛土及び住宅かさ上げ等の工事を行なう者に対し、市は必要な資金（以下「資金」という。）のあっせんと利子補給を行ないもって資金融通の円滑を図ることを目的とする。

(資格の要件)

第2条 資金のあっせんを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 土地、家屋の所有者及び借地、借家人
ただし、借地、借家人であるときは、貸主に盛土・かさ上げ工事の承諾を得た者。
- (2) 市税を完納している者。
- (3) 担保又は確実な保証人がある者。

(資金のあっせん)

第3条 市長は、前条の要件を満たす者に対し次条の条件により市が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）へ資金のあっせんを行なうものとする。

(あっせんの条件)

第4条 市長があっせんする条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) あっせん資金の額は、100万円以内とする。
- (2) 償還方式は、あっせん資金の借入れの日の属する月から3ヶ月を据置き3年もしくは5年の期間において月賦償還の方法によるものとする。ただし、繰上げ償還を妨げない。
- (3) あっせん資金の利率は、3年償還にあつては年7.8パーセント、5年償還にあつて

は年8パーセントとする。

(資金のあっせん申請)

第5条 資金のあっせんを受けようとする者は市川市低住宅地盛土かさ上げ工事資金あっせん申請書（第1号様式）に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を申請者並びに指定金融機関に市川市低住宅地盛土かさ上げ工事資金あっせん決定通知書（第2号様式）をもって通知するものとする。

(利子補給)

第7条 市長は、借り受けた者があっせん資金を指定金融機関に全額償還したときは、その者に借入金に対する利子の一部として予算の範囲内において利子補給する。ただし、償還期間を経過した期間に係る利子及び借入期間内の各月の約定期日を遅延した利子について補給はしない。

(利子補給の申請)

第8条 利子補給を受けようとする者は、市川市住宅地盛土、かさ上げ工事資金利子補給金交付申請書（第3号様式）に工事契約書の写を添付し、市長に提出しなければならない。

(利子補給の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により利子補給を受けたときは、市長は当該利子補給金を返還させることができる。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年1月5日から施行する。

5-4 川崎市浸水低地改良資金貸付制度

この制度は市民の方で家屋が低地にあるため降雨等により浸水する土地を改良するために必要な資金の一部を貸付ける制度である。

1. 申込の資格

(イ) 土地又は家屋が資金の貸付を受けようとする者の所有であること。

(ロ) 貸付金の返済及び利子を支払うことが出来る者に限る。

2. 貸付を受けられるもの

(イ) 降雨のとき浸水20cm以上の場合

(ロ) 道路面より低く常に浸水する家屋

(ハ) 排水計画をもって浸水を解消することが出来ない家屋

(ニ) 敷地の広さは230㎡(約70坪)以下であること。

(ホ) 建築確認済の家屋であること。

3. 前項2の条件にあっても次の各項に該当する者は貸付を受けられない。

(イ) 違法建築

(ロ) 不法占拠

(ハ) 側溝等により排水が出来る家屋

(ニ) 係争中の土地又は家屋

(ホ) 営利を目的としている家屋又は土地

4. 契約書作成及び工事着手の時期

(イ) 貸付決定通知を受けた日から1箇月以内に契約を結ぶ。

(ロ) 契約締結の日から40日以内に工事に着手する。

5. 貸付の条件

(イ) 貸付金額 100万円以内

(ロ) 返済方法 1年据置き5年間元利均等月賦返済であるが繰上げて一度に返済することも可能。
据置期間を除き利息は年率3.6%。

※毎月の返済額については別添借入額別月額返済表の通り。

6. 連帯保証人

1名

※本市に1年以上住んでいる者で貸付額以上の返済能力のある者

7. 担保

無担保

※建物に対する火災保険の質権設定を行う

8. 貸付金の交付時期

(イ) 工事着手確認後貸付決定額の半額を交付する。

(ロ) 工事完成確認後残額を交付する。

5-5 名古屋市住宅かさ上げ等、資金融資制度の概要

1. 貸付けを受けることのできる方

- (1) 市民税を完納している方
- (2) 貸付けを受けた資金の償還及び利息の支払いについて十分な支払能力がある方。
- (3) 確実な連帯保証人がある方。
- (4) 市内の浸水地域（浸水のおそれのある地域を含む。）に居住している自己所有の住宅について次にかかげる貸付対象工事を行なう方。

2. 貸付けの対象となる工事

- (1) かさ上げ工事
専用住宅又は併用住宅の住宅部分を解体しないで建物のかさ上げをする工事（これに伴い敷地の盛土をする場合を含む。）
- (2) 盛土工事
専用住宅又は併用住宅の住宅部分を解体して復旧又は改築をする場合に、盛土（おおむね50cm以上）をして地盤の高さを上げる工事です。この場合、復旧又は改築をする住宅（併用住宅については、その住宅部分）の床面積が30㎡以上120㎡以下であって、併用住宅の場合は住宅部分が2分の1以上あることが必要です。

3. 貸付け条件

- (1) 貸付金額
通常必要とするかさ上げ工事費又は盛土工事費の範囲内の金額で、100万円を限度とします。
- (2) 利 率

年6パーセント

(3) 返還期間

10年

(4) 償還方法

元利均等償還とし、原則として6ヶ月毎の20回払いとします。（貸付金額10万円に対する1回当たりの償還金は約6,700円です。）

4. 申込みの手順

(1) 提出書類

- 住宅かさ上げ、盛土資金借入申込書
工事費見積内訳書（写）及び図面（かさ上げの高さを記入した擁壁等の断面図）を添付し、工事内容を申込書及び図面に記入して下さい。
- 市民税納税証明書
- 申込人の収入を証する書類
- 給与所得者の場合は「職場及び給与証明書」
事業所得者の場合は「所得証明書」（区役所税務課で交付）

(2) そ の 他

- 盛土工事に伴う住宅の復旧又は改築については、併せて、建築確認申請をし確認を受けて下さい。
- かさ上げ工事又は盛土工事の場合の住宅の復旧、改築工事については、住宅金融公庫の住宅改良資金又は、個人住宅建設資金の融資対象となります。

5. 実 績 下表の通り

年 度	46 年			47 年			48 年			49 年			50 年		
予算額	1,000 万円			2,000 万円			2,000 万円			2,000 万円			3,000 万円		
限度額	50 万円			50 万円			50 万円			50 万円			100 万円		
区 分	かさ 上げ	盛土	計	かさ 上げ	盛土	計	かさ 上げ	盛土	計	かさ 上げ	盛土	計	かさ 上げ	盛土	計
件 数	13	1	14	9	29	38	1	19	20	9	23	32	16	17	33
金 額	458	48	506	441	1,389	1,830	50	924	974	543	1,405	1,948	1,583	1,221	2,804

5-6 京都市加佐郡大江町住宅防災事業資金利子補給規程

(昭和50年2月15日)
規 程 第 1 号)

(目 的)

第1条 この規程は、水害により著しく被害を受ける住宅の防災を促進するため、別表の条件に該当する移転若しくは改築などの事業を行なった者に対し、その資金として借り入れた融資の償還にかかる利子の一部を補給補助することに必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 前条に掲げる「著しく被害を受ける住宅」とは、昭和47年9月台風20号災害において、床上浸水または半壊以上の被害を受けた住宅をいう。

(融資の条件)

第3条 この規程で利子補給の対象とする融資は、次に掲げるところによる。

(1) 限度額等

別表の事業を行なった者が、これらの事業のために実際に負担した額の範囲内としその最高限度額を200万円とする。

(2) 借入先

国及び地方公共団体、ならびに法律に基づいて金融の業を行なう各公庫、銀行、信用金庫、農業協同組合のほか、町長が特に認める法人金融機関に限る。

(補給の率及び方法)

第4条 大江町は、前条で定める融資の償還利子について、次の率により算定した額を補給補助する。ただし、その年度に実際に支払われた利子の額が、本条各号の補給額に達しないときは、当該年度分として補給する額は実際に支払われた利子相当額とし、残額は順次次年度に繰り越して交付する。

(1) 別表第1に掲げる事業

当初借入元金(最高限度200万円を超え

るものについては200万円)の10%相当額

(2) 別表第2に掲げる事業

同上元金の 5%相当額

(事業の届出)

第5条 この規定による利子補給を受けようとする者は、あらかじめ町長に対し、様式第1号による事業計画書を提出しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条の計画書を提出した者が事業を完了して新住宅に入居し、かつ融資の当該年度分の償還を履行したときは1カ月以内に次の書類を添付し、様式第2号による利子補給補助金交付申請書を町長に提出するものとする。

(1) 償還利子の納付済証(融資機関発行のもの)

(2) 区長の事実証明書

(3) その他町長が指定する書類

(補給金の交付)

第7条 前条の申請があったとき、町長は速やかに事実を確認し、補給金を交付する。

(補給の打ち切り等)

第8条 この規定により交付された補給補助金が、虚偽その他不正な手段によったことが判明したときは、町長は以後の補給を打ち切り、かつすでに交付した補給金の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、利子補給補助に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規定は、昭和50年2月15日から施行する。

別 表

大江町住宅防災事業認定基準

事業区分	認定基準
1 住宅の移転	ア 従前の宅地より、概ね2 m以上の高さを加える宅地であつて、かつ、町長が防災上適当と認めた位置への移転であること。
2 住宅の改築	ア 昭和47年台風20号災害と同程度の出水のとき、浸水を予測される住宅の部分が、鋼材（鉄骨、鉄筋）、石材、れんが、コンクリートまたはセメント、硬質ガラス、硬質塩化ビニール各製品などの耐水性資材を主に使用して建設され、水害に対する安全性を有する住宅 イ または、同上の出水時に浸水を予測される部分が住居の用に供せられる部分以外の部分（店舗、工場、倉庫等のほか高床構造の床下工部分を含む）であつて、前掲の耐水性資材を主に用いて建設され、安全性を有する住宅 ウ その他町長が前掲アまたはイに準ずる安全性を有するものと認めた住宅

資料一 盛土・残土規制条例等の事例

目 次

6-1 船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	63
6-2 鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	68
6-3 市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	74
6-4 八潮市宅地・農地等の土砂埋立てに関する指導基準	78
6-5 建設残土対策に関する当面の措置方針	79

MEMORANDUM FOR THE RECORD

DATE: 10/10/50

TO: Mr. Tolson

FROM: Mr. E. A. Tamm

SUBJECT: [Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

[Illegible]

6-1 船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為について必要な規制を行うことにより、市民の生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 土砂等土地の埋立、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
2. 事業 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為をいう。
3. 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
4. 事業主等 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者及び事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号の1に該当する事業を除き、市内の500㎡以上の土地における事業について適用する。

1. 国又は地方公共団体が行うもの
2. 法令の規定により許可又は認可を受けて行うもの

(事業主等の責務)

- 第4条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、市民の生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当らなければならない。

(事業の許可)

第5条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。

5. 事業区域内に事業内容等を示す事業公開板を設置すること。

6. 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造等に支障がないようにすること。

(変更の許可)

第7条 第5条の規定により許可を受けた事業主等が許可を受けた事項について変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(改善勧告)

第8条 市長は、事業主等が許可を受けた事項に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずるものとする。

(完了報告等)

第10条 事業主等は、事業が完了したときは、速やかに市長に報告し、検査を受けなければならない。

(進行状況等の報告)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業の進行状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を事業区域に立入らせ、施設その他の物件を検査させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(停止命令等)

第13条 市長は、事業主等が第5条の規定による許可を受けずに事業を施行しているときは、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

(代執行)

第14条 市長は、第9条又は前条の規定による命令を受けた事業主等が指定期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業主等から徴収することができる。

（聴 聞）

第15条 市長は、第13条の規定による停止命令又は措置命令をしようとするときは、当該処分に係る事業主等に対し、あらかじめ期日、場所及び事案の内容について通知したうえ、聴聞を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2. 聴聞に際しては、当該命令に係る事業主等及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（違反事実の公表）

第16条 市長は、事業主等が第9条の改善命令又は第13条の停止命令若しくは措置命令に違反したときは、その事実を公表することができる。

（委 任）

第17条 この条例に定めるもののほか、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰 則）

第18条 次の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

1. 第5条又は第7条の規定による許可を受けなかった者
2. 第9条又は第13条の規定による命令に違反した者

2. 次の各号の1に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

1. 10条又は11条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
2. 第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又

は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1. この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

2. この条例施行の際、現に施行中の事業については、この条例の規定は、適用しない。

船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則（案）

（趣 旨）

第1条 この規則は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（事業の許可申請）

第2条 条例第5条の規定による許可を受けようとする事業主等は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業許可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

1. 土地登記簿謄本
 2. 公図の写し及び周囲の利用状況図
 3. 土地改良区等の意見書
 4. 契約書（契約の印は、印鑑登録されているものであること。）
 5. 隣地承諾書
 6. 土砂等の搬入経路図（縮尺1万分の1の都市計画図に記入したものであること。）
 7. 断面図及び土留図
 8. 道路及び水路占用許可書の写し
 9. 土砂等の土質分析表
 10. 誓約書（事業主等が連署し、印鑑登録されている印を捺印すること。なお、事業主等が法人である場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
 11. 印鑑登録証明書
 12. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （許可可否の決定等）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、許可の可否を決定し、その旨を船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業許可（可・否）決定通知書（第2号様式）により、当

該事業主等に通知する。

（事業開始の届出）

第4条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、事業開始前10日までに、その旨を船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業開始届（第3号様式）により、市長に届出なければならない。

（許可基準）

第5条 条例第6条に規定する許可基準は、別表に掲げるとおりとする。

（事業変更の許可申請等）

第6条 条例第7条の規定により事業変更の許可を受けようとする事業主等は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業変更許可申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2. 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、事業変更の可否を決定し、その旨を船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業変更許可（可・否）決定通知書（第5号様式）により当該事業主等に通知する。

（改善勧告及び改善命令の様式）

第7条 条例第8条の規定による改善勧告は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業改善勧告書（第6号様式）により、条例第9条の規定による改善命令は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（完了報告）

第8条 条例第10条の規定による事業完了の報告は、事業完了後10日以内に船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業完了報告書（第8号様式）により行うものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（第9号様式）とする。

（停止命令等の様式）

第10条 条例第13条の規定による事業の停止命令及び措置命令は、船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為事業停止命令・措置命令書（第10号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

（船橋市聴聞規則の一部改正）

2. 船橋市聴聞規則（昭和47年船橋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第 号）」を「、船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第 号及び船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第 号）」に改める。

別 表

該 当 条 文	許 可 基 準		
1. 条例第6条 第1号	埋立及び盛土1ヘクタール当り275㎡の保水施設を設置すること。		
2. 条例第6条 第2号	埋立及び盛土	イ 隣地境界との段 差	50 cm 以内
		ロ 土 留 の 高 さ	板又はコンクリートによるもので 50 cm 以上
		ハ 転地替による掘 さくを行う場合	地表から 150 cm 以内
	たい積行為	イ た い 積 の 高 さ	250 cm 以内
		ロ 土 留 柵	隣地境界から 180 cm 以上のところに 高さ 100 cm 以上
		ハ た い 積 期 間	投入日から3ヶ月以内
3. 条例第6条 第3号	埋立及び盛土	イ 柵 の 高 さ	120 cm 以上
		ロ 杭 の 直 径	6 cm 以上
		ハ 杭 の 間 隔	180 cm 以内
		ニ 鉄 線 の 間 隔	30 cm 以内とし、たすき掛けを行う こと。
	たい積行為	イ 塀 の 材 質	板又はトタンと同程度又はより強度 のもの。
		ロ 塀 の 高 さ	たい積高に対し 20 cm 以上
		ハ 杭 の 間 隔	90 cm 以内
4. 条例第6条 第5号	事業公開板	イ 大 き さ	縦 120 cm 以上 横 90 cm 以上
		ロ 内 容	事業主等の名称 事業区域 事業期間 事業内容

6-2 鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立 盛土及びたい積の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内における土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積について、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な規制を行うことにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土 砂 等 土地の埋立、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 事 業 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号の一に該当する事業を除き、市内の500平方メートル以上の土地における事業について、適用する。

- (1) 国、地方公共団体、公社又は公団が行うもの。
- (2) 他の法令の規定により、その事業について許可又は認可等を受けて行うもの。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施行者は、事業を施行するに当たっては、市域の環境保全と災害防止を図るため、万全の措置を講じなければならない。

2. 事業主及び事業施行者は、当該事業の施行に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意を

もってその解決に当たらなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業施行者は、事業開始前に当該事業に係る市長の許可を受けなければならない。

2. 市長は、前項の許可に市域の環境保全及び災害の防止を図るため必要な条件を付することができる。

(許可の申請)

第6条 前条の許可を受けようとするものは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及び計画
- (2) 事業区域及び所在地
- (3) 事業区域の面積及び規模
- (4) 事業の実施期間
- (5) 事業の施行方法
- (6) 現場管理者の氏名及び住所
- (7) その他市長が必要と認める事項

(許可基準)

第7条 市長は、前条の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施行方法が、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければ許可してはならない。

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が、当該事業の目的及び規模に照らして、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造、規模又は能力で適正に措置されていること。
- (2) 排水路、その他の排水施設が、事業区域及びその周辺地域に溢水等による被害を生じないような構造及び能力で適正に配置されるよう措置されていること。
- (3) がけくずれ又は土砂の流出による被害が生じないよう擁壁その他の土留施設について適正に措置されていること。
- (4) 事業施行中の災害防止その他安全確保について、必要な措置がされていること。

第8条 事業施行者は、第5条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(施行基準の遵守)

第9条 事業施行者は、事業を施行するに当た

っては、規則で定める施行基準を遵守しなければならない。

(監督処分等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する事業施行者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

(2) この条例の規定による許可を受けず、又はこの条例の規定による許可に付された条件に違反している者

2. 市長は、事業施行者が事業を廃止し、又は中止しようとする場合は、環境の保全及び災害の防止を図るために必要な措置を命ずることができる。

(聴聞)

第11条 市長は、前条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日、場所及び事業の内容について予告したうえ、聴聞を行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2. 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(変更の許可)

第12条 第5条第1項の許可を受けた事業施行者が、第6条第1号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2. 前項の許可については、第5条第2項の規定を準用する。

(変更の届出)

第13条 第5条第1項の許可を受けた事業施行者が、第6条第6号及び第7号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(承継)

第14条 第5条第1項の許可を受けた事業施行者について相続又は合併があった場合におい

ては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による事業施行者の地位を承継する。

2. 前項の規定により、事業施行者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、事業施行者が第9条の規定により定められた施行基準に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、事業施行者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第17条 市長は、第10条及び前条の規定による命令を受けた者が指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(事業の完了)

第18条 事業施行者は、当該事業が完了したときは、速やかに市長に報告し、確認を受けなければならない。

(事業の廃止)

第19条 第5条第1項の許可を受けた事業を廃止した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業施行者に対し、事業の執行状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして事業区域に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請

求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の設置)

第22条 事業施行者は、事業の施行期間中事業区域の周囲に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(違反事実の公表)

第23条 市長は、事業施行者が10条の停止命令若しくは措置命令又は第16条の改善命令に違反し、環境の保全及び災害の防止を図るうえで支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けなかった者
- (2) 第10条又は第16条の規定による命令に違反した者

第26条 次の各号の一に該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条及び第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第18条及び第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (4) 第22条の規定による標識を設置しない者
- (両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に事業に着手している事業施行者は、この条例の施行の日から起算して60日間は、引き続き当該事業を行うことができる。

鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則

(昭和57年5月31日)
(規則第25号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(昭和57年鎌ヶ谷市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

(申請、届出及び報告に係る書類)

第3条 次の表の左欄に掲げる申請、届出又は報告は、同表の中欄に掲げる申請書、届出書又は報告書によって行うものとし、同表右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(事業の許可又は許可の取消しその他市長の発する命令又は勧告の形式)

第4条 次の表の左欄に掲げる事業の許可又は許可の取消しその他市長の発する命令又は勧告は、同表の右欄に掲げる許可書、許可の取消書その他命令書又は勧告書により行うものとする。

(施行基準)

第5条 条例第9条の規定により規則で定める施行基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内にみだりに人が立ち入らぬよう柵、杭及び鉄線等を設ける等十分な措置を講じること。
- (2) 土砂等の流出又は流入による事故を防止するため、十分な土留を施し、又は土留柵を設け、又隣地境界との段差及びたい積の高さは、安全な範囲内とすること。
- (3) 事業区域内に排水溝を設け、雨水等の適切な排水を行うこと。
- (4) 作業中は、監視員を配置し、事故が発生しないようにすること。

(身分証明書)

第6条 条例第21条第2項に定める立入検査を

する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第17号様式)とする。

(標識)

第7条 条例第22条の規定により規則で定める標識は、事業標示板(別記第18号様式)及び危険防止表示板(別記第19号様式)とする。

(事実の公表)

第8条 条例第23条の規定により行う事実の公表は、掲示、公共団体の発行する広報紙への掲載又は新聞紙への掲載その他の方法により行う。

附 則

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

条例第6条の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）	事業許可申請書（別記第1号様式）	(1) 当該事業区域の公図の写し及び周囲の土地利用状況図 (2) 土砂等の搬入経路図（1万分の1の都市計画図を用いること。） (3) 当該事業の計画図（断面図土留図等） (4) 道路又は水路の占用許可書の写し（道路又は水路を占用する場合）
条例第8条の規定による事業の開始の届出	事業開始届出書（別記第2号様式）	
条例第12条第1項の規定による事業の変更の許可の申請（以下「変更許可申請」という。）	事業変更許可申請書（別記第3号様式）	許可申請の項に掲げる書類のうち当該変更許可申請に係るもの
条例第13条の規定による申請事項の変更の届出	申請事項変更届出書（別記第4号様式）	
条例第14条第2項の規定による事業施行者の地位の承継の届出	事業施行者の地位承継届出書（別記第5号様式）	当該承継の原因となった事実があったことを証明する書類
条例第18条の規定による事業の完了の報告	事業完了報告書（別記第6号様式）	
条例第19条の規定による事業の廃止の届出	事業廃止届出書（別記第7号様式）	
条例第20条の規定により市長から求められた報告	事業執行状況等報告書（別記第8号様式）	当該報告に必要な書類

許可申請に対する事業の許可又は不許可	事業許可書又は不許可書（別記第9号様式）
条例第10条第1項の規定による許可の取消し	事業許可取消書（別記第10号様式）
条例第10条第1項の規定による事業の停止の命令	事業停止命令書（別記第11号様式）
前2項に掲げるもののほか条例第10条の規定による命令	措置命令書（別記第12号様式）
変更許可申請に対する許可又は不許可	事業変更許可書又は不許可書（別記第13号様式）
条例第15条の規定による改善勧告	改善勧告書（別記第14号様式）
条例第16条の規定による改善命令	改善命令書（別記第15号様式）
条例第20条の規定による報告の徴収	事業執行状況等報告命令書（別記第16号様式）

6-3 市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例

(昭和55年10月1日)
(条例第29号)

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積が市域の環境を著しく変容させることに伴い、災害の発生を防止するため当該土地の埋立等の行為について適正な規制を行い、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土 砂 等 土地の埋立、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 事 業 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、法令の規定により許可又は認可を受けた事業を除き、市内の300平方メートル以上の土地における事業について適用する。

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施行者は、事業を施行するに当たっては、市民の安全と良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。

2. 事業主及び事業施行者は、当該事業の施行

に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業施行者は、事業開始前に規則の定めるところにより、当該事業に係る市長の許可を受けなければならない。

2. 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、あらかじめ市川市公害対策審議会条例(昭和47年条例第25号)第1条の規定により設置されている市川市公害対策審議会の意見を聞かななければならない。

3. 市長は、第1項の許可に市民の安全及び良好な生活環境を確保するため必要な条件を付することができる。

(事業の開始)

第6条 事業施行者は、前条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするときは、事業開始7日前までに市長に届け出なければならない。

(施行基準の遵守)

第7条 事業施行者は、事業を施行するに当たっては、規則で定める施行基準を遵守しなければならない。

(監督処分)

第8条 市長は、第5条第1項及び次条第1項の規定による許可を受けず、又は第5条第3項(次条第2項において準用する場合を含む。)の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行している事業施行者に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(事業内容等の変更)

第9条 事業施行者は、事業内容、事業区域その他届出事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2. 前項の許可については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(改善勧告)

第10条 市長は、事業施行者が第7条の規定により定められた施行基準に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第11条 市長は、事業施行者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第12条 市長は、第8条及び前条の規定による命令を受けた者が指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(事業の完了)

第13条 事業施行者は、当該事業が完了したときは、すみやかに市長に報告し、確認を受けなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業施行者に対し、事業の進行状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして事業区域に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の設置)

第16条 事業施行者は、事業の施行期間中事業区域の周囲に規則で定める標識を設置しなければならない。

(違反事実の公表)

第17条 市長は、事業施行者が第8条の停止命令若しくは措置命令又は第11条の改善命令に違反し、市民の安全と良好な生活環境を確保していくうえで支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けなかった者

(2) 第8条又は第11条の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号の一に該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

(1) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条又は第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(4) 第16条の規定による標識を設置しない者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

(市川市公害対策審議会条例の一部改正)

2. 市川市公害対策審議会条例(昭和47年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の防止」の次に「並びに土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積に係る環境保全」を加える。

市川市土砂等による土地の埋立、盛土及び
たい積の規制に関する条例施行規則

昭和55年10月31日

規則 第 43 号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(昭和55年条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(事業の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業施行者(以下「申請者」という。)は、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 公図の写し及び周囲の利用状況図
- (3) 土地改良区等の意見書
- (4) 契約書(印鑑登録されている印を捺印すること。)
- (5) 土砂等の搬入経路図(都市計画図 $\frac{1}{10,000}$)
- (6) 承諾書
- (7) 断面図、土留図
- (8) 道路、水路占用許可書の写し
- (9) 土質分析表
- (10) 誓約書(事業主及び事業施行者が連署し、印鑑登録されている印を捺印すること。なお、事業施行者が法人の場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。)

(II) 印鑑登録証明書

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の規定による申請に基づき事業を許可したときは、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(事業の開始届)

第4条 条例第6条の規定による届出は、事業開始届(様式第3号)により行うものとする。

(施行基準)

第5条 条例第7条に規定する施行基準は、別

表に掲げるとおりとする。

(変更の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業申請事項変更届(様式第4号)により行うものとする。

(勧告及び命令の様式)

第7条 条例第8条の規定による停止命令は、工事停止命令書(様式第5号)により、条例第10条の規定による勧告は、改善勧告書(様式第6号)により、条例第8条又は第11条の規定による改善命令は、改善命令書(様式第7号)によりそれぞれ行うものとする。

(完了の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、事業完了後7日以内に、事業完了届(様式第8号)により行うものとする。

第9条 申請者は、条例第14条の規定により毎月の事業の進行状況については、事業進行状況報告書(様式第9号)により、翌月5日までに市長に報告するものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)とする。

(標識)

第11条 条例第16条の規定により事業区域の周囲に標識(様式第11号)を設置するものとする。

(公表の方法)

第12条 条例第17条の規定による公表は、広報への掲載その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、昭和55年11月1日から施行する。

別 表

1. 事業区域周辺に人が立ち入れぬよう、次に掲げる基準に適合した柵又は塀を設置すること。

(1) 埋立又は盛土の場合

イ、柵の高さ	120センチメートル以上
ロ、杭の直径	6センチメートル以上
ハ、杭の間隔	180センチメートル以内
ニ、鉄線の間隔	30センチメートル以内とし、タスキ掛けを行うこと。

(2) たい積の場合

イ、塀の材質	板またはトタンと同程度又はより強度のもの
ロ、塀の高さ	たい積高に対し20センチメートル以上超える高さ
ハ、杭の間隔	90センチメートル以内

2. 事業に伴う隣地との段差等について、次に掲げる制限を守ること。

(1) 埋立又は盛土の場合

イ、隣地境界との段差	50センチメートル以内
ロ、土留の高さ	板又はコンクリートにより50センチメートル以上
ハ、転地等による掘さくを行う場合	地表から150センチメートル以内

(2) たい積の場合

イ、たい積の高さ	250センチメートル以内
ロ、土留柵	隣地境界から180センチメートル以上のところに高さ100センチメートル以上
ハ、たい積期間	搬入日より3箇月以内

3. 事業区域内に排水溝を設け、雨水等の適切な排水を行うこと。
4. 作業中は、監視員を配置すること。

6-4 八潮市宅地・農地等の土砂埋立てに関する指導基準

1. 目的

宅地、農地等土砂による土地の埋立は、法令等の定めによるほか、この基準により指導、規制し、良好な生活環境を維持することを目的とする。

2. 用語の意義

- (1) 事業宅地、農地等土砂による土地の埋立てをいう。
- (2) 事業者 事業を行う土地の所有者又は借地権者で事業を行う者。

3. 指導基準

事業者は次の事項を遵守し、事業を適正に行わなければならない。

- (1) 周辺の居住者に迷惑となる騒音、振動等の防止に努めること。
- (2) 周辺の土地、建物、工作物、作物等を損傷することなく、又その利用に支障のないように処置すること。
- (3) 周辺の道路、水路等の機能を阻害しないこと。

4. 宅地、農地等の盛土高

宅地、農地等の盛土高は、原則として、舗装された道路は舗装道路面より30センチメートル、砂利道においては砂利道路面より50センチメートルまでとする。ただし、やむを得ないときは、関係部課と協議すること。

5. 担当部局

この担当部局は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為による事業の指導に関すること。
建設部都市計画課
- (2) 農地転用及び農地の形態変更による事業の指導に関すること。
民生経済部産業課農業委員会
- (3) 道路の管理指導に関すること。
建設部土木課
- (4) 水路の管理指導に関すること。
建設部下水道課

6. その他

この指導基準は、土地区画整理事業施工区域外について適用する。

附 則

1. 実施期日

この指導基準は、昭和55年9月1日から実施する。

農地改良の埋立基準

- 1. 書面で契約を結ぶこと。
- 2. 埋立期間は原則として3ヶ月以内とする。
- 3. 作業時間は8時～19時までとする。
- 4. 工事着工は許可後に行なうこと。
- 5. 農地改良表示板を建てること。
- 6. 埋立の高さは道路面より30cm高までとする。
ただし、隣地に宅地等がある場合は同じ高さとする。
尚、区画整理内については20cm高までとする。
- 7. 隣地及び水路側は木柵土留をする。ただし、廃棄物を含む場合はコンクリート製土留にする。
- 8. 道路側は1メートル後退すること。
- 9. 産業廃棄物（ヘドロ）で埋立する場合は原則として許可しないものとする。
- 10. 埋立期間中は地主が良く管理すること。

6-5 建設残土対策に関する当面の措置方針

〔昭和56年4月30日〕
事務次官通達
建設省

第1 趣 旨

大都市地域における建設事業に伴い発生する残土（建設残土）の処理は、これまで附近の臨海部埋立地、内陸処分地において行われてきたが、近年これら処分適地の減少に伴い建設残土の適正な処理が困難になるとともに、建設残土の不法投棄の増加、エネルギー消費の増加、建設事業費の増加、治水安全度の低下などの諸問題を若起することが懸念されている。このような状況に鑑み、建設残土の処理に関する新たな基本施策を確立し、これら問題の抜本的な解決を図ることが必要である。

第2 基本方針

建設残土については、建設発生土の場内利用を進めることにより、極力その発生を抑制することが望ましいが、やむをえず搬出するものについては、省エネルギー、省資源等の観点から宅地造成、築堤、公園整備等への使用など、可能な限り計画的な建設残土の再利用に努めるべきである。また、再利用の不可能な建設残土にあっても、個々の建設事業者の自由設置による処分方法ではなく、できる限り交通条件、環境条件等を勘案して残土処理の適地に計画的、効率的な処分を行う必要がある。

第3 当面の措置

以上のような基本方針の下に、建設省においては、必要な地域について、当面次のような措置を講ずることとする。

1. 計画の策定

建設残土の発生を抑制し、計画的な建設残土の処理を推進するため、大都市圏ごとに、建設発生土及び建設残土の量、再利用の目標、処分地及び処分方法、これらに係る技術開発の目標等を内容とする建設残土処理計画を策定する。

2. 建設残土対策連絡協議会（仮称）の設置

建設残土処理計画の策定その他建設残土の計画的な処理の推進に関し必要な協議及び情報の交換を行うため、大都市圏ごとに、建設省、関係都府県、建設業者団体等により構成される建設残土対策連絡協議会を設置する。

また、業界団体内部に建設残土対策を総合的に講じうる体制を整備するよう指導する。

3. 建設残土利用情報センターの設立

建設残土に関する情報の提供、建設残土の処理に関するあっせん等を行うための建設残土利用情報センターを設立する。

4. 建設業者団体に対する指導

建設業者団体に対し、建設残土利用情報センターの積極的な活用による建設残土の再利用、計画的な処分を行うよう指導するものとする。

5. 指定処分方式の採用と処分費積算の適正化

建設省は、直轄事業について建設残土の指定処分（積算方式による場合を含む。）を行うことを原則とするとともに、発注単価については建設残土の処理を適正に評価したものとする。

また、直轄事業以外の事業についても、同様の措置が行われるよう関係公団・事業団、地方公共団体等に対して指導等の措置を講ずる。

6. 建設発生土の有効利用に係る調査研究

建設発生土の計画的な処理，有効利用の促進に資するため，処理適地及びその跡地利用，土質改良技術の開発等に関する調査研究をすすめる。

第4 その他

建設残土の処理に関する総合的な施策の推進を図るため，省内に建設残土対策委員会（仮称）を設置する。

資料一 7 災害危険区域の整備状況と条例集（出水・津波・高潮）

建築基準法39条に基づく災害危険区域条例の整備状況（昭和55年4月1日現在）は表1-1に示す通りであり、出水・津波・高潮を指定対象としたものは、1県7市町村である。この条例文を参考までに要約して紹介すると同時に、浸水危険区域における建築指導書の事例もあわせて掲載しておく。なお、建築基準法39条の条文は、本文2頁に記載されている。

目	次
7-1 災害危険区域条例の整備状況	83
7-2 札幌市建築基準法施行条例（抄）	84
7-3 北海道厚岸郡浜中町災害危険区域内の建築制限条例	86
7-4 青森県中津軽郡岩木町建築基準条例	87
7-5 岩手県東磐井郡川崎村災害危険区域に関する条例	88
7-6 長野県飯田町災害危険区域に関する条例	89
7-7 名古屋市臨海部防災区域建築条例	90
7-8 島根県大和村災害危険区域に関する条例	94
7-9 佐賀県建築基準法施行条例	95
7-10 浸水危険地域における建築指導者の事例	96
(1) 札幌市	96
(2) 名古屋市	97

出典) 建設省土木研究所：「建築物の耐水化に関する調査報告書（第2報）」，
土木研究所資料 No.1645，1981. 2

7-1 災害危険区域条例の整備状況

S. 55. 4. 1 現在

1. 条例の整備状況

すでに制定している都道府県	40
制定の予定がない都道府県	7
すでに制定している市町村	25

2. 災害危険区域の指定状況（出水関係）

(1) 災害危険区域の指定状況（全国合計）

災害危険区域 の指定対象	指定区域数 (箇所)	指定区域の 面積合計 (ha)	指定区域内の建築物数合計(棟)		
			住 宅	非住宅	合 計
津波・高潮・出水	17	7,057.1	55,435	35,198	90,633
急傾斜地等	4,492	7,692.2	116,087	9,699	125,786
計	4,509	14,749.3	171,522	44,897	216,419

（急傾斜地等とは急傾斜地，がけ，地すべり，山崩れ，土石流である）

(2) 都道府県

都道府県名	災害危険区域 の指定対象	指定区域数 (箇所)	指定区域の 面積合計 (ha)	指定区域内の建築物数合計(棟)		
				住 宅	非住宅	合 計
佐 賀 県	出 水	9	7.2	28	27	55
その他の都道府県	急傾斜地等	4,064	6,721.6	92,733	7,097	99,830

(3) 市町村

市町村名	災害危険区域 の指定対象	指定区域数 (箇所)	指定区域の 面積合計 (ha)	指定区域内の建築物数合計(棟)		
				住 宅	非住宅	合 計
(北海道) 札幌市	出 水	2	540.0	373	117	490
(兵庫県) 姫路市	津 波	1	128.5	0	27	27
(青森県) 青森市	出 水	1	1.3	0	0	0
(岩手県) 盛岡市	出 水	1	81.4	10	7	17
(長野県) 長野市	出 水	1	136.3	18	19	37
(愛知県) 名古屋市中区	津波・高潮・出水	1	6,165.0	55,000	35,000	90,000
(島根県) 大田市	出 水	1	1.4	6	1	7
その他の市町村	急傾斜地等	428	970.6	23,354	2,602	25,956

7-2 札幌市建築基準法施行条例(抄)

(昭和35年3月31日)
(条例第23号)

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害防止上必要な制限、法第40条及び法第43条第2項の規定による建築物等の制限の附加、法第49条第1項の規定による建築物の制限又は禁止、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に関する対象区域及び日影時間の指定並びに法第69条の規定による建築協定の実施に関しては、この条例の定めるところによる。

第4章 災害危険区域における建築制限等

第1節 災害危険区域及び建築制限

(災害危険区域の指定)

第65条 次の区域を災害危険区域に指定する。

白石区東米里

(災害危険区域の種別)

第66条 災害危険区域を次の2種に区分する。

第1種区域 出水による危険が著しい区域

第2種区域 第1種区域以外の区域

2 前項に規定する災害危険区域の種別区域は、市長が定める。

(建築物の床面の高さ)

第67条 災害危険区域内において、建築物を建築する場合の床面の高さは、その敷地の接する道路(2以上の道路がある場合においては最高路面の道路)の路面の中心を基準として次の表に掲げる数値以上としなければならない。

災害危険区域の種別	床面の高さ(単位メートル)
第1種区域	1.5
第2種区域	1

(基 礎)

第68条 災害危険区域内において、建築物を建

築する場合は、基礎を鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、盛土上に設ける基礎で、市長が構造耐力上支障がないと認める場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

2 前項の基礎の上端は、床面から30センチメートル以下とはならない。

(便槽の高さ)

第69条 災害危険区域内において、建築物を建築する場合のくみ取便所は、便槽の上端を基礎の上端以上としなければならない。

(制限の緩和)

第70条 災害危険区域内において、建築物を建築する場合で、特に市長が災害防止上支障がないと認めるものについては、前3条に規定する制限を緩和することができる。

(適用の除外)

第71条 災害危険区域内において、次の各号の一に該当する建築物を建築する場合は、第67条から第69条までの規定は適用しない。

(1) 居室(法第2条第4号に規定するものをいう。)を有しない建築物

(2) 仮設建築物(法第85条に規定するものをいう。)

(3) 敷地及び周囲の状況により、特に市長が災害防止上支障がないと認めた建築物

第2節 その他の出水区域及び建築制限等

(その他の出水区域及び建築制限等)

第72条 災害危険区域に含まれる区域を除き、融雪による出水により安全上及び衛生上著しく支障がある区域(以下「融雪による出水区域」という。)内において建築物を建築する場合は、第67条から第71条までの規定を準用する。この場合第67条中「災害危険区域」とあるのは「融雪による出水区域」と

災害危険区域の種別	床面の高さ(単位メートル)
第1種区域	1.5
第2種区域	1

とあるのは、

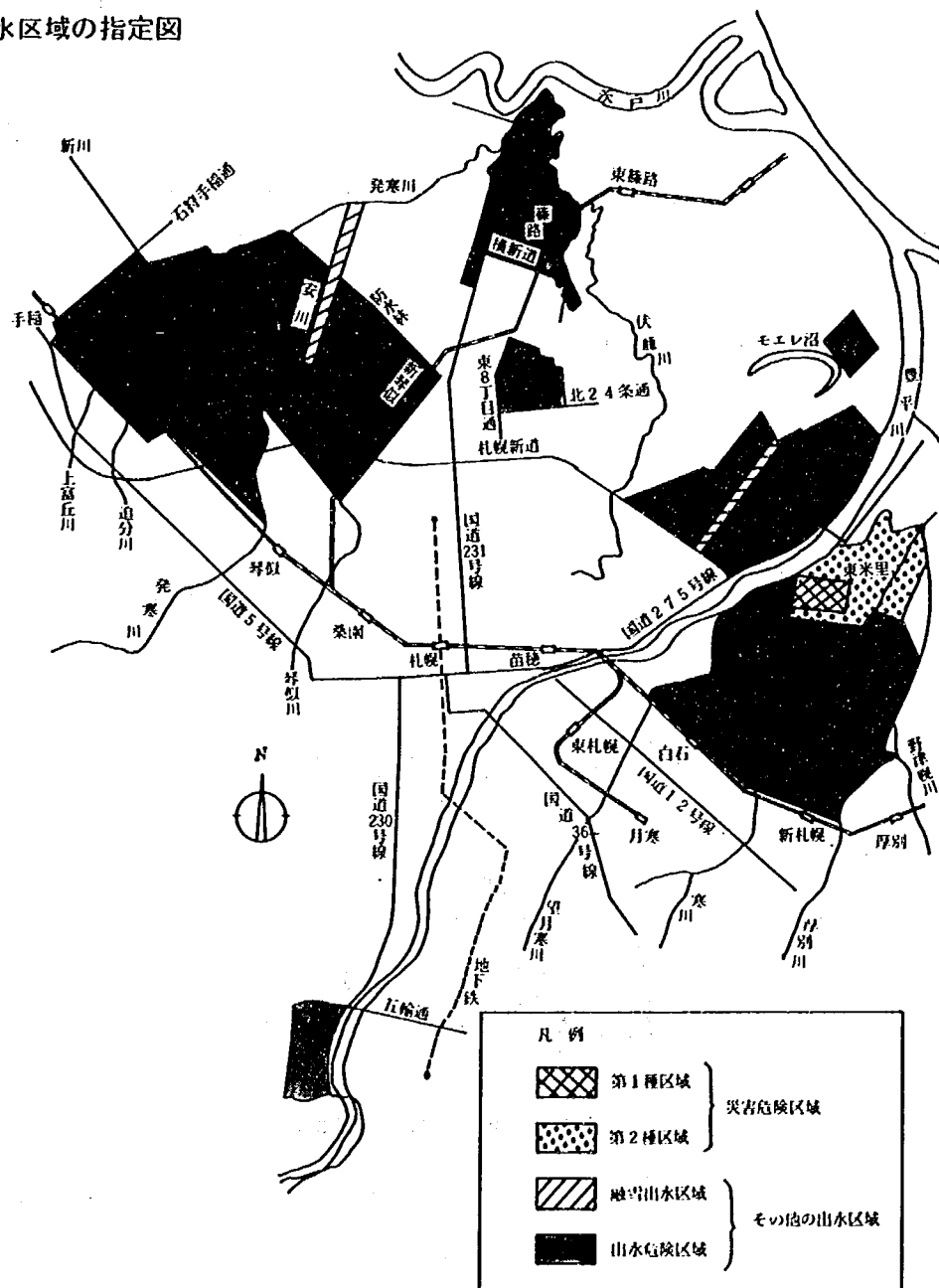
床面の高さ(単位メートル)
0.6

と読みかえるものとする。

2 前項に定める融雪による出水区域のほか、出水の危険が著しい区域内に建築物を建築する場合は、前項に定める基準に適合するようにつとめなければならない。

3 前2項に規定する区域は、市長が定める。

出水区域の指定図



7-3 北海道厚岸部浜中町災害危険区域内の建築制限条例

(昭和35年9月28日)
(条例第20号)

(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)
第39条の規定による災害危険区域の指定及び
災害危険区域内における建築物の建築の制限
は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 建築基準法第39条第1項の規定による
災害危険区域として次の区域を指定する。
霧多布、新川、暮埴別及び榑町の区域のうち
国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び
防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地
域

(建築物の建築の制限)

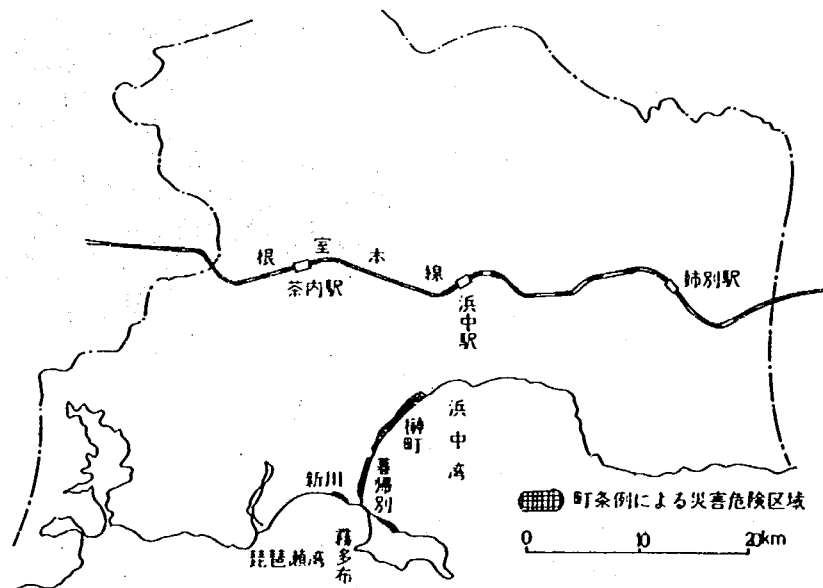
第3条 災害危険区域内においては住居の用に

供す建築物は建築してはならない。但し、次
の各号に掲げる建築物については、この限り
でない。

- (1) 季節的な仮設のもの。
- (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄
筋コンクリート造又は、これに準ずる構造
とするもの。
- (3) 基礎コンクリートとして、その高さを防
潮堤の高さと同等以上とするもの。
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上
とした地盤に建築するもの。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



浜中町条例による災害危険区域

7-4 青森県中津軽郡岩木町建築基準条例

(昭和50年12月1日)
(条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、別図に標示したとおり(以下省略)の地域を指定する。

第3条 災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講じることにより、安全上支障がないもの及び季節的な仮設のもので町長が認めた場合はこの限りでない。

2 住居の用に供する建築物以外の建築について、災害防止上必要な制限は次のとおり定める。

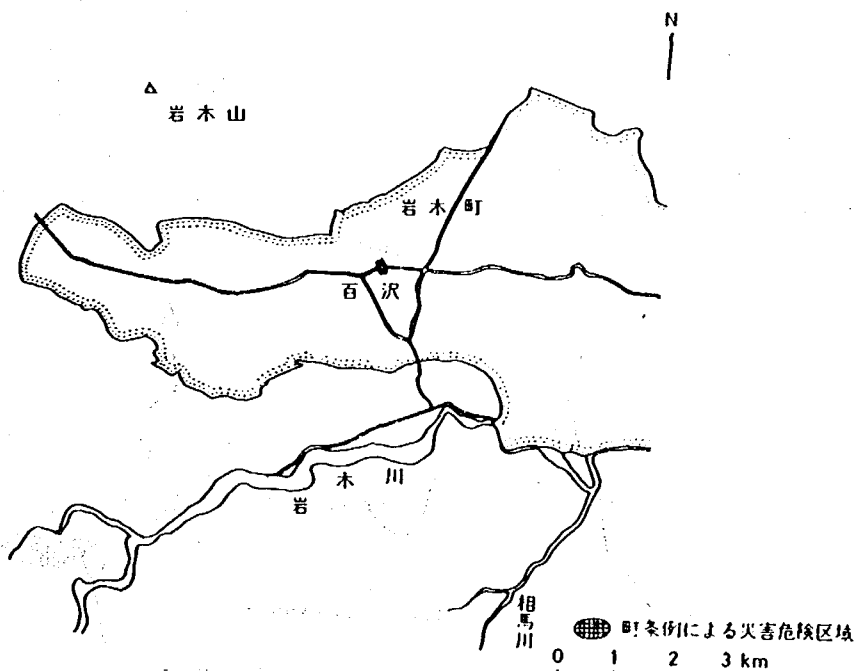
1. 地盤高は、関係法令によるほか、直近の蔵助沢川管理道路の高さより50センチメートル以上高くしなければならない。
2. 主要構造部は、鉄筋コンクリート造り又はこれに準ずる構造でなければならない。

(罰則)

第4条 前条に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者)は10万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



7-5 岩手県東磐井郡川崎村災害危険区域に関する条例

(昭和43年12月22日)
(条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定により、災害危険区域を指定し、同区域内における一定水位以下の出水による災害を未然に防止するため、建築物の敷地及び構造に関する制限を行ない、もって地域住民の安全を図ることを目的とする。

(災害危険区域の指定)

第2条 次の区域のうち、標高18.00メートル以下の区域を災害危険区域に指定する。

(以下省略、図の通り)

(災害危険区域の表示)

第3条 前条に規定する区域は、図面及び標識くいににより表示する。

2 図面は、平面図(縮尺2,500分の1以上)及び横断面図(縮尺縦100分の1、横2,500分の1以上)とする。

3 標識くいは村長が場所を指定して設置する。

4 村長は、第1項に規定する図面を役場に備えておいて縦覧に供する。

(高さの基準)

第4条 この条例に規定する標高は、東京湾中等潮位を基準として定める。

(建築物の建築の禁止及び制限)

第5条 第2条に規定する災害危険区域内においては、住宅、併用住宅、共同宿舍、寄宿舎

又は下宿、その他常時居住の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、地盤面の高さを標高18.00メートル以上として建築する建築物又は次の各号に掲げる建築物はこの限りでない。

(1) 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる耐水構造とし、標高18.50メートル以下の部分を居住の用に供しないもの。

(2) 基礎がコンクリート造又はこれに準ずるもので、かつ、その高さを標高18.50メートル以上として建築するもの。

(制限の解除)

第6条 前条の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

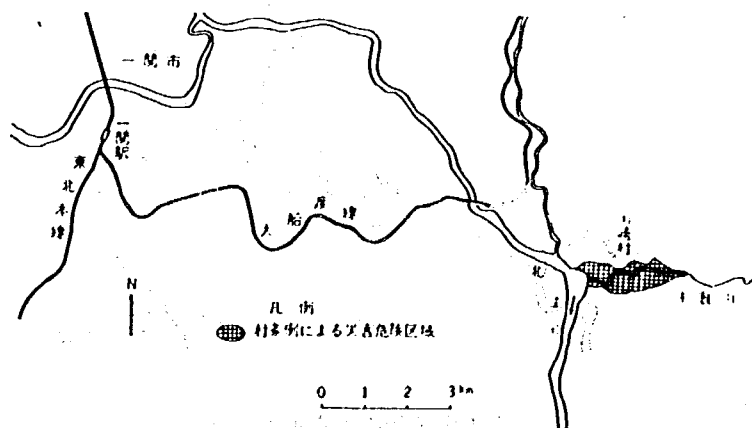
(1) この条例施行の際現に建築されている建築物を増築し、又はその一部を改築する場合

(2) 工事等のために必要とする宿舍、その他これに類するもので存置期間が6カ月未満のものを建築する場合

(3) その他季節的な仮設のもの等で村長が周囲の状況からやむを得ないものと認めた場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



川崎村条例による災害危険区域

7-6 長野県飯田町災害危険区域に関する条例

S 41.3.31 日公布

(趣 旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)

第39条の規定による、災害危険区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の建築の制限はこの条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 次の区域を災害危険区域に指定する。

1. 一級河川天竜川左岸飯田市時又川路及び川路の区域の一部
2. 一級河川天竜川右岸飯田市竜江の区域の一部

第3条 災害危険区域を次の二種に区分する。

第一種区域

1. 前条第1号の区域のうち、天竜川と国鉄飯田線とで囲まれた区域
2. 前条第2号の区域のうち、天竜川と斜面のり尻とで囲まれた区域

第二種区域

第一種以外の区域

(災害危険区域の表示)

第4条 前2条に規定する災害危険区域及び種別は図面によりこれを表示する。

2. 前項の図面は、平面図(縮尺2,500分の1以上)及び、横断面図(縮尺縦100

分の1、横2,500分の1以上)とする。

3. 市長は、第1項の図面を市役所に備えつけ一般の縦覧に供しなければならない。

(建築物の建築の制限)

第5条 第一種災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。

2. 第二種災害危険区域内においては、次の各号に掲げる建築物を除き、住居の用に供する建築物は建築してはならない。

1. 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造、又はこれに準ずる構造とし、前条第2項の横断面図による各断面の最高水位を結ぶ平面(以下「基準水位」という。)以下を居住の用に供しないもの。

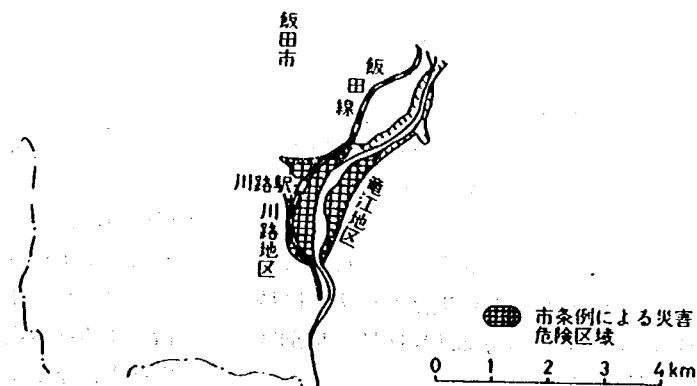
2. 基礎コンクリート造として、その高さを基準水位以下とした地盤に建築するもの。

3. 地盤面の高さを基準水位以上にした堅固な地盤に建築するもの。

4. 季節的な仮設のもの。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



飯田市条例による災害危険区域

(国立防災科学技術センター研究報告第22号より転写)

7-7 名古屋市臨海部防災区域建築条例

(昭和36年3月24日)
名古屋市条例第2号

改正 昭和44年8月12日名古屋市条例第38号
昭和45年12月15日同 第65号

1-7-1 名古屋市臨海部防災区域建築条例

(趣 旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定による災害危険区域としての臨海部防災区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限は、この条例に定めるところによる。

(臨海部防災区域の指定)

第2条 次の区域を臨海部防災区域に指定する。

1. 熱田区のうち、1級国道1号線以南で、堀川以西の区域
2. 中川区のうち、1級国道1号線以南で、庄内川以東の区域及び関西本線以南で、庄内川以西の区域
3. 港区の全域
4. 南区のうち、東海道本線以西の区域

(臨海部防災区域の種別)

第3条 臨海部防災区域を次の5種に区分する。

- 第1種区域 直接高潮により危険のおそれがある臨海埋立工業地の存する区域
 - 第2種区域 出水により危険のおそれのある低地域の開発予定地の存する区域
 - 第3種区域 出水により著しく危険のおそれのある低地域の既成市街の存する区域
 - 第4種区域 出水により危険のおそれのある低地域の内陸部既成市街の存する区域
 - 第5種区域 出水により危険のおそれのある低地域の農村集落の存する区域
2. 前項に規定する臨海部防災区域の種別区域は、規則で定める。

(高さの算定方法)

第4条 この条例において建築物の地盤面の高さ、床の高さ等は、名古屋港基準面からの高

さ(以下「N・P(巾)」という。)とし、測量法(昭和24年法律第188号)第10条に規定する永久標識である1等水準点174-1(名古屋市熱田区市場町22番地先路上所在。N・P(巾)6.278メートルとする。)を基準として算定する。

(用語の定義)

第5条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 耐水構造 次のイ又はロのいずれかに該当するものをいう。

イ 主要構造部である柱及びはり鉄筋コンクリート造、補給コンクリートブロック造、鉄骨造その他これらに類する構造としたもの。

ロ 軸組を浸水に対して特に堅固にした木造で、規則で定める構造としたもの。

2. 避難室・避難の用に供するため平屋建の建築物の小屋裏又は天井裏に設ける居室以外の室で、次のイ及びロに掲げる構造としたものをいう。

イ 床面積の合計は建築物の延べ面積の10分の1以内、床の高さはN・P(巾)3.5メートル以上であること。

ロ 容易に屋根上に脱出できる開口部を有すること。

3. 避難設備 屋根上に脱出するための屋内からの階段若しくははしご及び脱出口をいう。

(居住の用に供する建築物の建築禁止)

第6条 第1種区域内においては、海岸線又は河岸線からの距離が50メートル以内で市長が指定する区域内に住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他常時居住の用に供する建築物を建築してはならない。

(建築物の地盤面の高さ)

第7条 臨海部防災区域内において建築物を建

築する場合においては、建築物の地盤面の高さは、臨海部防災区域の種別に応じて、それぞれ次の表に定めるところによらなければならない。

ただし、第5種区域のうち、新川以東の区域については、 $N \cdot P(H) 1.5$ メートル以上とする。

臨海部防災区域の種別	建築物の地盤面の高さ
第1種区域	$N \cdot P(H) 4$ メートル以上
第2種区域	$N \cdot P(H) 2$ メートル "
第3種区域	$N \cdot P(H) 1$ メートル "
第4種区域	$N \cdot P(H) 1$ メートル "
第5種区域	$N \cdot P(H) 2$ メートル "

2. 次の各号の一に該当するものについては、前項の規定によらないことができる。

1 第2種区域内において、次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、地盤面の高さを $N \cdot P(H) 1$ メートル以上としたもの

イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しない延べ面積が100平方メートル以内の木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造の建築物で、容易に移転し、又は除去することができるもの

ロ $N \cdot P(H) 2$ メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができるもの

2 第3種区域内又は第4種区域内において、基礎を $N \cdot P(H) 1$ メートル以上としたもの

3 第5種区域内において、基礎を $N \cdot P(H) 1.5$ メートル以上としたもの

(建築物の構造)

第8条 臨海部防災区域内において建築物を建築する場合においては、耐水構造としなければならない。

2. 第1種区域内において建築物を建築する場合においては、建築物の構造は、前項の規定にかかわらず、木造以外の耐水構

造としなければならない。ただし、居室を有しない建築物で延べ面積が100平方メートル以内のものについては、この限りでない。

3. 第2種区域内、第3種区域内及び第5種区域内において居室を有する建築物を建築する場合においては、1以上の居室の床の高さを $N \cdot P(H) 3.5$ メートル以上としなければならない。ただし、延べ面積が100平方メートル以内の建築物で、避難室又は避難設備を有するものについては、この限りでない。

(公共建築物等の地盤面の高さ及び構造)

第9条 臨海部防災区域内において、学校、病院、集会場、官公署その他これらに類する公共建築物又は発電所、変電所、排水ポンプ場その他これらに類する建築物を建築する場合においては、第1種区域を除き、延べ面積が50平方メートルをこえる建築物の地盤面の高さは、 $N \cdot P(H) 2$ メートル以上とし、その構造は、木造以外の耐水構造としなければならない。ただし、 $N \cdot P(H) 2$ メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができる構造とした場合においては、建築物の地盤面の高さを $N \cdot P(H) 1$ メートル以上とすることができる。

2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもので、延べ面積が400平方メートルをこえる建築物又は1団地内に建築する住宅戸数が10以上である場合のそれぞれの建築物の地盤面の高さは、 $N \cdot P(H) 2$ メートル以上としなければならない。ただし、木造以外の耐水構造としたものでやむを得ない事由があると認めた場合及び $N \cdot P(H) 2$ メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができる構造とした場合においては $N \cdot P(H) 1$ メートル以上とすることができる。

(地下の建築物に対する制限)

第9条の2 臨海部防災区域内においては、地下の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場その他これらに類する建築物は、次の各号に該当する地下道に接しなければならない。

1 地上に通ずる出入口の最上部の床面及び周壁（最上部の床面に接する部分を除く。）の高さが、第7条第1項に定める建築物の地盤面の高さの最低限度に0.3メートルを加えたもの以上であること。

2 地上に通ずる出入口に、地下道への浸水を防止するための有効な防水壁、防水扉その他これらに類する施設を設けていること。

（特殊の用途に供する建築物等に対する制限の緩和）

第10条 臨海部防災区域内において建築物を建築する場合において、その建築物又は建築物の部分が次の各号の1に該当するものであるときは、第1種区域内を除き、当該建築物又は当該建築物の部分については、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項の規定によらないことができる。ただし、第6号に掲げるものについては、第8条第1項の規定を適用する。

1 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する用途に供する建築物

2 船着場、木材集積場その他これらに類する用途に供する建築物

3 自動車車庫、電車車庫その他これらに類する用途に供する建築物

4 工場、事業場等における作業場で重要な設備装置がない部分

5 居室を有しない建築物又は居室を有しない延べ面積が100平方メートル以内の附属建築物

6 店舗、事務所その他これらに類する建築物の部分又はこれらに附属する居室の一部

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第11条 法第85条第4項の規定により、市長が1年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第7条から第9条までの規定を、既存の建築物を増築し、改築し、又は移転する場合で、周囲の状況によりやむを得ないと認められるものについては、第6条、

第7条、第8条第2項及び第9条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない期間内において市長が定める日から施行する。

（昭和36年名古屋市規則第27号で同年6月1日から施行）

附 則（昭和44年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

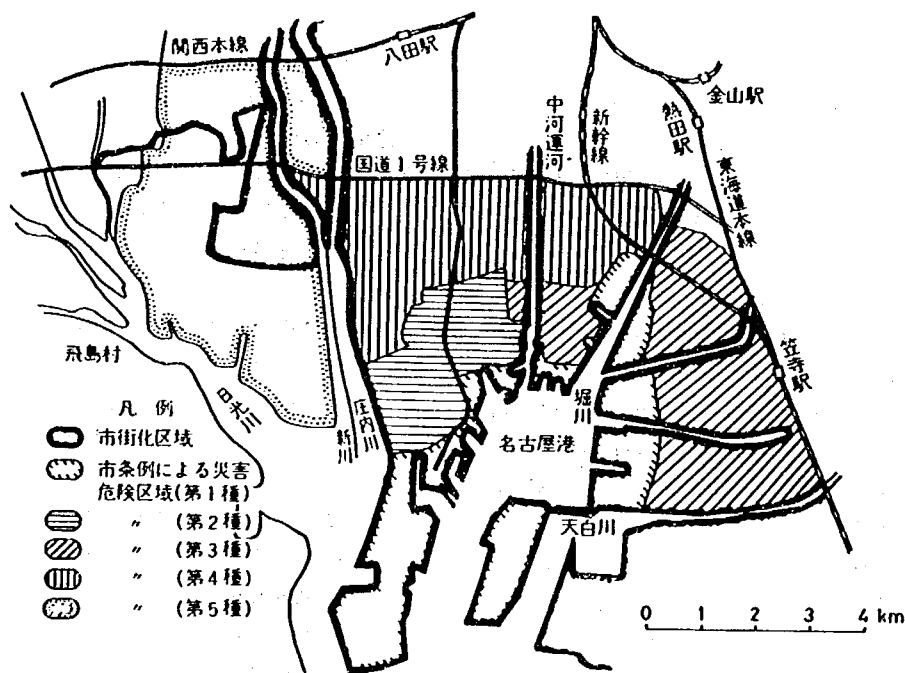
（施行期日）

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第13項による改正後の都市計画法（以下「改正後の都市計画法」という。）第2章の規定に基づく名古屋都市計画区域に係る第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、この条例第2条による改正後の名古屋市屋外広告物条例第6条第1項第1号の規定は適用せず、この条例第2条による改正前の名古屋市屋外広告物条例第6条第1項第1号の規定は、なおその効力を有する。

3 改正後の都市計画法第2章の規定に基づく名古屋都市計画区域に係る用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、この条例第5条による改正後の名古屋市文教地区建築条例第3条第1号の規定は適用せず、この条例第5条による改正前の名古屋市文教地区建築条例第3条第1号の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同号中「法第55条又は法第56条第1項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）による改正前の建築基準法第55条又は56条第1項」と読み替えるものとする。



名古屋市条例による災害危険区域

1-7-2 名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則（抄）

（昭和36年5月15日）
規則 第37号

改正 昭和44年第64号

（目的）

第1条 この規則は、名古屋市臨海部防災区域建築条例（昭和36年名古屋市長令第2号、以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（種別区域の指定）

第2条 条例第3条第2項の規定に基づく臨海部防災区域の種別区域は、次の通りとする。

省 略

（木造の耐水構造）

第3条 条例第5条第1号の規則で定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 建築物の外壁及び主要な間仕切壁の下をコンクリート造の布基礎としたもの
- 2 基礎、土台、柱、はり及び筋かいをそれ

ぞれボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結したもの

- 3 構造耐力上主要な部分である柱の小径を延面積が50平方メートルをこえる建築物については10.5センチメートル以上、その他の建築物については10センチメートル以上としたもの。

- 4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第3項に規定する方法によって算出した軸組の長さのうち、その2分の1以上に筋かいを入れた軸組としたもの

附 則

この規則は、昭和36年6月1日から施行する。
別図（省略）

7-8 島根県大和村災害危険区域に関する条例

(昭和54年7月14日)
(条例第12号)

(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 次の区域を災害危険区域に指定する。
大和村大字都賀行のうち1級村道都賀西部賀行線(都賀行771番の5地先)都賀行大橋西詰から、同所59番5地先都賀行郷橋南詰1級河川江の川支流日平川に接続する区域内の別表の地番とする。

(災害危険区域の表示)

第3条 前2条に規定する災害危険区域は図面に明記し、災害危険基準標高は、計画水位であるT.P 78.770mとする。

2 前項の図面は平面図(縮尺2,500分の1)とする。

3 村長は第2項の図面を村役場に備えつけ一般の縦覧に供しなければならない。

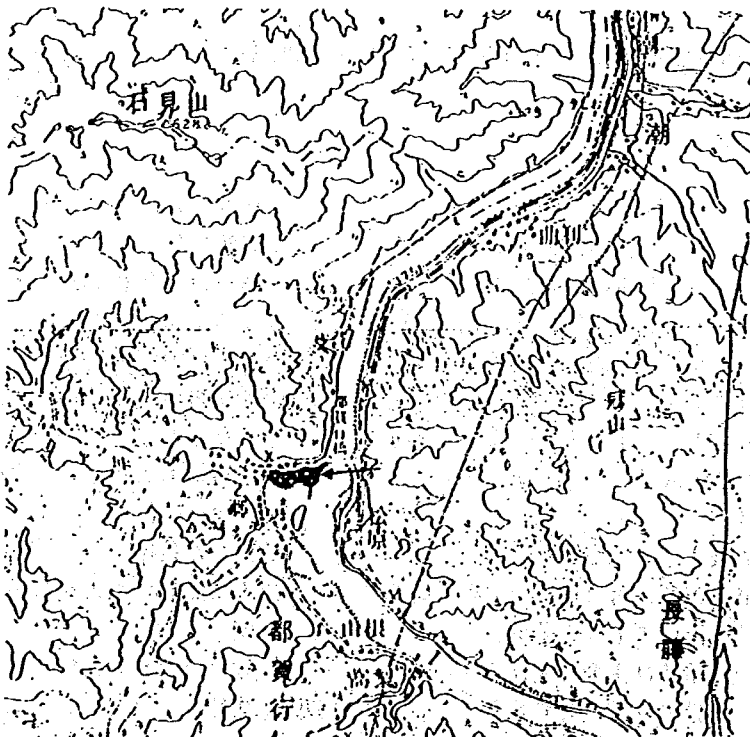
(建築物の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、居住の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。

- 1 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造にし、前条第1項の基準標高(以下「基準標高」という。)以下を居住の用に供しないもの
- 2 基礎コンクリート造としてその高さを基準標高以上とした地盤に建築するもの
- 3 季節的な仮設のもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
災害危険地域の地番(省略)



(昭47条例35)

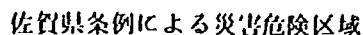
(災害危険区域の指定)

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

3 前号に定める区域を除くほか、津波、高潮、出水、地すべり等による危険の著しい区域につき関係市町村長の意見をきき知事が告示で指定する区域

(災害危険区域内における建築物の建築の制限)

2 災害危険区域内においては、居室を有する建築物（住居の用に供するものを除く。）を建築する場合は、主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、かつ、災害危険区域内における災害に対し安全な構造としなければならない。ただし、災害危険区域の状況等により当該建築物が被害を受けるおそれがない場合は、この限りでない。



7-10 浸水危険地域における建築指導書の事例

(1) 札幌市

低地帯に家を建てられる市民の皆さんへ

最近、住宅建築が盛んになり低地帯にも多くの住宅が建つようになりました。札幌市内においては、主に函館本線より北側に広く低地帯が分布しております。この地域は、水はけが悪く出水による床上浸水の被害が発生しております。

これらの被害を防止するためには、敷地内の

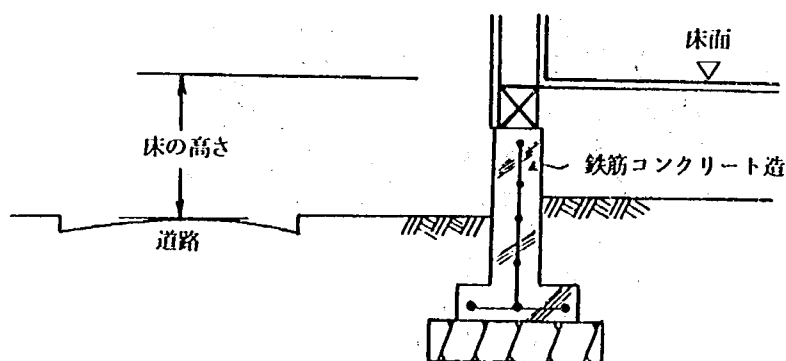
水はけを良くするほか、床の高さや基礎工法などに注意して建築しなければなりません。

札幌市においては、札幌市建築基準法施行条例で出水区域を指定し、この区域内に建築する場合、下記のような規制を行っておりますので充分留意して建築して下さい。

なお、詳細については建築指導部指導課へお問い合わせ下さい。

(札幌市建築基準法施行条例による規制)

区	域	床の高さ	基 礎	便槽の高さ
災害危険区域	第 1 種 区 域	道路面より 1.5 m以上	鉄筋コンクリ ート造	くみ取便所は便 槽の上端を基礎 の上端以上とす る。
	第 2 種 区 域	道路面より 1.0 m以上		
そ の 他 の 出 水 区 域	融雪出水区域	道路面より 0.6 m以上		
	出水危険区域			



(2) 名古屋市

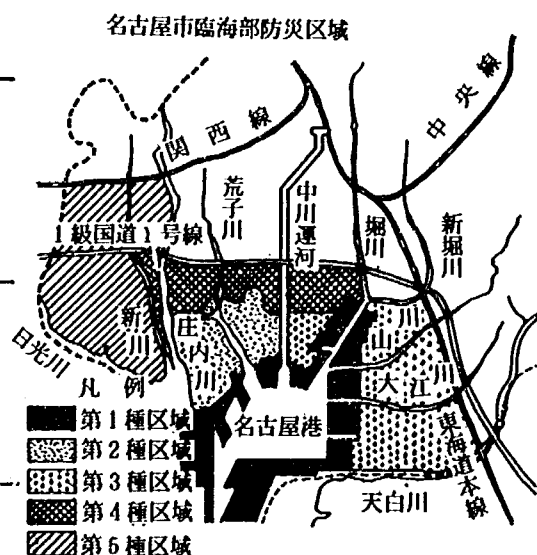
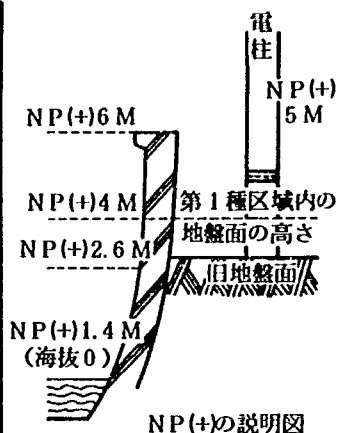
臨海部防災区域内の制限

伊勢湾台風で受けた被害を教訓にして、今後そのような災害を防ぎ市民生活の安全を保持す

るため、条例で防災区域を指定し、各区域ごとに建築物の敷地及び構造について防災上必要な制限を定めています。

名古屋市臨海部防災区域建築条例による区域指定と制限の概要

	構 造	地盤面の 高さ	図 解
第一種区域	木造以外の耐水構造 (例外) 居室のない延べ面積 100 M ² 以内は耐水構造	NP(+) 4メートル以上	NP(+)
第二種区域	耐水構造 1以上の居室の高さを NP(+) 3.5メートル以上とする。	NP(+) 2メートル以上	NP(+)
第三種区域	同 上	NP(+) 1メートル以上 (例外) 基礎がNP(+) 1メートル以上のもの	NP(+)
第四種区域	耐水構造	同 上	NP(+)
第五種区域	耐水構造 1以上の居室の床の高さをNP(+) 3.5メートル以上とする。	NP(+) 2メートル以上 (例外) NP(+) 2メートル以上のもの	NP(+)



資料－8 その他の資料

目 次

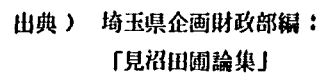
8－1 埼玉県見沼三原則関連	101
(1) 見沼田圃農地転用方針（三原則）	102
(2) 見沼田圃の開発について（三原則補足）	102
(3) 見沼田圃の取り扱いについて（三原則補足）	103
(4) 見沼三原則制定の経緯	103
8－2 岡山県県土保全条例	109
8－3 大阪府災害見舞金内規	112
8－4 北九州市災害弔慰金および見舞金に関する条例	114

THEORY OF THE EARTH

The theory of the earth is a branch of geology which deals with the origin and development of the earth and its various parts. It is a science which seeks to explain the processes which have shaped the earth and its features. The theory of the earth is based on the study of the earth's history and its various parts. It is a science which seeks to explain the processes which have shaped the earth and its features. The theory of the earth is based on the study of the earth's history and its various parts. It is a science which seeks to explain the processes which have shaped the earth and its features.

目次

- 見沼田圃位置図



1. 見沼田圃農地転用方針（三原則）

（昭 40. 3. 5 第 5 回県政審議会
で決定）

1. 八丁堰以北県道浦和岩槻線、締切りまでの間は将来の開発計画にそなえて現在のまま原則として緑地として維持するものとする。
2. 県道浦和岩槻線以北は適正な計画と認められるものについては開発を認めるものとする。
3. 以上の方針によるも芝川改修計画に支障があると認められる場合は農地の転用を認めないものとする。

見沼田圃農地転用規制の運営要領

（昭 40. 3. 関係各課が協議に
より決定）

○ 開発を許容する範囲

- (1) 県道浦和岩槻線以北であること。
- (2) 適正な計画と認められるものであること。
- (3) 芝川改修計画に支障がないものであること。
の三つの条件を満足するものでなければならない。

○ 適正な計画の解釈

- (1) 将来の都市計画にマッチするもの。
（住居地域になる可能性のあること。）
- (2) 宅地法に規定する水準以上の公共施設の配置があること。
（道路敷 20 %, 緑地 3 % など）
- (3) 居住者の安全が十分計られていること。

○ 芝川改修計画に支障がない場合の解釈

- (1) 流出率が増大しないこと。
- (2) 居住地の高さが将来の芝川堤防より高いこと。
- (3) 芝川から一定距離はなれていること。

2. 見沼田圃の開発について（三原則補足）

（昭 40. 5. 10 第 7 回県政審議会
で決定）

首都圏整備関係法の改正（昭 40. 6. 29）に伴う首都圏整備計画の改訂により、本地域の開発方向が決定されるまで、暫定的に次の措置を行なう。

1. 大宮駅から約 2 杆までの地域並びに与野駅から約 1.5 杆までの地域で、開発しても比較的支障の少ない別図に示す地域については、農地の転用を検討する。
2. その他の地域については、昭和 40 年 7 月 31 日までに農地転用の申請を受理したものに限り、農地の転用を検討する。

農地転用の検討の基準（取扱要領）

（昭 40. 5 関係部長の協議
により決定）

1. 農地法の定める基準によること。
2. 大宮駅から約 1.5 杆までの地域で、開発しても比較的支障の少ない別図に示す地域については、1 項のほか、転用目的は運動場、自動車練習場などの構築物の少ないものとし、止むを得ないものに限り住宅とする。
3. その他の地域については、1 項のほか、開発しても支障の少ない地域に限定するとともに、転用目的は運動場、自動車練習場など、構築物の少ないものとし止むを得ない場合においても倉庫など人の居住しない施設とする。
（注）別図略

3. 見沼田圃の取り扱いについて(三原則
補足) (昭44.11.5 県政審議会
決定)

都市計画法に基づく区域分の設定に関連して見沼田圃の取り扱いを次のとおりとする。

1. 全域を調整区域とする。
2. 八丁堰以北県浦和岩槻線及び締切りまでの間は、行政指導及び土地の買取りにより緑地を保全する。
3. 県道浦和岩槻線以北は、可能な限り緑地を保全する方針で、都市計画法及び農地法により規制をする。

(注) 見沼田圃開発の可能性については今後の検討課題とする。

4. 見沼三原則制定の経緯

(1) 沿革

○ 見沼三原則の発端は、芝川の改修問題と芝川のはんらんによってもたらされた水害にはじまる。

見沼田圃を縦に貫流する芝川の改修は、決して最近になって叫ばれたものではなく、大正9年から昭和9年の長期にわたって一大改修が行なわれ、その後都市の発達とともに内水状況が悪化したことに伴い、昭和27年からは中小河川改良事業として再改修に着手し、特に荒川水位との関連から新荒川放水路の掘削や、芝川揚水機の設置が行なわれたが、さらに昭和33年9月及び昭和41年6月の大水害を経験してその改良計画は大巾に改訂され、現在全面改修までにはなおほど遠い感はあるものの、河道拡中等の改修工事を鋭意進めて今日に至っている。しかし昭和33年9月の大洪水までの間は顕著な災害もなかったこと。あるいは見沼田圃そのものも米作が先決であったことから見沼田圃に若干の中小工場進出の動きはあっても、農地を転用して宅地化するような気運は極めて少なく、むしろこの地域に寄せられた関心は農業水利等であった。

(2) 知事からの指示と行政指導の開始

○ しかしながら、昭和33年9月の大水害を契機として、芝川及び見沼田圃は、従来の感覚では理解できないような事態となり、またその対策が緊要なものとなった。特にこの水害は広大な見沼田圃の全域が数日にわたって湛水し、稲作や農業施設の被害も決して少ないものではなかったが、それにも増して、芝川下流域の川口市街の大半を水底に没するという、かつてない甚大な災害をもたらしたものである。この結果災害復旧はもとより、芝川及びその支流河川の早期改修が急務となり、また世評においても見沼田圃の遊水機能というものが改めて認識されるところとなり、当時知事(栗原知事)はこの事態を重くみて、「この見沼田圃をこのまま宅地開発すると、その住民はどうしても洪水の被害からまぬがれない」、また「宅地開発は芝川の遊水機能を減退させ、下流市街地は再びあるいは従前以上の水害を強いられると憂慮し、同33年10月河川課に対しては河川改修計画の再検討と工事の推進を指示するとともに農地課に対しては、とりあえず予見される見沼田圃の宅地化を押える方策として、見沼田圃の農地転用については不許可処分とするよう指示した。

当時宅地規制の関係法令としては、農地法(昭27年法第229号)、建築基準法(昭25年法第201号)、河川法(昭39年法第167号(旧法明29年法第71号))等があったが、見沼田圃全域の宅地化等を抑制する手段としては農地法による農地転用許可の際の行政指導以外に方法がなかったことに起因する。したがって、実質的には昭和33年10月から、当時取扱い件数こそ少なかったが、見沼田圃の農地転用については、合法的な申請であっても、洪水のおそれ、遊水池としての必要性を説得することにより、それを取り下げさせるという宅地造成の規制措置をスタートさせた。

(3) 社会状況の変化

○ このような行政指導も、昭和37年末頃までは災害の記憶も比較的にならなく、また米作の有利性もあって大きな抵抗もなく効を奏し、また、宅地化そのものの動きも緩慢であったが、昭和39年に入ってからには既成市街地周辺や台地の地価の高騰によってこの見沼田圃も急激な都市化の影響を受けるようになり、宅造業者は活発にその立地を田圃に求めるほか、経済成長がもたらした産業設備投資の増大から、工場用地を田圃に求めるものが増加し、独り農地課だけの農地転用抑制だけでは当抵抗しきれない状況へと事態は変ぼうした。

(4) 開発への展望と行政作業の転機

○ このため昭和39年12月に開かれた第3回の県政審議会では、結果的には従来どおりの行政指導を踏襲することとし、新たな対策は次回に持ち越すということとなったが、しかしこの会議では、特に「農地転用許可申請が出されたものについてそれを受けて行政指導にあたる」という農地法だけを足がかりとした消極的な抑制策にとどまらず、「見沼田圃の土地利用、なかんずく計画開発をどうするか」という積極論が焦点となり、この論拠の一つとして「武蔵野線の建設が決り、新東浦和駅の設置が具体化したいま、その周辺は当然市街化の影響を強く受けることになるので、「そのような前提のもとに計画的な大規模な調節池が掘り割り、その掘削土を利用して農家の二、三男の住宅対策に充てたらどうか」という企画部長（現山中副知事）の意欲的な提起があった。

次で翌40年1月の第4回県政審議会においても、見沼田圃問題は論議の中心をなしたが遂に結論は得られず、同年3月の第5回の県政審議会で、より実効ある規制措置を講ずることとして持ち越された。

(5) 三原則の制定

○ このような経緯を踏み、単に口頭指示によった見沼田圃の宅地化規制も、ようやく昭和40年3月5日に開かれた第5回県政審議会の決定によって、以来明文化された規

範をよりどころに見沼田圃の開発行為に対処することとなったが、この決定がいわゆる見沼三原則である。すなわちこの第5回の県政審議会においても、前回と同様開発計画の策定に関する問題が議論されたが、各委員（副知事、各部局長）の発言を注視していた知事が、しばらく各委員の発言を抑えたうえで、知事自らがその場において文案を作り、「見沼田圃農地転用方針（3原則）」という標題のもとに各委員に諮って即決したものである。

この三原則発想の背景は前述のとおりであるが、三原則そのものは文章からも十分理解できるように①芝川改修計画を最優先策としてふまえ、それとの斉合性を保持することを条件として、②八丁堤以北県道浦和～岩槻線、締切りまでの間は、将来の計画的な開発を想定したうえで、暫定的に現状を緑地として維持し、また③県道浦和～岩槻線以北は、主要道路沿いはすでに宅地化が進んだこと、あるいは公共施設が随所に設けられたこと等をふまえたうえで、妥当と認められるものについては開発を認めるというものである。また以上の知事起案になる三原則は規制方針の骨格をなすものであって、実際の運用にあたって尺度とすべき要領については、当時の企画部総務課にその作成が指示されたため、総務課は関係各課と急拠協議のうえ、「開発を許容する範囲」、「適正な計画の解釈」を作成し、数日後この決定事項は各部長に指達された。これによって見沼田圃に対する開発規制は三原則という形で明定化され、農地、建築行政の両課はこの方針に則って直接の行政指導を進め、また河川課においては、三原則というものの展望にたって関係各課との協調のもとに、芝川改修の早期実現に努め、さらに企画部においては将来の開発をどうすべきかの方策を検討することとなった。

(6) 三原則補足事項の決定（見沼田圃の開発）

○ 次で同年9月29日から首都近郊整備地帯の指定等に関する首都圏整備法の一部改正

あるいは近郊整備地帯の整備に関する法律の施行等が予想されたため、同年5月10日第7回の県政審議会を開催し、見沼田圃の開発方向が決定されるまでの暫定措置をどのようにすべきかを「見沼田圃の開発について」を課題として検討し、この結果取扱い要領については関係部長の協議により作成することとされたが、これによって生れたのが「農地転用の基準」である。この内容は大宮駅から半径2km及び与野駅から同じく1.5kmまでの地域については、さきの三原則に照らし、支障のないものは農地転用の容認を前提として検討することとし、また、その他の地域についても昭和40年7月31日までに農地転用の申請を受理したものを限定して、それぞれの位置と転用目的を判断し、遊水機能を損ず、かつ非住家屋に限りこれを是認するという新たな方針が出された。結果的にはこの条件に適合するものは、立前としては行政指導によって開発を極力抑制するとしながらも、消極的には一地域と一時限にしばって開発を認めることとなった。したがってさきの三原則の取扱いにあたっては、大宮、与野両駅近郊については図示によって一応の具体的基準が生れたことになり、当時宅地化の気運が強かった主要道路沿いの農地転用については、おおむね転用が許可されることとなった。

(7) 行政指導の強化

○ このようにして、一時的には転用許可と直行して行なわれた、行政指導によって、宅地化の要求は一応回避できたが、しかし昭和42年に入ると都市化の反映は一段と強まり河川改修上支障があるとされる芝川隣接地や、県道浦和～岩槻線以南についても農地転用の許可申請は相次ぎ、特に三原則を適用した不許可処分あるいは、申請書返戻処分を不服とする行政不服審査請求や民事事件に関連した小作主事の地裁換問が行なわれるに及び、農地課からは行政指導の限界を越えたとして三原則改正等の抜本的対処策を求める要求が出された。このため

昭和43年4月の第21回、県政審議会においては「見沼三原則維持の是非」の問題が取り上げられたが、結論としては「見沼三原則は今後も継続して維持し、例えば行政不服審査や訴訟に持ち込まれて仮りに敗訴しても、その弁明において遊水地に家を建てることの危険から住民を保護するものであることや、芝川下流の住民を保護するということを強く訴える」という確認に止まった。なおこれが確認後個別のケースの処理については行政推進対策委員会土地利用部会にその検討を委任され、行政不服審査請求の事案は農地課あるいは河川課のたび重なる折衝の結果、一部地域を河川用地として買収することにより和解し、その他についても代替地のあっ旋その他の行政指導によって、かろうじて現状維持を全うすることができた。

(8) 三原則補足事項の決定（都市計画法施行に伴う見沼田圃の取扱い。）

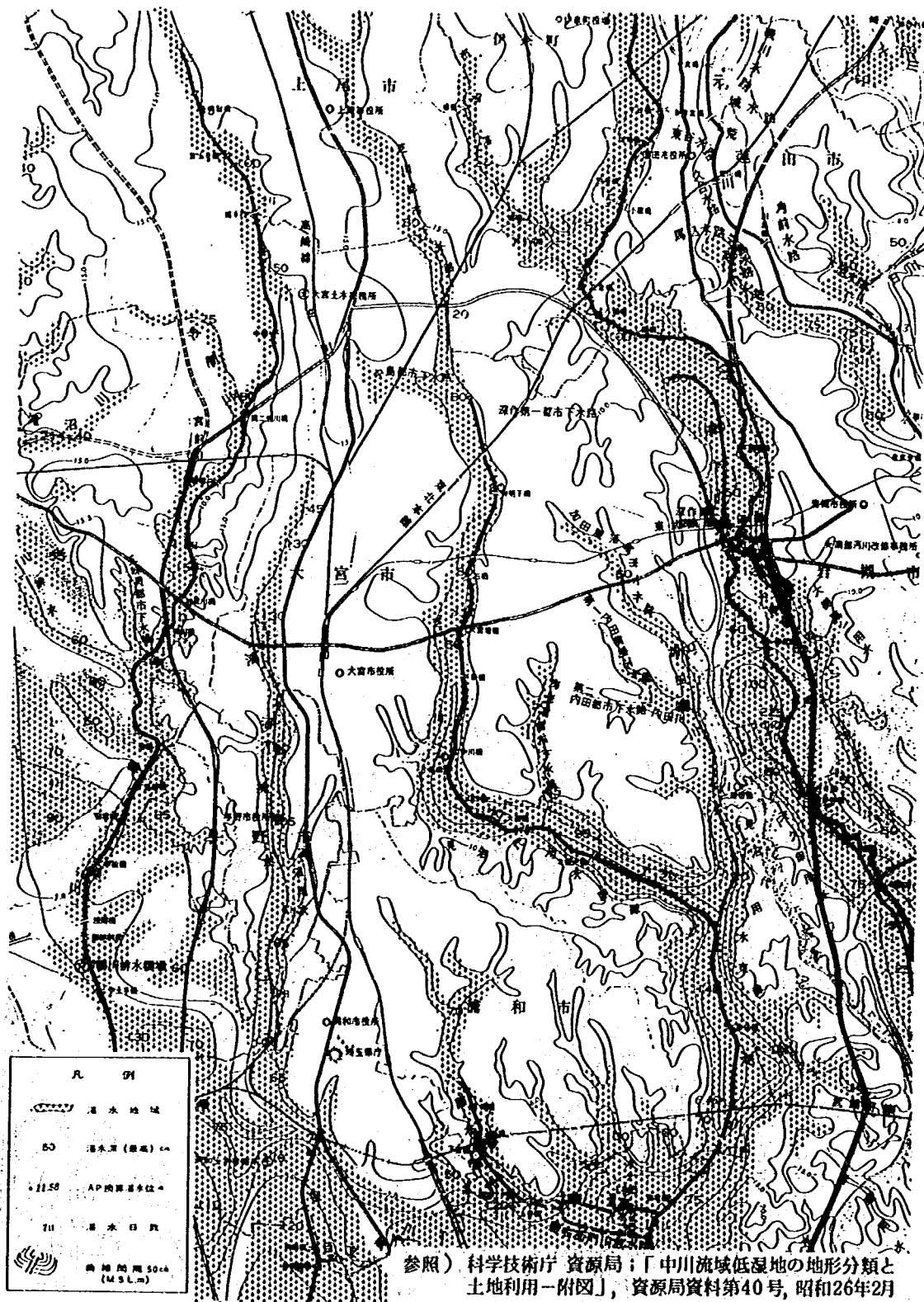
○ 次に昭和43年6月に新都市計画法（法第100号）が公布され、翌44年6月同法が施行されたことに伴い再度見沼三原則の取扱いについて検討がせられたため昭和44年11月第22回の県政審議会を開催してその善後策が検討された。この結果将来の総合的な開発にそなえるとともに従来の三原則の思想である「見沼田圃及び芝川下流域の洪水被害を抑えるという姿勢を堅持し、開発行為をより一層規制する目的で①見沼田圃全域を新都市計画法に基づく区域区分の設定において市街化調整区域とすること、②八丁堤以北県道浦和岩槻線及び締切までの間は従来どおり行政指導によって現状維持に努めるが、さらにその姿勢を一步進めて指導に応じないものについては土地買取りを行うこと、③県道浦和～岩槻線以北については、極力緑地を保全する方針で都市計画法及び農地法によって規制すること、の3点を定めた。これが現行の「見沼田圃の取扱いについて」であって、明文化された見沼三原則が作られて以来、時期的変化に応じ、またその時々時代の要請から補完

してきた規制指針の最終的なものである。

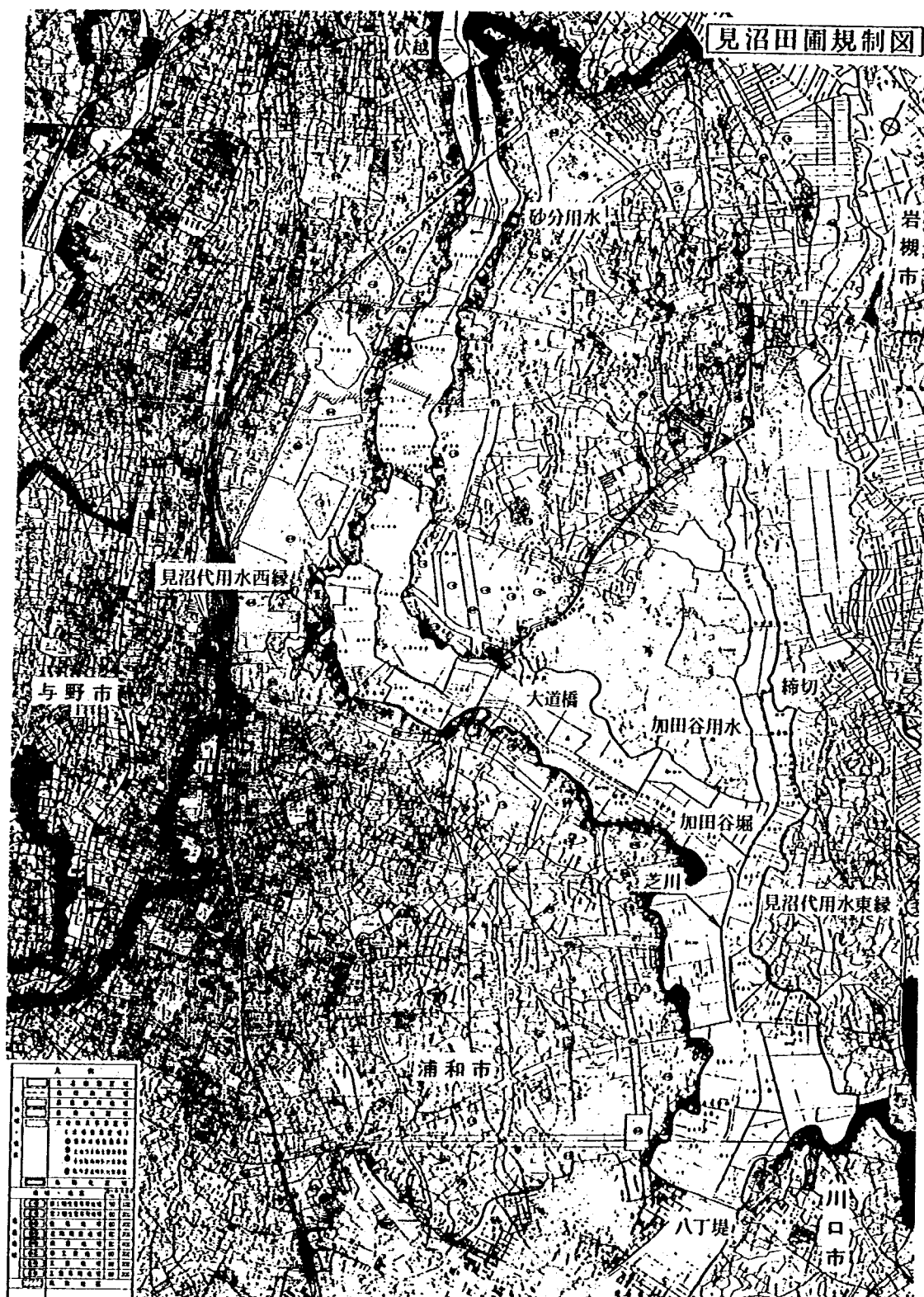
なお、この審議会においては「見沼田圃開発計画を策定」という案が併せて検討されたが、資料の不足等から、将来の検討課題とされた。

(9) 三原則の解釈と今後の対処の仕方

- 以上が見沼三原則が定められた沿革であって最終的に定められた「見沼田圃の取り扱いについて」のうち一見積極的にみえる「土地買取り」も決して予算措置を保証したうえでのものではなく、現在まで首都20～30km圏に位しながら、とにかく見沼田圃がおおむね当初の形態のまま存置し得たことは、それぞれ直接行政指導にあたった職員の容易でなかった努力の所産であるが、今ここで見沼三原則を理解する場合、由来そのものの原点を今一度想起しながら今後の対策を検討する必要がある。また、このような経緯からみれば、見沼三原則とは最終的な「見沼田圃の取扱い」だけを単独にとらえるべきものではなく、「見沼田圃農地転用方針」を基本的なものとして合せ考え、また見沼田圃の形態そのものには変化がなくとも、芝川流域全体の市街化の進行や都市排水の増大、あるいは地盤沈下の進行等も新たな要素として考慮する必要がある。さらにまた、そのような要素のほかに見沼田圃そのものも、規制手段としては当初の農地法による転用規制のほか都市計画法による開発規制あるいは圃場整備地区については事業完了後8年間目的外の使用規制等、二重、三重の法的規制が加わったが、しかしこれらの法律をもって完全に規制できるものではなく、近傍における交通網の整備発達、都市基盤の整備あるいは市街化区域における激しい土地価格の騰貴等、見沼田圃を開発のために求めようとする要素は余りにも多く、このような傾向は今後ますます強くなることが予想される。



見沼田圃附近 流域等高線・洪水状況図



見沼田圃規制区域図

8-2 岡山県県土保全条例

〔昭和48年3月27日〕
〔岡山県条例第35号〕

改正（省略）

（目的）

第1条 この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、地域における現在及び将来の住民の生命、健康及び財産を保護するため、ひいては県上の秩序ある発展を図るため、欠くことのできない条件であることにかんがみ、開発行為の許可基準その他開発の適正化に関し必要な事項を定め、県土の無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為を行なう土地の区域をいう。
- (3) 事業主 開発行為に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
- (4) 工事施行者 工事の請負人（下請人を含む。）又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

（県等の責務）

第3条 県及び市町村は、この条例の目的を達成するため必要な施策を実施し、合理的な土地利用計画に基づく土地の利用の合理化に関する施策の実施とあいまって、県土の保全とその秩序ある発展を図るよう努めなければならない。

2. 事業主及び工事施行者は、開発行為の実施にあたっては、安全で良好な地域環境の確保に努めるとともに、県又は市町村が実施する土地の開発の適正化及びその利用の合理化に関する施策に協力しなければならない。

3. すべて県民は、安全で良好な地域環境を確保することが地域における現在及び将来の県民の生命、健康及び財産を保護するため欠く

ことのできない条件であることを深く認識し、県又は市町村が実施する土地の開発の適正化及びその利用の合理化に関する施策に協力しなければならない。

（開発行為の事前協議等）

第4条 10ヘクタール以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、当該土地の所有権その他土地を利用する権利を取得する契約の締結前に、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議しなければならない。

2. 知事は、前項の協議が終了したときは、関係市町村の長に対し、当該協議に係る開発行為を行なおうとする事業主との間において、次に掲げる事項について開発協定を締結することを要請しなければならない。

- (1) 開発行為を行なう土地の利用目的及び処分に関する事項
- (2) 公共施設及び公益的施設の整備及び管理に関する事項
- (3) 給、排水施設等の整備及び管理に関する事項
- (4) 文化財及び自然環境の保護に関する事項
- (5) 公害及び災害の防止のための措置に関する事項
- (6) 開発協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (7) その他安全で良好な地域環境の確保に関し、知事が必要と認める事項

3. 事業主は、関係市町村の長から開発協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

（開発行為の許可）

第5条 1ヘクタール以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行なう開発行為は、この限りでない。

2. 前項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に、規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 開発区域の位置、区域及び面積
- (2) 開発行為を行なう土地の利用目的

(3) 開発区域において予定される建築物その他の施設の種類及び規模

(4) 工事の設計

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 工事施行者の住所及び氏名

(7) その他規則で定める事項

3. 開発許可には、安全で良好な地域環境の確保のため必要な限度において条件を付することができる。

4. 知事は、開発行為の許可又は不許可の処分をしようとするときは、岡山県土地開発審査会の意見をきかなければならない。

(開発許可の基準)

第6条 知事は、開発許可の申請を受理した場合において、当該申請に係る開発行為が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、開発許可をしてはならない。

(1) 開発区域内の道路、広場その他の公共施設又は公益的施設が、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置されるように措置されていること。

(2) 開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が、当該開発行為の目的及び規模に照らして、災害の防止、通行の安全その他安全で良好な地域環境の確保に支障のないような構造及び規模又は能力で適当に配置され、又は配置されるように措置されていること。

(3) 排水路その他の排水施設が、開発区域及びその周辺地域に溢水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。

(4) がけくずれ又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁の設置等について措置されていること。

(5) 開発区域について将来想定される需要に応じられる量の用水の確保の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造及び能力で適当に配置されるように措置されていること。

(6) 事業主の資力及び信用、土地の性状等から

して当該開発行為の遂行が不可能でないこと。

2. 前項各号に掲げる基準の適用について必要な技術的細目は、規則で定める。

(変更の許可)

第7条 開発許可を受けた事業主が第5条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

2. 前2条の規定は、前項の許可について準用する。ただし、第5条第4項の規定については、規則で定める重要な変更の場合に限る。

(届出)

第8条 開発許可を受けた事業主は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 工事の着手及び完了をしたとき。

(2) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。

(3) 工事を2週間以上中止し、又は工事を再開しようとするとき。

(4) 工事施行者を変更しようとするとき。

(5) 工事を廃止しようとするとき。

(工事の検査)

第9条 知事は、前条第1号の工事の完了の届出があった場合は、その工事が開発許可又は第7条第1項の許可(以下「開発許可等」という。)の内容に適合しているかどうかについて検査することができる。

(許可の取消し)

第10条 知事は、偽りその他不正な手段により開発許可等を受けた者又は開発許可等に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

(監督処分等)

第11条 知事は、開発許可等を受けず、又は開発許可等の内容若しくは開発許可等に付した条件に適合していない工事を施行させ、又は施行している事業主又は工事施行者に対し、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2. 知事は、事業主又は工事施行者が工事を

廃止し、又は中止しようとする場合は、擁壁又は排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（報告、勧告等）

第12条 知事は、事業主、工事施行者又は関係市町村の長に対し、この条例の目的達成のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

（立入検査）

第13条 知事は、この条例による権限を行なうため必要な限度において、その職員又は関係市町村の職員の工事の場所又は事業主若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、工事の実施の状況、工事に関する図書又は工作物その他の物件を検査させることができる。

2. 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（手数料）

第14条 開発許可等を受けようとする事業主は、別に定める額の手数料を納付しなければならない。

2. 既に納付した手数料は、返還しない。

（不服申立て）

第15条 第5条、第7条、第10条又は第11条の規定に基づく処分に不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより知事に対して不服申立てをすることができる。

2. 知事は、前項の不服申立てに対する裁決又は決定を、当該不服申立てを受理した日から60日以内にしなければならない。

（適用除外）

8-3 大阪府災害見舞金内規

第1条 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）により、被災した世帯に対して支給する被災者災害見舞金及び弔慰金並びに大規模な災害が発生した都道府県に対して贈呈する災害見舞金は、この内規の定めるところによる。

第2条 当該市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に

あつては、当該市の区とする。以下同じ。）の区域内において、災害で10世帯以上の世帯の住家が滅失したときは、予算の範囲内において、被災者災害見舞金及び弔慰金を支給する。

「住家が滅失した世帯」の算定は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第2項の規定によるものとする。

2. 前項の被災者災害見舞金及び弔慰金は次のとおりとする。

(1) 被災者災害見舞金

区 分	複 数 世 帯	単 身 世 帯
住家の全焼、全壊、流失等により被害を受けた世帯1世帯につき	10,000 円	5,000 円
住家の半焼、半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯1世帯につき	5,000	3,000

(2) 弔 慰 金

死 者 30,000円

ただし、死体は発見されないが社会通念上生存が不可能と認められる行方不明者を含む。

3. 被災者災害見舞金は被災世帯主に、弔慰金は遺家族に、それぞれ支給する。ただし、被害の状況によって、これを増減し、苦しくは

取りやめ、又は必要に応じ当該見舞金に替えて、その金額に相当する物品を支給することがある。

第3条 他の都道府県において災害による被害が特に甚だしいときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、次表の定めるところによって災害見舞金を贈呈する。

この場合において、被災対象の欄の各号に該当するときはその合計額による。

被災対象	近畿府県の災害見舞金	その他の都道府県の災害見舞金
1. 死者、行方不明者 重軽傷者（重軽傷者は $\frac{1}{2}$ ）	100人以上 200人未満 50万円	100人以上 200人未満 30万円
	200人以上 300人未満 80万円	200人以上 300人未満 50万円
	300人以上 100万円	300人以上 100万円
2. 全壊、全焼、流失 半壊、半焼	1000戸以上 2000戸未満 50万円	1000戸以上 2000戸未満 30万円

被災対象	近畿府県の災害見舞金		その他の都道府県の災害見舞金	
(半壊、半焼は $\frac{1}{2}$ 、 床上浸水は $\frac{1}{3}$)	2000戸以上 4000戸未満	80万円	2000戸以上 4000戸未満	50万円
	4000戸以上	100万円	4000戸以上	100万円

2. 前項の災害見舞金は、本府において救援隊を派遣したとき、救援物資を贈呈したとき、稀にみる大災害のとき及び府下に甚大な災害をうけたとき等は、被害の状況等によって、これを増減し、又はとりやめることがある。

第4条 前2条に該当しない場合であっても、災害の実情その他の事情により、知事が特に必要があると認めた場合にあっては、第2条に規定する災害見舞金若しくは弔慰金を支給し、又は第3条に規定する災害見舞金を贈呈することができる。

2. 前項の贈呈金額は前2条の規定を勘案し、そのつど知事が定めるものとする。

附 則 (昭和27年)

この内規は、昭和27年8月1日から施行する。

附 則 (昭和33年)

この内規は、昭和33年6月1日から施行する。

附 則 (昭和38年)

この内規は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則 (昭和40年)

この改正規定は、昭和40年1月10日から適用する。

附 則 (昭和46年)

この改正規定は、昭和46年3月1日から適用する。

附 則 (昭和48年)

この内規は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年)

この内規は、昭和49年10月1日から適用する。

8-4 北九州市災害弔慰金および見舞金
に関する条例

(昭和46年7月21日)
(条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、地震、暴風雨、洪水、地すべり、土砂くずれまた火事による災害が市に発生した場合、市民の死亡または住家等の被害に対し、弔慰し、または見舞することを目的とする。

(弔慰金)

第2条 弔慰金、前条の災害により死亡した場

合、同居の遺族に贈る。

2. 弔慰金の額は、遺体1体につき30,000円とする。

(見舞金)

第3条 見舞金は、第1条の災害により住家または店舗(生計上主たる収入源として営業のなされる建物(住家を除く)をいう。以下同じ)に被害があった場合、その住家に居住していた世帯またはその店舗で営業していた者に対し、次の区分により贈る。

区 分	住 家					店 舗
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上の世帯	
全壊・半壊・全焼	5,000 円	7,000 円	10,000 円	13,000 円	15,000 円	5,000 円
流失・半焼	2,500	3,500	5,000	6,500	7,500	2,500
床上浸水		2,000		3,000		／

2. 前項の被害程度の判定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)にもとづく判定基準による。

(適用除外)

第4条 次の各号の1に該当する場合は、弔慰金または見舞金を支給しない。

(1) り災者が、法人または団体であるとき。

(2) り災者が、自己の不法な行為によっ

て被害を受けたとき。

(3) 公務上または業務上死亡して、法令にもとづく補償を受けるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則 (昭和46年6月21日条例第20号)この条例は、公布の日から施行する。

〔 引 用 文 献 〕

1. 国土庁編；「第三次全国総合開発計画」，1977. 11
2. 土木研究所総合治水研究室；「建築物の耐水化に関する研究」，土木研究所資料No 1916，1983. 2
3. 建設省土木研究所；「建築物の耐水化に関する調査報告書（第2報）」，土木研究所資料No 1645，1981. 2

総合治水対策の検討・評価に
関する調査報告書〔別冊資料集〕

ISSN 0386-5878
土木研究所資料第2082号
昭和59年3月(1984)

キーワード 総合的な治水対策, 国土保全, 流出抑制施設,
土地利用の誘導・調整, 条例・要綱, 助成措置。

要 旨 総合的な治水対策を検討・実施し, 国土保全に
資するには, 国の基本方針及び関連法令その他を踏まえ
た条例・要綱, 基術基準等を活用することも必要である
ことから, そのために参考となる資料を整理したもので
ある。



郵便はがき

305-□□

40
円切手
を
は
っ
て
下
さ
い。

茨城県筑波郡豊里町大字旭一番地

建設省土木研究所

総合治水研究室御中

No. _____

配布先氏名

配布先住所

土木研究所資料第2082号

No. _____





土木研究所資料第2082号 部
総合治水対策の検討・評価に
関する調査報告書〔別冊資料集〕

上記のとおり受領しました。

所 属（住所）

氏 名

印

